

常陸太田市公共施設等再配置計画

2019（平成 31）年 3 月策定

2024（令和 6）年 3 月改訂

2025（令和 7）年 3 月改訂

常陸太田市

[目 次]

はじめに	1
◎ 計画策定の背景と目的	1
◎ 計画の位置づけ	2
◎ 本計画の記載内容	4
◎ 対象施設	4
◎ 計画期間	5
 第Ⅰ章 公共施設等の保有に係る課題及び再配置の基本方針	6
1 公共施設等の保有に係る課題	6
(1) 将来費用の抑制と財源の確保	6
(2) 市で保有を続ける公共施設等の見極め	6
(3) 保有を続ける公共施設等の適切な維持管理	6
2 公共施設等のあり方に関する基本的な考え方	7
3 再配置における基本的な考え方	9
(1) 再配置に関する基本的な考え方	9
(2) 再配置の方向性の検討フロー	12
 第Ⅱ章 建物系施設の再配置方針	13
1 建物系施設の類型別再配置方針	13
2 建物系施設の地区別再配置	59
 第Ⅲ章 インフラ系施設の再配置方針（長寿命化方針）	66
(1) 道路	66
(2) 橋梁	68
(3) 水道・簡易水道	71
(4) 工業用水道	73
(5) 下水道	75
(6) 公園	77

第3章 再配置の推進に向けて	79
(1) 個別施設における取組の具体化	79
(2) 個別施設における記載内容の更新（1年ごと）	79
(3) 計画の検証・見直しの実施（5年ごと）	79
(4) 市民、利用団体への説明	79

はじめに

◎ 計画策定の背景と目的

本市は、2004（平成16）年に1市1町2村が合併して現在に至っています。旧市町村において、1976年から1990年（昭和50年代前半から昭和60年代）にかけて、多くの学校・コミュニティ施設等の建物系施設や道路等のインフラ系施設を整備しており、その複数の施設を現在も引き継いでいます。今後、これらの建物系施設やインフラ系施設（以下「公共施設等」という。）を維持していくためには、毎年度の維持費、管理運営費等のほか、老朽化に伴う改修や更新に係る経費が必要になりますが、本市の厳しい財政状況を踏まえると、現在保有する公共施設等の全てを維持・更新していくことは困難となっています。

この課題に対応していくための第一歩として、2013（平成25）年12月に本市が保有する建物系施設のストック情報・コスト情報・サービス情報を把握して施設ごとに「見える化」を行い、『常陸太田市公共施設白書』として取りまとめました。この公共施設白書等の情報を踏まえ、全体的な視点から公共施設等のあり方について基本的な考え方や方針、今後の方向性を定めた「常陸太田市公共施設等総合管理計画」を2017（平成29）年3月に策定し、その後、各施設の取組状況等を踏まえ、2024（令和6）年3月、2025年（令和7）年3月に改訂を行っております。

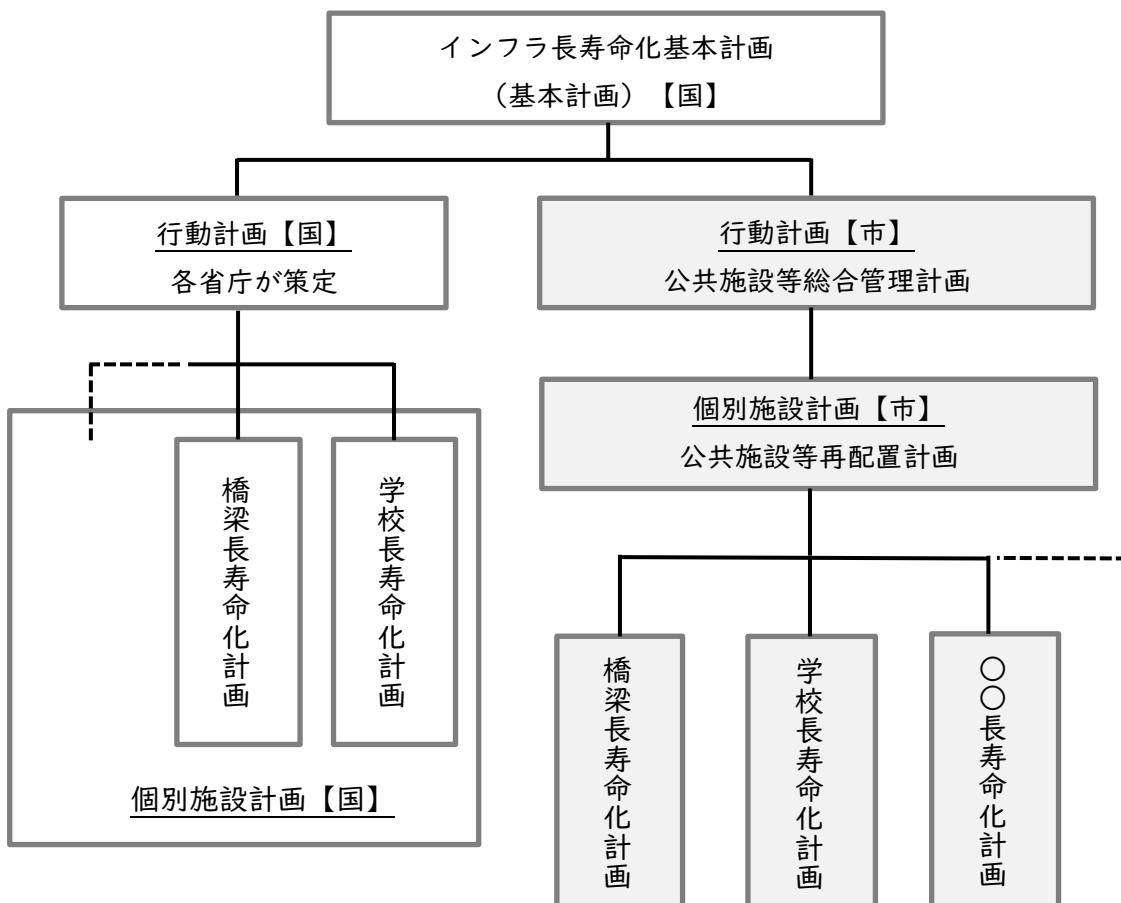
常陸太田市公共施設等再配置計画（以下「本計画」という。）は、これらの白書・計画等及び将来のまちづくりを踏まえ、将来のよりよい市の姿及び市財政の健全化に向けて、具体的な公共施設再配置のあり方を提示することを目的とし、策定するものです。

◎ 計画の位置づけ

2013（平成 25）年 11 月に、国の公共施設（インフラ）老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において、『インフラ長寿命化基本計画』が策定されました。計画では、各公共施設（インフラ）の管理者及び所管する立場にある国や地方公共団体の各機関は、「インフラ長寿命化計画（「行動計画」）」の策定と、これに基づく個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として「個別施設毎の長寿命化計画（「個別施設計画」）」を策定し、適切に公共施設（インフラ）を管理していくことが求められています。

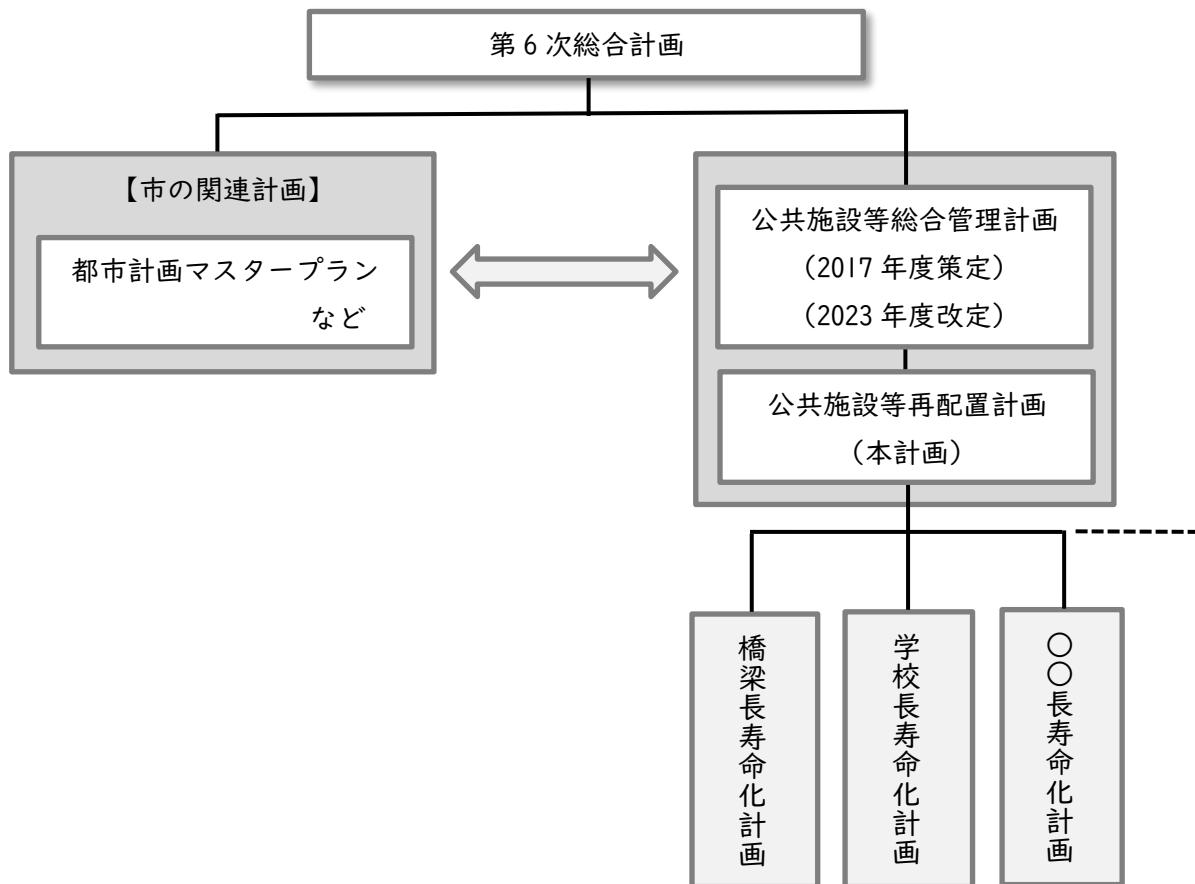
本計画は、本市における「個別施設計画」の位置づけとなります。

図表 0-1 計画体系



また、本市の計画体系としては、『常陸太田市第6次総合計画 後期基本計画』（2022（令和4）年3月策定）を最上位計画として位置づけており、その下に、『常陸太田市都市計画マスタープラン』（2020（令和2）年3月策定）など市の関連計画、『常陸太田市公共施設等総合管理計画』（2017（平成29）年3月策定、2024（令和6）年3月改訂、2025年（令和7）年3月改訂）及び本計画が位置づけられます。今後、個別施設の取扱の具体化においては、本計画との整合を図りつつ進めます。

図表 0-2 本市の他計画との関係



◎ 本計画の記載内容

本計画では、次の事項について定めています。各項目については、今後の点検・診断結果や調査、具体化に向けた検討内容を基に、更新していくことを想定しています。

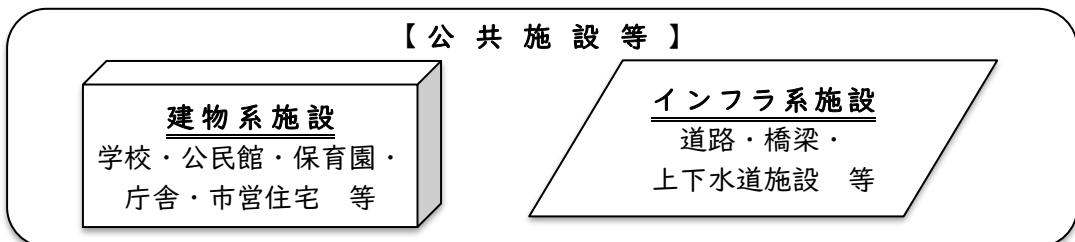
図表 0-3 本計画の記載項目

目次	はじめに	第1章	第2章, 第3章			
項目	対象施設	計画期間	対策の優先順位の考え方	個別施設の状態等	対策内容と実施時期	対策費用

◎ 対象施設

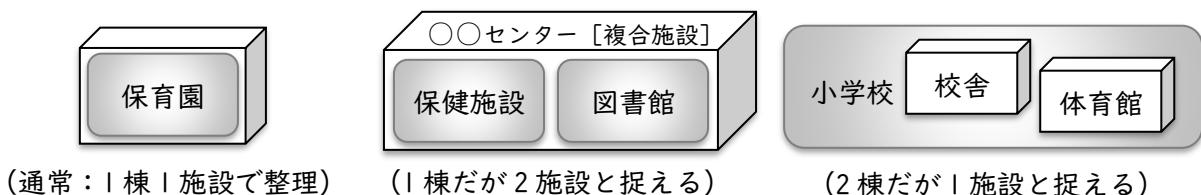
本計画は、学校・公民館・保育園・庁舎・市営住宅等の「建物系施設」と、道路・橋梁・上下水道施設等の「インフラ系施設」の両方を合わせた「公共施設等」の全体を対象としています。

図表 0-4 計画の対象とする公共施設等の範囲



また、建物系施設については、原則として機能ごとに施設を分類・整理しています。例えば、「交流センターふじ」や「水府総合センター」などの複合施設は建物としてみれば1棟ですが、建物内の機能（市民交流施設や図書館分室等）を区別して、それぞれを1つの施設として整理しています。逆に、小学校、中学校、市営住宅等は複数の建物棟で構成されていますが、全ての棟が一体となって機能を果たすことから、1つの施設として整理しています。

図表 0-5 建物系施設における施設の捉え方（例）

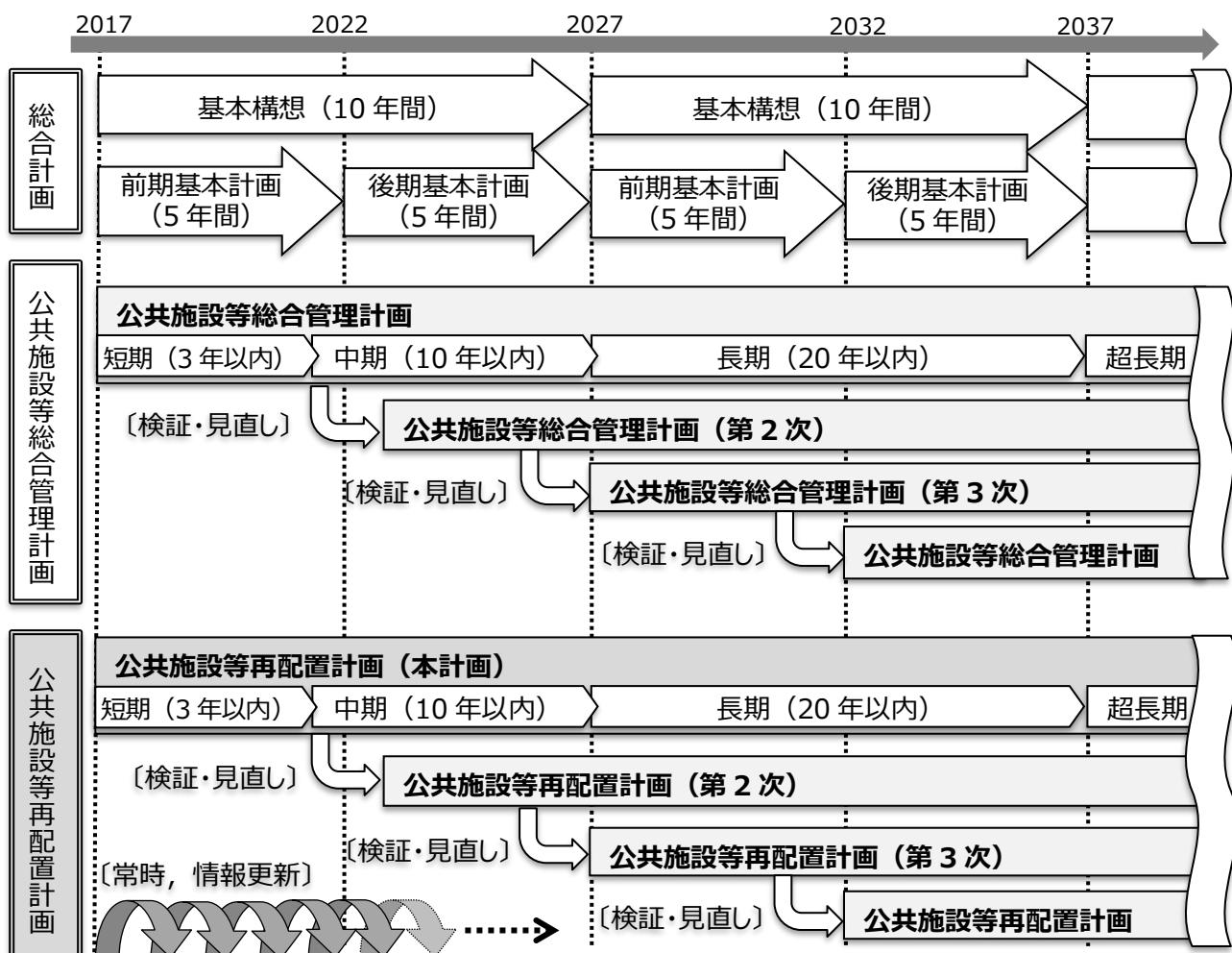


◎ 計画期間

本計画は、上位計画である『常陸太田市公共施設等総合管理計画』に示された方策と整合性を図るため、2017（平成29）年度から2056（令和38）年度までの40年間を対象とします。また、本計画を受けて具体的な取組の検討・実践につなげるため、「短期（即）／短期：3年以内／中期：10年以内／長期：20年以内／超長期」の5期に分けて必要な取組方針を整理しています。

公共施設等のマネジメントは長期にわたる取組であることから、人口動向や歳入・歳出の状況、国の制度変更等の社会経済情勢の変化に対応し、また上位計画との整合を図るため、概ね5年ごとに検証・見直しを行います。なお、5年ごとの見直しだけでなく、個別施設の進捗状況に応じて常時計画の記載情報を更新し、個別施設計画としての記載内容充実を図ります。

図表 0-6 公共施設等再配置計画の検証・見直しのイメージ



※「短期(即)」

対応期限が「短期3年以内」であった施設が、対応目標を完了していない場合において、可能な限り速やかに対応していくもの。

第Ⅰ章 公共施設等の保有に係る課題及び再配置の基本方針

I 公共施設等の保有に係る課題

(1) 将来費用の抑制と財源の確保

施設を整備し保有を続けていくためには、新設時の整備費だけではなく、老朽化や機能の陳腐化に対応した大規模改修や更新（建替え）を行うために多額の費用が必要となります。『常陸太田市公共施設等総合管理計画』の試算によると、現在の施設を全て保有し続けた場合、大規模改修や更新にかかる費用（＝将来費用）は 2017（平成 29）年度から 2056（令和 38）年度までの 40 年間で合計 2,619.2 億円、年当たりに換算すると 65.5 億円に上り、近年の公共施設等に対する平均支出額 22.3 億円の約 3 倍に達すると見込まれています。

この様に、将来費用に対する財源不足を解消するため、将来費用の発生そのものの抑制と充当する財源確保の両面から対策することが不可欠になります。

(2) 市で保有を続ける公共施設等の見極め

本市の公共施設等は、合併前の各市町村で個別に整備したものが多く、住む場所に関わらず市全体で広域的に利用する施設であっても複数保有している場合があります。

また本市では、今後も総人口の減少は続くことが見込まれていることから、定住人口を確保して少子化・人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり持続可能な常陸太田市するために、地域ごとの特性を活かしながら、市全体としての魅力を高めるためのまちづくりを進めています。そのため、将来的な少子化や高齢化の状況や、まちづくりの戦略に応じて、市民に必要とされる公共施設等も変化するものと考えられます。

これらの状況を踏まえると、将来費用の抑制を図るため、今後は、市全体として必要な施設や、これからのかまちづくりのために必要な施設を精査し、将来にわたり市で保有を続ける公共施設等を見極めが必要となります。

(3) 保有を続ける公共施設等の適切な維持管理

市で保有を続ける公共施設等については、利用者の安全性や快適性を確保するために適切な維持管理を実施していくことが必要です。特に、耐震性が確保されていない施設が残っているほか、今後は経年に伴う老朽化対策が必要な施設が増えてくることから、特に利用者の安全確保に留意しながら、適切に維持管理を実施していくことが必要となります。

2 公共施設等のあり方に関する基本的な考え方

本計画は、『常陸太田市公共施設等総合管理計画』の下位計画と位置づけられることから、『常陸太田市公共施設等総合管理計画』に示す「基本的な考え方」及び「基本方針」、「実施方針」に基づいて再配置に取り組んでいきます。なお、本計画に示す「再配置」の取組は、主に【基本方針1】公共施設等の総量適正化に沿った取組と位置づけます。

【公共施設等総合管理の基本的な考え方】

将来にわたり持続可能な常陸太田市としていくために、人口動向等の状況変化を踏まえて、将来のまちづくりに必要なサービス水準を確保しながら、提供方法の見直しを図っていきます。

■基本方針■

【基本方針1】 公共施設等の総量適正化

- 実施方針1-1：市域全体でみた再編・再配置の推進
- 実施方針1-2：市民ニーズ等の状況変化に対応したサービスの適正化
- 実施方針1-3：施設の多機能化・複合化等による保有建物の削減

【基本方針2】 公共施設等に充当可能な財源の確保

- 実施方針2-1：未利用資産の有効活用
- 実施方針2-2：大規模改修や更新に備えた基金の設置
- 実施方針2-3：受益者負担の適正化

【基本方針3】 効果的かつ効率的な保全の実施

- 実施方針3-1：継続的な状態把握及び診断の実施
- 実施方針3-2：長期的な視点に立った計画的な保全の実施
- 実施方針3-3：将来的な施設の取扱方針を踏まえた改修・更新の実施
- 実施方針3-4：バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

【基本方針 4】 公民連携（PPP）の推進

■実施方針 4-1： 管理・運営手法や事業手法の見直しによるサービス

向上

■実施方針 4-2： 民間や地域の提案を活かしたサービス向上

【基本方針 5】 全庁的な取組体制の構築

■実施方針 5-1： 公共施設等に関する情報を効率的に管理・共有する

仕組みの構築

■実施方針 5-2： 全庁的な視点から総合調整を行う場の整備

3 再配置における基本的な考え方

(1) 再配置に関する基本的な考え方

(ア) 再配置の基本的な考え方

先に「2 公共施設等のあり方に関する基本的な考え方」で示したように、再配置の取組は主に『常陸太田市公共施設等総合管理計画』の【基本方針Ⅰ】公共施設等の総量適正化に沿った取組であることから、ここでは、【基本方針Ⅰ】に対応した「実施方針Ⅰ-1」～「実施方針Ⅰ-3」を具体化する形で、再配置の基本的な考え方を以下に示します。

【基本方針Ⅰ】 公共施設等の総量適正化

■実施方針Ⅰ-1： 市域全体でみた再編・再配置の推進

①サービスを利用する人・団体の特性に合わせた再配置とします

- ・公共施設等の再配置に当たっては、各施設を利用する人・団体の利便性に配慮することが重要です。そのため、施設を利用する人や団体の居住エリアや属性といった特性に合わせて、再配置の方針や場所を検討します。
- ・具体的には、市全域に住む人が利用するサービス（＝「全市」）、主に常陸太田地区、金砂郷地区、水府地区、里美地区の地域ごとに利用するサービス（＝「地域」）、主に施設周辺のコミュニティが利用するサービス（＝「近隣」）といった分け方で居住エリアの特性を把握し、エリアの広がりに合わせた配置の適正化を検討します。
- ・利用する人や団体の基本的な属性を、施設本来の設置目的や現在の利用状況から把握し、適切な配置のあり方を検討します。

②地域の拠点となる場所でサービスを提供します

- ・公共施設等、特に建物系施設は人が集まる場所になることから、再配置に当たっては、総量の削減だけでなく、可能な限り市民サービスを維持・向上させることが必要です。そのため、再配置の場所を検討する際には、交通アクセスや災害時の安全性、地域コミュニティにとっての重要性等を考慮して検討します。

■実施方針 1-2：市民ニーズ等の状況変化に対応したサービスの適正化

③施設を取り巻く状況の変化を踏まえて、施設のあり方を見直します

- ・本市は合併によって行政サービスが広範囲化したほか、少子化・人口減少が急速に進んでおり、既存施設の設置当初とは社会状況が大きく変化しています。また今後も、人口減少や高齢化が続き、公共施設等に対する市民ニーズの変化だけではなく、住宅の分布や商業施設が集中する場所などの都市構造についても変化が見込まれます。
- ・そのため、既存施設については現状維持を前提とせず、設置目的や利用実態、今後の利用見込み等の状況変化を踏まえ、廃止や統廃合、減築も含めて、施設のあり方を見直します。
- ・なお、新たなニーズへの対応のために必要な場合には施設整備を行いますが、公共施設等全体として総量抑制を図ることにより将来費用の縮減に努めます。

④インフラ系施設については、都市構造の変化を踏まえた取り扱いを検討します

- ・インフラ系施設は市民生活や企業活動の基盤として不可欠であり、通常は廃止が難しいことから、基本的に長寿命化による将来費用の縮減を図ります。
- ・ただし、今後も少子化・人口減少が続くとともに、住宅の分布などの変化も想定されることから、インフラ系施設についても聖域をつくらず、廃止も含めて検討します。

■実施方針 1-3：施設の多機能化・複合化等による保有建物の削減

⑤将来費用の縮減に向け複合化を積極的に進めます

- ・サービスは維持しつつ将来費用の縮減を図るために、機能ごとに建物を整備するのではなく、1つの建物に複数の機能を配置する「複合化」を積極的に進めます。
- ・複合化に当たっては、現在の利用者のアクセス状況を配慮のうえ、できるだけ場所が近い施設の組合せを検討するとともに、できるだけ建物を長く使い切るため、建替え時期の近い施設の組合せを検討します。
- ・また、同じ人や団体が利用しており1つの場所で用事が済む、新たに多世代交流が生まれるなどのメリットが想定される施設の組合せについても検討します。

⑥市が所有する利用が著しく低い土地、建物、スペースの有効活用を図ります

- ・市が所有する未利用の土地や建物、稼働率の低いスペースや空き部屋について、他目的利用への転用や稼働率を上げる等の有効活用方策を検討します。
- ・公共による利用だけでなく、民間事業者への賃貸や売却による有効活用の可能性についても検討し、新たな財源の確保に努めます。

⑦サービス維持とコスト縮減を両立させるため、多様な主体との連携を図ります

- ・サービスはできるだけ維持しつつ将来費用を縮減するため、市域を超えた利用が見込まれる施設については、周辺自治体と連携して整備する広域化も検討します。
- ・民間事業者などとの連携についても積極的に進め、民間が所有する建物の利用や民間施設との複合化、複数施設の包括管理による効率化、あるいは施設整備を伴わずに市民に同等のサービスを提供する「ソフト化」など、現在の施設に捉われず、あらゆる可能性を検討します。

(イ) 再配置の数値目標

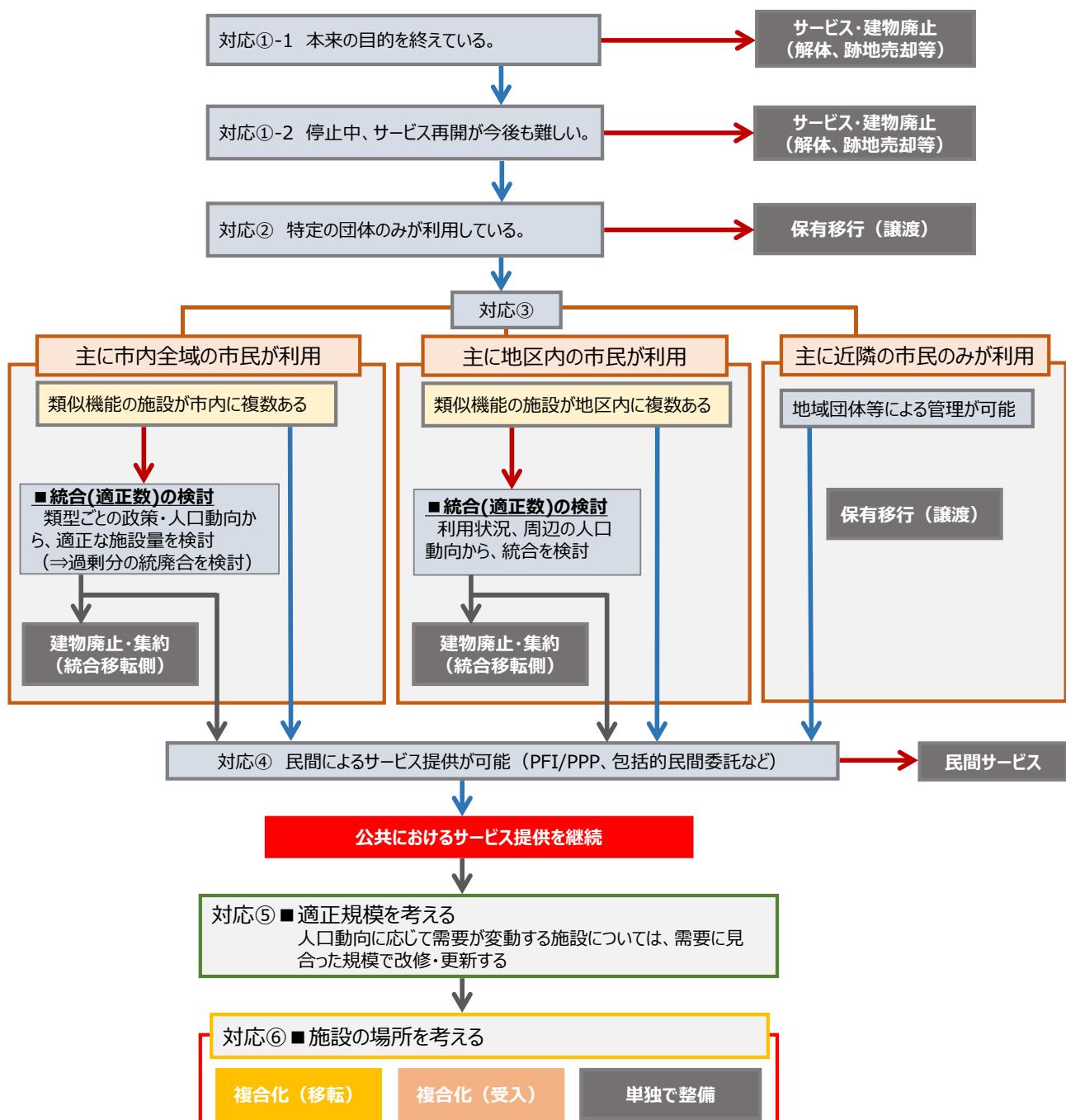
『常陸太田市公共施設等総合管理計画』においては、『常陸太田市公共施設白書』で示された40年間の将来費用不足分約500億円を目標とし、建物系施設について「【基本方針Ⅰ】公共施設等の総量適正化」の取組の具体化により30%程度の施設総量削減を見込んでいます。本計画でも、「将来費用不足分約500億円の縮減」を数値目標とし、「30%程度の施設総量削減」を図ります。

インフラ系施設についても、「支出（コスト）縮減」と「収入（充当可能な財源）確保」の両面から多様な取組を行うことにより、将来費用に対する財源不足の解消を目指します。ただし、インフラ系施設は市民生活や企業活動の基盤として不可欠であり、コスト縮減の取組としての施設廃止の想定が困難なことから、数値目標の設定は行わず、将来的な人口動向・市の政策の方向性等の状況を踏まえて取組を検討していきます。

(2) 再配置の方向性の検討フロー

(1)で示した「再配置に関する基本的な考え方」を踏まえて、個別施設毎の再配置の方針を検討します。検討の際には、まず「本来の目的を終えているか、または停止中、サービス再開が難しいか」「特定の団体のみの利用か」「類似の施設が複数あるか、または地域団体等による管理が可能か」「民間によるサービス提供が可能か」を判断し、結果的にいずれにあてはまらなかった施設を「公共におけるサービス提供を継続する」とこととし、可能な限り規模の適正化や複合化を図ります。

図表 I-1 再配置の方向性の検討フロー



第2章 建物系施設の再配置方針

I 建物系施設の類型別再配置方針

《各類型の見方》

分類 1 行政系施設				小分類	分類名	各施設情報の一覧表 ※経過年の基準は 2024(令和6)年度 ※情報は今後更新予定
(ア) 基本情報(個別施設の状態等)						
No	施設名	地域	管理運営形態	建物構成 棟数	内訳	
【庁舎・支所等】				小分類1⇒ (構成割合)	10 4	
138	常陸太田市役所本庁舎	常陸太田	直営	1棟	常陸太田市本庁舎(本庁舎)	
139	常陸太田市役所分庁舎	常陸太田	直営	1棟	常陸太田市役所分庁舎(分庁舎) ※水府総合センター内	
140	水府支所	水府	直営			
141	里美支所	里美	直営	2棟	役場新庁舎1期、2期	
142	金砂郷支所	金砂郷	直営	1棟	金砂郷支所庁舎	
212	補修事務所・バス車庫	常陸太田	直営	2棟	補修事務所、補修事務所(車庫)	
■目的・機能等						
・設置の目的は、公務の円滑かつ適正な執行を確保するためである。 ・利用者は主に常陸太田市民である。						
■建物状態等						
・30年以上経過した施設が占める割合は、6施設中2施設となる。 ・里美支所西庁舎部分は昭和33年10月建築で、59年が経過する。 ・強工事は行っていない。						
■利用者の特徴等						
・本庁舎、分庁舎については、主に市全域の市民が利用する施設。 ・支所はそれぞれ所在地の地域の市民が主に利用する施設である。						
(イ) 対策の方向性 ※公共施設等総合管理計画の再掲						
方向性		方向性の説明				
サービスを維持しながら人口規模に見合った規模とする		・市庁舎・支所については、サービスを維持しつつ、更なる人口規模に見合った面積・規模としていく。 ・他市における包括委託等の事例を研究し、直営から委託による運営へシフトしていく。				
支所はコミュニティの拠点としての機能を高めるため複合化を図る		・未利用スペースのある支所は、地域の拠点としての機能と複合化を図る。 ・老朽化が進む建物がある支所は、基本的に建物は解体して利用スペースを活用して機能を集約する。				
分類ごとに、「常陸太田市公共施設等総合管理計画」記載の今後の方向性を再掲。						

各施設の再配置に関する対策内容を記載。

左の対策内容を実行する期限を記載。

今後 40 年間でかかる更新・大規模改修・維持管理・運営費の合計額。

【対策未実施】

左の対策内容を実施しなかった場合。

【対策実施】

左の対策内容を対応期限までに実施した場合。

(ウ) 対策内容と実施時期

NO	施設名	対策内容	対応期限	更新等費用 (百万円) 【対策未実施】	更新等費用 (百万円) 【対策実施】	縮減額 (百万円)	縮減率 (%)
138	常陸太田市役所本庁舎	■施設機能維持 ■他施設の庁舎機能を集約 ○常陸太田市役所分庁舎(教育委員会、上下水道部) ○旧ハローワーク(観光振興課等) ○旧法務局庁舎(郷土資料館別館・文化課) ○旧保健所(シルバー人材センター等) ■包括委託等の検討	更新時(2038) 【超長期】	6,751	6,637	114	1.7
139	常陸太田市役所分庁舎	■庁舎機能を市役所本庁舎に集約	更新時(2046) 【超長期】	1,101	466	635	57.6
140	水府支所	■施設機能維持 ■他施設を複合化 ○北消防署 ■包括委託等の検討	更新時(20 【超長期】				0.0
141	里美支所	■施設機能維持 ■他施設を複合化 ○里美保健センター ■包括委託等の検討	2020年3 【短期】				0.1
142	金砂郷支所	■施設機能維持 ■包括委託等の検討	更新時(2074) 【超長期】	242	242	0	0.0
212	補修事務所・バス車庫	■事務所機能廃止 ■建物規模縮小	更新時(2052) 【超長期】	159	130	29	18.1

対策実施による更新等費用の
縮減額・縮減率。

分類 I	行政系施設	小分類	庁舎・支所等
------	-------	-----	--------

(ア) 基本情報(個別施設の状態等)

No.	施設名	地域	管理運営形態	建物構成		施設面積(m ²)	建設年月日	経過年数(廃止年)
				棟数	内訳			
【庁舎・支所等】				小分類計 (構成割合)		11,653.4 m ² (10,465.2 m ²) 4.8% (4.0%)		
130	金砂郷支所分館	金砂郷	直営	1棟	旧金砂郷保健センター	1,188.2 (0.0)	1999/3/31	26
138	常陸太田市役所本庁舎	常陸太田	直営	1棟	常陸太田市本庁舎(本庁舎)	6,690.0	1978/07/01	47
139	常陸太田市役所分庁舎	常陸太田	直営	1棟	常陸太田市役所分庁舎(分庁舎)	1,499.7	1986/07/01	39
140	水府支所	水府	※水府総合センター内			-	2004/10/01	21
141	里美支所	里美	直営	2棟	役場新庁舎1期、2期	1,599.2	1993/10/13	32
142	金砂郷支所	金砂郷	直営	1棟	金砂郷支所庁舎	437.4	2014/03/05	11
212	補修事務所・バス車庫	常陸太田	直営	2棟	補修事務所、補修事務所(車庫)	238.9	1992/01/01	33

※()内は、2015(平成27)年度

■目的・機能等	・設置の目的は、公務の円滑かつ適正な執行を確保するためである。 ・利用者は主に常陸太田市民である。
■建物状態等	・30年以上経過した施設は、7施設中5施設となっている。 ・市役所本庁舎は築40年以上経過しているが、長寿命化計画(2016(平成28)年)に基づき改修を行っている。 ・里美支所西庁舎部分は1958(昭和33)年10月建築で、66年が経過しており、解体予定としている。
■利用者の特徴等	・本庁舎、分庁舎については、主に市全域の市民が利用する施設である。 ・支所はそれぞれ所在地の地域の市民が主に利用する施設である。

(イ) 対策の方向性 ※公共施設等総合管理計画の再掲

方向性	方向性の説明
サービスを維持しながら人口規模に見合った規模とする	・市庁舎・支所については、サービスを維持しつつ、施設の更新時期に合わせて将来の人口規模に見合った面積・規模としていく。 ・他市における包括委託等の事例を研究し、直営からの見直しを検討する。
支所はコミュニティの拠点としての機能を高めるため複合化を図る	・未利用スペースのある支所は、地域の拠点としての機能を高めるため、公的な機関との複合化を図る。 ・老朽化が進む建物がある支所は、基本的に建物は更新をせず、既存建物の未利用スペースを活用して機能を集約する。

(ウ) 対策内容と実施時期

NO	施設名	対策内容	対応期限	更新等費用 (百万円) 【対策未実施】	更新等費用 (百万円) 【対策実施】	縮減額 (百万円)	縮減率 (%)
130	金砂郷支所分館 (旧金砂郷保健センター)	■廃止（建物・機能） ■利活用の検討	2026年3月 【短期】	1,918	1,489	429	22.3
138	常陸太田市役所 本庁舎	■施設機能維持 ■他施設の庁舎機能を集約 ○常陸太田市役所分庁舎(教育委員会、子ども福祉課) ○旧ハローワーク(観光振興課等) ○旧法務局庁舎(郷土資料館別館・文化課) ○旧保健所(シルバー人材センター等) ■包括委託等の検討	更新時(2038) 【長期】	6,751	6,637	114	1.7
139	常陸太田市役所 分庁舎	■庁舎機能を市役所本庁舎に集約	更新時(2046) 【超長期】	1,101	466	635	57.6
140	水府支所	■施設機能維持 ■他施設を複合化 ○北消防署 ■包括委託等の検討	2032年3月 【長期】	336	336	0	0.0
141	里美支所	■建物廃止（西庁舎） ■西庁舎廃止に併せて改修	2027年3月 【短期】	1,298	1,296	2	0.1
		■施設機能維持（東庁舎） ■包括委託等の検討	更新時(2054) 【超長期】				
142	金砂郷支所	■施設機能維持 ■包括委託等の検討	更新時(2074) 【超長期】	242	242	0	0.0
212	補修事務所・バス 車庫	■事務所機能廃止 ■建物規模縮小	更新時(2052) 【超長期】	159	130	29	18.1

※太字は、改訂時に対応内容や対応期限が変更となったもの

分類 I	行政系施設	小分類	消防施設
------	-------	-----	------

(ア) 基本情報(個別施設の状態等)

No.	施設名	地域	管理運営形態	建物構成		施設面積(m ²)	建設年月日	経過年数(廃止年)
				棟数	内訳			
					小分類面積計 構成割合	6,369.4 (6,984.5) 2.6% (2.7%)		
143	南消防署	常陸太田	直営	5棟	消防庁舎、車庫、倉庫、訓練棟B、訓練棟A	3,131.7	2004/01/15	21
144	北消防署	水府	直営	2棟	北消防署(車庫棟)、北消防署(庁舎)	689.5	1994/03/24	31
145	北消防署金砂出張所	金砂郷	※健康センター内					
146	北消防署里美出張所	里美	※里美支所内					
147	消防機械器具置場・詰所 太田 1	常陸太田	直営	1棟	消防機械器具置場・詰所 太田 1	55.9	1990/04/01	35
148	消防機械器具置場・詰所 太田 5-1	常陸太田	直営	1棟	消防機械器具置場・詰所 太田 5-1	76.2	1996/04/01	29
149	消防機械器具置場・詰所 太田 5-3	常陸太田	直営	1棟	消防機械器具置場・詰所 太田 5-3	51.3	1994/02/01	31
150	消防機械器具置場・詰所 太田 5-2	常陸太田	直営	1棟	消防機械器具置場・詰所 太田 5-2	51.3	1995/03/01	30
151	消防機械器具置場・詰所 太田 8-1	常陸太田	直営	1棟	消防機械器具置場・詰所 太田 8-1	74.5	1993/04/01	32
152	消防機械器具置場・詰所 太田 8-2	常陸太田	直営	1棟	消防機械器具置場・詰所 太田 8-2	51.3	1993/04/01	32
153	消防機械器具置場・詰所 太田 9	常陸太田	直営	1棟	消防機械器具置場・詰所 太田 9	79.5	1996/03/29	29
154	消防機械器具置場・詰所 太田 2-1	常陸太田	直営	1棟	消防機械器具置場・詰所 太田 2-1	59.6	1991/04/01	34
155	消防機械器具置場・詰所 太田 2-2	常陸太田	直営	1棟	消防機械器具置場・詰所 太田 2-2	51.3	1993/04/01	32
156	消防機械器具置場・詰所 太田 3-1	常陸太田	直営	1棟	消防機械器具置場・詰所 太田 3-1	76.2	1994/02/01	31
157	消防機械器具置場・詰所 太田 3-2	常陸太田		0棟 (1棟)	消防機械器具置場・詰所 太田 3-2	0.0 (51.3)	1994/02/01	2023 解体
158	消防機械器具置場・詰所 太田 3-3	常陸太田	直営	1棟	消防機械器具置場・詰所 太田 3-3	51.3	1995/03/01	30
159	消防機械器具置場・詰所 太田 6-2	常陸太田		0棟 (1棟)	消防機械器具置場・詰所 太田 6-2	0.0 (51.3)	1993/04/01	2020 解体
160	消防機械器具置場・詰所 太田 6-1	常陸太田	直営	1棟	消防機械器具置場・詰所 太田 6-1	76.2	1996/03/29	29
161	消防機械器具置場・詰所 太田 6-3	常陸太田	直営	1棟	消防機械器具置場・詰所 太田 6-3	51.3	1995/03/01	30
162	消防機械器具置場・詰所 太田 4-1	常陸太田	直営	1棟	消防機械器具置場・詰所 太田 4-1	76.2	1996/01/01	29
163	消防機械器具置場・詰所 太田 4-2	常陸太田	直営	1棟	消防機械器具置場・詰所 太田 4-2	51.3	1994/02/01	31
164	消防機械器具置場・詰所 太田 7	常陸太田	直営	1棟	消防機械器具置場・詰所 太田 7	76.2	1994/02/01	31
165	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 1-1	金砂郷	直営	1棟	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 1	40.5	1981/01/30	44
166	水防倉庫(菜谷)	金砂郷	直営	1棟	水防倉庫(菜谷)	33.0	1976/05/25	49
167	消防機械器具置場 金砂郷 2	金砂郷		0棟 (1棟)	消防機械器具置場 金砂郷 1-2	0.0 (15.4)	1981/03/25	2020 解体
168	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 1-2	金砂郷	直営	1棟	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 3	46.4	1993/03/15	32
169	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 4	金砂郷		0棟 (1棟)	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 1-4	0.0 (52.3)	1994/03/24	2023 解体
170	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 2-1	金砂郷	直営	1棟	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 5	46.3	1994/03/24	31
171	水防倉庫(花房)	金砂郷		0棟 (1棟)	水防倉庫(花房)	0.0 (33.1)	1997/12/14	2022 売却
172	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 6	金砂郷		0棟 (1棟)	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 6	0.0 (30.0)	1977/03/23	2020 解体
173	水防倉庫(松栄)	金砂郷		0棟 (1棟)	水防倉庫(松栄)	0.0 (33.1)	1999/03/31	2021 解体
174	消防機械器具置場 金砂郷 7	金砂郷	直営	1棟	消防機械器具置場 金砂郷 2-3	30.0	1997/03/31	28
175	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 2-2	金砂郷	直営	1棟	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 8	84.2	2014/01/30	11
176	消防機械器具置場 金砂郷 3-1	金砂郷	直営	1棟	消防機械器具置場 金砂郷 9	41.4	1981/02/01	44
177	消防機械器具置場 金砂郷 10	金砂郷		0棟 (1棟)	消防機械器具置場 金砂郷 3-2	0.0 (26.0)	1972/05/01	2020 解体
178	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 3-2	金砂郷	直営	1棟	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 11	47.3	1996/02/29	29
179	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 12	金砂郷		0棟 (1棟)	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 3-4	0.0 (46.4)	1991/09/30	2023 解体
180	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 14	金砂郷	直営	1棟	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 4-2	46.4	1989/03/25	36
181	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 4-2	金砂郷	直営	1棟	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 15	46.3	1995/03/28	30
182	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 16	金砂郷		0棟 (1棟)	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 4-4	0.0 (48.1)	1997/02/28	2022 解体

No.	施設名	地域	管理運営形態	建物構成		施設面積(m ²)	建設年月日	経過年数(廃止年)
				棟数	内訳			
183	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 4-1	金砂郷	直営	2棟	消防機械器具置場 金砂郷 13	40.0	1979/11/15	46
184	消防機械器具置場・詰所 水府 1-2	水府	直営	1棟	消防機械器具置場・詰所 水府 1-2	69.3	1997/12/09	28
185	消防機械器具置場・詰所 水府 1-1	水府	直営	1棟	消防機械器具置場・詰所 水府 1-1	91.5	2005/03/11	20
186	消防機械器具置場 水府 1-3	水府	直営	1棟	消防機械器具置場 水府 1-3	21.0	1965/05/31	60
187	消防機械器具置場・詰所 水府 2-1	水府		0棟(1棟)	消防機械器具置場・詰所 水府 2-1	0.0(91.5)	2005/03/10	2020解体
188	消防機械器具置場・詰所 水府 2-1	水府	直営	1棟	消防機械器具置場・詰所 水府 2-2	91.5	2001/12/25	24
189	消防機械器具置場・詰所 水府 2-2	水府	直営	1棟	消防機械器具置場・詰所 水府 2-3	91.5	2004/02/27	21
190	消防機械器具置場・詰所 水府 3-1	水府	直営	1棟	消防機械器具置場・詰所 水府 3-1	84.2	2008/03/19	17
191	消防機械器具置場 水府 3-2	水府	直営	1棟	消防機械器具置場 水府 3-2	23.8	1983/02/16	42
192	消防機械器具置場・詰所 水府 4-2 機能別	水府	直営	1棟	消防機械器具置場・詰所 水府 4-3	69.3	1998/12/20	27
193	消防機械器具置場・詰所 水府 4-2	水府	直営	1棟	消防機械器具置場・詰所 水府 4-2	84.2	2008/03/27	17
194	消防機械器具置場 水府 4-1	水府	直営	1棟	消防機械器具置場・詰所 水府 4-1	54.0	2009/03/05	16
195	消防機械器具置場 里美 4-2	里美	直営	1棟	消防機械器具置場 里美 421	19.9	1984/03/31	41
196	消防機械器具置場 里美 422	里美		0棟(1棟)	消防機械器具置場 里美 422	0.0(19.9)	1984/03/31	2020解体
197	消防機械器具置場 里美 413	里美		0棟(1棟)	消防機械器具置場 里美 413	0.0(7.6)	1984/03/31	2015譲渡
198	消防機械器具置場・詰所 里美 4-1	里美	直営	1棟	消防機械器具置場・詰所 里美 411	55.4	2001/03/30	24
199	消防機械器具置場 里美 412	里美		0棟(1棟)	消防機械器具置場 里美 412	0.0(19.9)	1984/03/31	2022解体
200	消防機械器具置場 里美 3-1	里美	直営	1棟	消防機械器具置場 里美 312	26.5	1984/03/31	41
201	消防機械器具置場 里美 311	里美		0棟(1棟)	消防機械器具置場 里美 311	0.0(12.4)	1984/03/31	2022売却
202	消防機械器具置場 里美 313	里美		0棟(1棟)	消防機械器具置場 里美 313	0.0(13.7)	2000/03/31	2015譲渡
203	消防機械器具置場・詰所 里美 2-2	里美	直営	1棟	消防機械器具置場・詰所 里美 221	56.9	2001/03/30	24
204	消防機械器具置場 里美 222	里美		0棟(1棟)	消防機械器具置場 里美 222	0.0(6.5)	1984/03/31	2015解体
205	消防機械器具置場 里美 2-1	里美	直営	1棟	消防機械器具置場 里美 211	26.0	1984/03/31	41
206	消防機械器具置場 里美 212	里美		0棟(1棟)	消防機械器具置場 里美 212	0.0(12.4)	1984/03/31	2022解体
207	消防機械器具置場・詰所 里美 1-2	里美	直営	1棟	消防機械器具置場・詰所 里美 121	50.2	2000/03/27	25
208	消防機械器具置場 里美 122	里美		0棟(1棟)	消防機械器具置場 里美 122	0.0(14.9)	1984/03/31	2020解体
209	消防機械器具置場 里美 112	里美		0棟(1棟)	消防機械器具置場 里美 112	0.0(17.3)	1984/03/31	2022解体
210	消防機械器具置場・詰所 里美 1-1	里美	直営	1棟	消防機械器具置場・詰所 里美 111	55.4	2003/11/10	22
211	消防機械器具置場・詰所 里美 3-2	里美	直営	1棟	消防機械器具置場 里美 321	66.2	2009/03/26	16
—	消防機械器具置場 里美 322	里美		0棟(1棟)	消防機械器具置場 里美 322	0.0(12.0)	1984/03/31	2016解体

※()内は、2015(平成27)年度

■目的・機能等	・設置の目的は、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行う目的で設置されている。 ・対象は常陸太田市民・市内の建物である。
■建物状態等	・築30年以上経過した建物が22施設、40年以上経過した施設が9施設となっている。 ・耐震性が確保されていない建物は、消防署・出張所にはないが、消防機械器具置き場・詰所や水防倉庫で複数みられる。
■利用者の特徴等	・各消防署、消防署出張所は、主に所在地の地域の市民・建物を対象とする施設である。 ・消防機械器具置場・詰所や水防倉庫は、主に所在地の市民・建物を対象とする施設である。

(イ) 対策の方向性 ※公共施設等総合管理計画の再掲

方向性	方向性の説明
<p>当面は施設を維持し、消防団の規模に合わせて施設を集約化していく。</p> <p>他の未利用スペースがある施設との複合化や同種の機能を持つ施設との統合を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none">当面は消防機能維持の観点から施設を維持しつつ、地域との調整を図ったうえで、消防団の組織再編等により、集約していく。 (消防機械器具置場再配置計画により、63施設ある消防器具置場・詰所を40施設に集約する。)消防団機械器具置場は他の未利用スペースを持つ施設との複合化を検討するほか、水防倉庫等は、各公民館等に設置されている自主防災倉庫の機能を集約しての統合等を進める。

(ウ) 対策内容と実施時期

NO	施設名	対策内容	対応期限	更新等費用 (百万円) 【対策未実施】	更新等費用 (百万円) 【対策実施】	縮減額 (百万円)	縮減率 (%)
143	南消防署	■施設機能維持	-	1,376	1,376	0	0.0
144	北消防署	■水府支所(水府総合センター)へ複合化 ■施設売却	2029年3月 【長期】	519	463	56	10.8
145	北消防署金砂出張所	■施設機能維持	-	59	59	0	0.0
146	北消防署里美出張所	■施設機能維持	-	3	3	0	0.0
166	水防倉庫(葉谷)	■建物廃止(解体)	2027年3月 【短期(即)】	22	2	20	92.3
171	水防倉庫(花房)	○2021解体	-	8	0	8	100.0
173	水防倉庫(松栄)	○2021解体	-	9	0	9	99.6
147	消防機械器具置場・詰所 太田 1	■施設機能維持	-	1,623	1098	526	32.4
148	消防機械器具置場・詰所 太田 5-1	■施設機能維持	-				
149	消防機械器具置場・詰所 太田 5-3	■建物廃止(解体)	2027年3月 【短期(即)】				
150	消防機械器具置場・詰所 太田 5-2	■施設機能維持	-				
151	消防機械器具置場・詰所 太田 8-1	■施設機能維持	-				
152	消防機械器具置場・詰所 太田 8-2	■施設機能維持	-				
153	消防機械器具置場・詰所 太田 9	■施設機能維持	-				
154	消防機械器具置場・詰所 太田 2-1	■施設機能維持	-				
155	消防機械器具置場・詰所 太田 2-2	■施設機能維持	-				
156	消防機械器具置場・詰所 太田 3-1	■施設機能維持	-				
157	消防機械器具置場・詰所 太田 3-2	○2023解体	-				
158	消防機械器具置場・詰所 太田 3-3	■施設機能維持	-				
159	消防機械器具置場・詰所 太田 6-2	○2020解体	-				
160	消防機械器具置場・詰所 太田 6-1	■施設機能維持	-				
161	消防機械器具置場・詰所 太田 6-3	■施設機能維持	-				
162	消防機械器具置場・詰所 太田 4-1	■施設機能維持	-				
163	消防機械器具置場・詰所 太田 4-2	■施設機能維持	-				
164	消防機械器具置場・詰所 太田 7	■施設機能維持	-				
165	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 1-1(旧金砂郷 1)	■施設機能維持	-				
167	消防機械器具置場 金砂郷 2	○2020解体	-				
168	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 1-2(旧金砂郷 3)	■施設機能維持	-				

NO	施設名	対策内容	対応期限	更新等費用 (百万円) 【対策未実施】	更新等費用 (百万円) 【対策実施】	縮減額 (百万円)	縮減率 (%)
169	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 4	○2023 解体	-				
170	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 2-1(旧金砂郷 5)	■施設機能維持	-				
172	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 6	○2020 解体	-				
174	消防機械器具置場 金砂郷 7	■建物廃止（解体）	2027年3月 【短期(即)】				
175	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 2-2(旧金砂郷 8)	■施設機能維持	-				
176	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 3-1(旧金砂郷 9)	■施設機能維持	-				
177	消防機械器具置場 金砂郷 10	○2020 解体	-				
178	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 3-2(旧金砂郷 11)	■施設機能維持	-				
179	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 12	○2023 解体	-				
180	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 14	■建物廃止（解体）	2027年3月 【短期(即)】				
181	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 4-2(旧金砂郷 15)	■施設機能維持	-				
182	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 16	○2022 解体	-				
183	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 4-1(旧金砂郷 13)	■施設機能維持	-				
184	消防機械器具置場・詰所 水府 1-2	■施設機能維持	-				
185	消防機械器具置場・詰所 水府 1-1	■施設機能維持	-				
186	消防機械器具置場 水府 1-3	■建物廃止（解体）	2027年3月 【短期(即)】				
187	消防機械器具置場・詰所 水府 2-1	○2020 解体	-				
188	消防機械器具置場・詰所 水府 2-1(旧水府 2-2)	■施設機能維持	-				
189	消防機械器具置場・詰所 水府 2-2(旧水府 2-3)	■施設機能維持	-				
190	消防機械器具置場・詰所 水府 3-1	■施設機能維持	-				
191	消防機械器具置場 水府 3-2	■施設機能維持	-				
192	消防機械器具置場・詰所 府 4-2 機能別(旧水府 4-3)	■施設機能維持	-				
193	消防機械器具置場・詰所 水府 4-2	■施設機能維持	-				
194	消防機械器具置場 水府 4-1	■施設機能維持	-				
195	消防機械器具置場 里美 4-2(旧 里美 421)	■施設機能維持	-				
196	消防機械器具置場 里美 422	○2020 解体	-				
197	消防機械器具置場 里美 413	○2015 譲渡	-				
198	消防機械器具置場・詰所 里美 4-1(旧 里美 411)	■施設機能維持	-				
199	消防機械器具置場 里美 412	○2022 解体	-				

NO	施設名	対策内容	対応期限	更新等費用 (百万円) 【対策未実施】	更新等費用 (百万円) 【対策実施】	縮減額 (百万円)	縮減率 (%)
200	消防機械器具置場 里美 3-1(旧里美 312)	■施設機能維持	-				
201	消防機械器具置場 里美 311	○2022 解体	-				
202	消防機械器具置場 里美 313	○2015 謙渡	-				
203	消防機械器具置場・詰所 里美 2-2(旧里美 221)	■施設機能維持	-				
204	消防機械器具置場 里美 222	○2015 解体	-				
205	消防機械器具置場 里美 2-1(旧里美 211)	■施設機能維持	-				
206	消防機械器具置場 里美 212	○2022 解体	-				
207	消防機械器具置場・詰所 里美 1-2(旧里美 121)	■施設機能維持	-				
208	消防機械器具置場 里美 122	○2020 解体	-				
209	消防機械器具置場 里美 112	○2022 解体	-				
210	消防機械器具置場・詰所 里美 1-1(旧里美 111)	■施設機能維持	-				
211	消防機械器具置場・詰所 里美 3-2(旧里美 321)	■施設機能維持	-				
-	消防機械器具置場 里美 322	○2016 解体	-				

※太字は、改訂時に対応内容や対応期限が変更となったもの

分類 2	公営住宅	小分類	公営住宅
------	------	-----	------

(ア) 基本情報(個別施設の状態等)

No.	施設名	地域	管理運営形態	建物構成			施設面積合計(m ²)	建設年月日	経過年数(廃止年)
				棟数	構造	戸数			
【常陸太田地区計】									
213	谷河原町団地	常陸太田	直営(一部委託)	6棟	木造平屋建	0戸 (6戸)	0.0 (204.0)	1956/01/01	2024 解体
214	稻木町団地 1	常陸太田	直営(一部委託)	15棟	木造平屋建	0戸 (15戸)	0.0 (471.5)	1961/01/01	2024 解体
215	稻木町団地 2	常陸太田	直営(一部委託)	16棟	木造平屋建	0戸 (16戸)	0.0 (545.9)	1962/01/01	2024 解体
216	稻木町団地 3	常陸太田	直営(一部委託)	6棟	木造平屋建	0戸 (6戸)	0.0 (222.6)	1963/01/01	2024 解体
217	新宿町団地 3	常陸太田		8棟	木造平屋建	0戸 (8戸)	0.0 (254.4)	1963/01/01	2020 解体
218	幡町団地 1	常陸太田		15棟	木造平屋建	0戸 (15戸)	0.0 (477.0)	1964/01/01	2022 解体
219	幡町団地 2	常陸太田		4棟	簡易耐火平屋建	0戸 (18戸)	0.0 (603.6)	1965/01/01	2022 解体
222	新宿町団地 4	常陸太田	直営(一部委託)	3棟	簡易耐火二階建	15戸 (20戸)	640.5 (854.0)	1972/01/01	53
223	新宿町団地 5	常陸太田	直営(一部委託)	3棟	簡易耐火二階建	10戸	427.0	1973/01/01	52
220	新宿町団地 6	常陸太田	直営(一部委託)	4棟	簡易耐火二階建	20戸	1,040.0	1974/01/01	51
221	新宿町団地 7	常陸太田	直営(一部委託)	3棟	簡易耐火二階建	15戸	780.0	1975/01/01	50
224	中城町団地	常陸太田	直営(一部委託)	1棟	中層耐火三階建	24戸	1,327.2	1977/01/01	48
227	寿団地 A	常陸太田	直営(一部委託)	1棟	中層耐火三階建	12戸	748.8	1978/01/01	47
228	寿団地 B	常陸太田	直営(一部委託)	1棟	中層耐火三階建	12戸	748.8	1979/01/01	46
229	寿団地 C	常陸太田	直営(一部委託)	1棟	中層耐火三階建	12戸	748.8	1979/01/01	46
225	寿団地 D	常陸太田	直営(一部委託)	1棟	中層耐火三階建	12戸	748.8	1980/01/01	45
226	寿団地 E	常陸太田	直営(一部委託)	1棟	中層耐火三階建	12戸	748.8	1980/01/01	45
230	新宿町団地	常陸太田	直営(一部委託)	1棟	中層耐火三階建	18戸	1,245.6	1981/01/01	44
231	新宿 2 団地 A	常陸太田	直営(一部委託)	1棟	中層耐火三階建	12戸	830.4	1982/01/01	43
232	新宿 2 団地 B	常陸太田	直営(一部委託)	1棟	中層耐火三階建	12戸	830.4	1983/01/01	42
233	増井町団地 A	常陸太田	直営(一部委託)	1棟	中層耐火三階建	12戸	855.6	1985/01/01	40
234	増井町団地 B	常陸太田	直営(一部委託)	1棟	中層耐火三階建	12戸	855.6	1986/01/01	39
236	馬場町団地 1	常陸太田	直営(一部委託)	9棟	木造二階建	18戸	1,281.6	1988/01/01	37
235	馬場町団地 2	常陸太田	直営(一部委託)	9棟	木造二階建	18戸	1,281.6	1989/01/31	36
237	小沢町団地	常陸太田	直営(一部委託)	5棟	木造二階建	10戸	712.0	1992/01/01	33
238	幡町団地 A 棟	常陸太田	直営(一部委託)	1棟	中層耐火三階建	18戸	1,752.9	2000/04/21	25
239	幡町団地 B 棟	常陸太田	直営(一部委託)	1棟	中層耐火四階建	20戸	1,922.0	2002/01/11	23
240	幡町団地 C 棟	常陸太田	直営(一部委託)	1棟	中層耐火四階建	24戸	2,275.2	2003/04/16	22
241	幡町団地 D 棟	常陸太田	直営(一部委託)	1棟	中層耐火四階建	12戸	1,164.5	1999/05/01	26
242	幡町団地 E 棟	常陸太田	直営(一部委託)	1棟	中層耐火四階建	16戸	1,533.6	1998/05/01	27
243	幡町団地 F 棟	常陸太田	直営(一部委託)	1棟	中層耐火四階建	12戸	1,112.1	1997/05/01	28
244	幡町団地 G 棟	常陸太田	直営(一部委託)	1棟	中層耐火四階建	12戸	1,139.7	2004/04/28	21
245	磯部町団地	常陸太田	直営(一部委託)	6棟	木造平屋建・二階建	15戸	993.4	2010/06/01	15
【金砂郷地区計】									
246	富士山団地	金砂郷	直営(一部委託)	5棟	簡易耐火平屋建	10戸	511.7		
【水府地区計】									
247	松平団地 1	水府	直営(一部委託)	10棟	簡易耐火平屋建	0戸 (20戸)	0.0 (1,089.8)	1976/03/20	2022 解体
248	上の台団地	水府	直営(一部委託)	5棟	木造平屋建	10戸	605.0	1984/01/22	41
249	中染団地 1	水府	直営(一部委託)	5棟	木造平屋建	10戸	2,128.0	1986/03/01	39
250	中染団地 2	水府	直営(一部委託)	3棟	木造平屋建	6戸	2,128.0	1993/07/20	32
251	松平団地 2	水府	直営(一部委託)	7棟	木造平屋建	14戸	1,041.6	1994/03/23	31
【里美地区計】									
254	大中宿西団地	里美	直営(一部委託)	3棟	木造平屋建	6戸	315.0	1978/03/31	47
255	みどり団地	里美	直営(一部委託)	5棟	木造平屋建	10戸	616.0	1984/03/31	41
256	うぐいす台団地	里美	直営(一部委託)	8棟	木造平屋建	16戸	985.6	1986/03/31	39
257	大中宿上団地	里美	直営(一部委託)	2棟	木造平屋建	4戸	240.8	1988/03/31	37
252	中の町団地 1	里美	直営(一部委託)	6棟	木造平屋建・二階建	12戸	762.0	2001/03/31	24
253	中の町団地 2	里美	直営(一部委託)	4棟	木造二階建	8戸	632.0	2003/03/31	22
小分類合計							491戸 (600戸)	37,710.6 (41,792.9)	
(構成割合)								15.8% (16.1%)	

※ () 内は、2015(平成 27) 年度

■目的・機能等	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を供給する。
■建物状態等	<ul style="list-style-type: none"> ・築40年以上経過した団地が21団地あり、その内訳は、常陸太田地区に17団地、金砂郷地区に1団地、水府地区に1団地、里美地区に2団地となっている。 ・常陸太田地区の築50年以上経過している団地は、7団地64戸となっている。 ・常陸太田地区では、3団地41戸の廃止を含め65戸の解体が完了した。 ・水府地区で築40年以上経過している松平団地1の解体が完了した。 ・市内41団地のうち、30年以上経過した建物は31団地となっており、約76%を占める。 ・長寿命化対策は、耐用年数を迎える前に実施すれば補助の対象になるため、2030（令和12）年までの実施計画を策定している。なお、取り壊し予定の住宅については、大規模な修繕は実施しない方針である。
■利用者の特徴等	<ul style="list-style-type: none"> ・常陸太田市民が主に利用する施設である。

(イ) 対策の方向性 ※公共施設等総合管理計画の再掲

方向性	方向性の説明
長期的な見通しに基づき、福祉の観点から必要な供給戸数を設定しサービスを維持する	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化計画（2020（令和2）年改定）において、改定時582戸の供給戸数を480戸程度まで縮小する方針を示している。但し、供給戸数については将来にわたり固定することなく、社会経済情勢の変化等を踏まえて適宜見直しを行うことに留意する。
民間との連携により、市が保有する公営住宅を増やすずに、住宅供給を行う方策について研究を進める	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸住宅の供給は民間主体で実施することも可能であることから、借上げや家賃補助、新たなPPP等の多様な手法を適用し、長期的にみた市の費用負担を軽減しながら、必要な住宅供給を続ける方策について研究を進める。
市で保有する土地を有効活用して団地を集約することにより、更新・保有にかかるコストの縮減を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・古い団地には平屋の建物が多く、借地も複数あることから、建替えに際しては、市が保有する土地を有効活用して団地を集約とともに、借地については所有者に返還することにより、建設及び管理運営に係るライフサイクルコストの縮減を図る。

(ウ) 対策内容と実施時期

NO	施設名	対策内容	対応期限	更新等費用 (百万円) 【対策未実施】	更新等費用 (百万円) 【対策実施】	縮減額 (百万円)	縮減率 (%)
213	谷河原町団地	■廃止(建物・機能) ■借地返却	2027年3月 【短期(即)】	88	8	80	91.0
214	稻木町団地 1	■廃止(建物・機能) ■借地返却	2027年3月 【短期(即)】	352	19	333	94.6
215	稻木町団地 2	■廃止(建物・機能) ■借地返却	2027年3月 【短期(即)】	399	22	378	94.6
216	稻木町団地 3	■廃止(建物・機能) ■借地返却	2027年3月 【短期(即)】	175	9	166	94.6
217	新宿町団地 3	○2020解体、借地返却	-	205	11	194	94.6
218	幡町団地 1	○2022解体、借地返却	-	370	20	350	94.6
219	幡町団地 2	○2022解体、借地返却	-	389	21	368	94.5
222	新宿町団地 4	■類似機能同士の集約化若しくは民間と連携した住宅供給	耐用年数経過後 (2028年3月) 【中期】	396	233	163	41.1
223	新宿町団地 5	■類似機能同士の集約化若しくは民間と連携した住宅供給	耐用年数経過後 (2029年3月) 【中期】	199	117	82	41.2
220	新宿町団地 6	■類似機能同士の集約化若しくは民間と連携した住宅供給	耐用年数経過後 (2030年3月) 【中期】	526	296	230	43.7
221	新宿町団地 7	■廃止(建物・機能) ■借地返却 ■民間と連携した住宅供給	耐用年数経過後 (2031年3月) 【中期】	389	145	244	62.7
224	中城町団地	■類似機能同士の集約化若しくは民間と連携した住宅供給	2037年3月 【長期】	718	411	307	42.8
227	寿団地 A	■長寿命化または類似機能同士の集約化若しくは民間と連携した住宅供給	2037年3月 【長期】	350	350	0	0.0
228	寿団地 B	■長寿命化または類似機能同士の集約化若しくは民間と連携した住宅供給	2037年3月 【長期】	348	348	0	0.0
229	寿団地 C	■長寿命化または類似機能同士の集約化若しくは民間と連携した住宅供給	2037年3月 【長期】	389	389	0	0.0
225	寿団地 D	■長寿命化または類似機能同士の集約化若しくは民間と連携した住宅供給	2037年3月 【長期】	375	375	0	0.0
226	寿団地 E	■長寿命化または類似機能同士の集約化若しくは民間と連携した住宅供給	2037年3月 【長期】	348	348	0	0.0
230	新宿町団地	■類似機能同士の集約化若しくは民間と連携した住宅供給	耐用年数経過後 (2062年3月) 【超長期】	576	576	0	0.0
231	新宿2団地 A	■類似機能同士の集約化若しくは民間と連携した住宅供給	耐用年数経過後 (2063年3月) 【超長期】	384	384	0	0.0
232	新宿2団地 B	■類似機能同士の集約化若しくは民間と連携した住宅供給	耐用年数経過後 (2064年3月) 【超長期】	388	388	0	0.0
233	増井町団地 A	■類似機能同士の集約化若しくは民間と連携した住宅供給	耐用年数経過後 (2066年3月) 【超長期】	411	411	0	0.0
234	増井町団地 B	■類似機能同士の集約化若しくは民間と連携した住宅供給	耐用年数経過後 (2067年3月) 【超長期】	421	421	0	0.0
236	馬場町団地 1	■廃止(建物・機能) ■借地返却 ■民間と連携した住宅供給	耐用年数経過後 (2029年3月) 【中期】	697	251	446	64.0

NO	施設名	対策内容	対応期限	更新等費用 (百万円) 【対策未実施】	更新等費用 (百万円) 【対策実施】	縮減額 (百万円)	縮減率 (%)
235	馬場町団地 2	■廃止(建物・機能) ■借地返却 ■民間と連携した住宅供給	耐用年数経過後 (2030年3月) 【長期】	670	246	424	63.3
237	小沢町団地	■廃止(建物・機能) ■借地返却 ■民間と連携した住宅供給	耐用年数経過後 (2033年3月) 【長期】	357	135	222	62.3
238	幡町団地 A棟	■長寿命化または類似機能同士の集約化若しくは民間と連携した住宅供給	2037年3月 【長期】	512	512	0	0.0
239	幡町団地 B棟	■長寿命化または類似機能同士の集約化若しくは民間と連携した住宅供給	2037年3月 【長期】	357	357	0	0.0
240	幡町団地 C棟	■長寿命化または類似機能同士の集約化若しくは民間と連携した住宅供給	2037年3月 【長期】	413	413	0	0.0
241	幡町団地 D棟	■長寿命化または類似機能同士の集約化若しくは民間と連携した住宅供給	2037年3月 【長期】	336	336	0	0.0
242	幡町団地 E棟	■長寿命化または類似機能同士の集約化若しくは民間と連携した住宅供給	2037年3月 【長期】	311	311	0	0.0
243	幡町団地 F棟	■長寿命化または類似機能同士の集約化若しくは民間と連携した住宅供給	2037年3月 【長期】	237	237	0	0.0
244	幡町団地 G棟	■長寿命化または類似機能同士の集約化若しくは民間と連携した住宅供給	2037年3月 【長期】	302	302	0	0.0
245	機部町団地	■長寿命化または類似機能同士の集約化若しくは民間と連携した住宅供給	2037年3月 【長期】	177	177	0	0.0
246	富士山団地	■類似機能同士の集約化若しくは民間と連携した住宅供給	2030年3月 【長期】	275	71	205	74.3
247	松平団地 1	○2022解体	-	599	42	556	92.9
248	上の台団地	■類似機能同士の集約化若しくは民間と連携した住宅供給	2030年3月 【長期】	298	82	216	72.6
249	中染団地 1	■類似機能同士の集約化若しくは民間と連携した住宅供給	2028年3月 【長期】	977	457	520	53.3
250	中染団地 2	■廃止(建物・機能) ■借地返却 ■民間と連携した住宅供給	耐用年数経過後 2033年3月 【長期】	996	376	620	62.2
251	松平団地 2	■廃止(建物・機能) ■借地返却 ■民間と連携した住宅供給	2032年3月 【長期】	524	189	334	63.8
254	大中宿西団地	■廃止(建物・機能) ■民間と連携した住宅供給	2030年3月 【長期】	151	11	140	92.6
255	みどり団地	■類似機能同士の集約化若しくは民間と連携した住宅供給	2029年3月 【長期】	724	190	533	73.7
256	うぐいす台団地	■類似機能同士の集約化若しくは民間と連携した住宅供給	2032年3月 【長期】	514	269	245	47.6
257	大中宿上団地	■類似機能同士の集約化若しくは民間と連携した住宅供給	2032年3月 【長期】	111	65	46	41.3
252	中の町団地 1	■長寿命化または類似機能同士の集約化若しくは民間と連携した住宅供給	2037年3月 【長期】	198	198	0	0.0
253	中の町団地 2	■長寿命化または類似機能同士の集約化若しくは民間と連携した住宅供給	2037年3月 【長期】	128	128	0	0.0

※太字は、改訂時に対応内容や対応期限が変更となったもの

分類 3	市民文化系施設	小分類	市民交流施設、公民館、集会所、その他
------	---------	-----	--------------------

(ア) 基本情報(個別施設の状態等)

No.	施設名	地域	管理運営形態	建物構成		施設面積(m ²)	建設年月日	経過年数(廃止年)
				棟数	内訳			
【市民交流施設】				小分類計 (構成割合)		13,484.7 (15,636.7) 5.5% (6.0%)		
1	市民交流センター	常陸太田	指定管理	1棟	常陸太田市民交流センター	4,998.0	1988/10/01	37
2	交流センターふじ	金砂郷	直営	1棟	交流センターふじ	3,372.1	1997/03/21	28
3	水府総合センター	水府	直営	1棟	水府総合センター	3,915.6	2004/10/01	21
4	里美文化センター	里美	直営	1棟	里美文化センター	1,199.0	1981/03/31	44
43	旧高倉交流センター	水府		0棟 (2棟)	旧高倉小校舎・体育館	0.0 (2,152.0)	1981/06/30	2022解体
【公民館】				小分類計 (構成割合)		1,851.5 (2,844.5) 1.0% (1.1%)		
5	太田コミュニティセンター	常陸太田	※分類3-市民文化系施設-その他(地域交流センター等)へ移動				0.0 (332.0)	1992/04/30
7	機初市民ふれあいセンター	常陸太田	直営	1棟	機初ふれあいセンター	207.0	1986/03/01	39
8	西小沢市民ふれあいセンター	常陸太田	直営	1棟	西小沢市民ふれあいセンター	215.6	1992/04/01	33
9	幸久市民ふれあいセンター	常陸太田	直営	1棟	幸久市民ふれあいセンター	216.9	1994/03/01	31
10	佐竹市民ふれあいセンター	常陸太田	直営	1棟	佐竹市民ふれあいセンター	212.0	1987/03/01	38
11	誉田市民ふれあいセンター	常陸太田	直営	1棟	誉田市民ふれあいセンター	211.0	1985/03/01	40
12	佐都市民ふれあいセンター	常陸太田	直営	1棟	佐都市民ふれあいセンター	220.0	1999/04/01	26
13	世矢市民ふれあいセンター	常陸太田	直営	1棟	世矢市民ふれあいセンター	351.1	1993/04/01	32
14	河内市民ふれあいセンター	常陸太田	直営	1棟	河内市民ふれあいセンター	217.9	1992/04/20	33
17	旧山田公民館	水府	直営	1棟	山田地区多目的集会施設	0.0 (309.0)	1980/03/31	2024解体
18	旧天下野公民館	水府	※分類3-市民文化系施設-その他(地域交流センター等)へ移動				0.0 (352.0)	
追	金砂公民館	金砂郷	※かなざ笑楽校内				-	
追	郡戸公民館	金砂郷	※工芸交流センター楓内				-	
【集会所】				小分類計 (構成割合)		2,934.7 (2,934.7) 1.2% (1.1%)		
6	太田市民ふれあいセンター	常陸太田	直営	1棟	太田市民ふれあいセンター	227.0	1994/03/31	31
15	西河内市民ふれあいセンター	常陸太田	直営	1棟	西河内市民ふれあいセンター	160.6	1984/04/01	41
19	湯草公民館	水府	直営	2棟	湯草公民館・湯草公民館(便所)	210.7	1955/04/01	70
21	里川コミュニティセンター	里美	直営	1棟	里川コミュニティセンター	293.1	1991/03/31	34
22	徳田コミュニティセンター	里美	直営	1棟	徳田コミュニティセンター	214.1	1984/03/31	41
23	小妻コミュニティセンター	里美	直営	1棟	小妻コミュニティセンター	210.3	1986/03/31	39
24	小中コミュニティセンター	里美	直営	1棟	小中コミュニティセンター	210.3	2007/03/31	18
25	大中コミュニティセンター	里美	直営	1棟	大中コミュニティセンター	567.5	2015/03/31	10
26	白幡台コミュニティセンター	里美	直営	1棟	白幡台コミュニティセンター	167.9	1996/08/01	29
27	折橋コミュニティセンター	里美	直営	1棟	折橋コミュニティセンター	240.1	2004/03/31	21
28	小菅コミュニティセンター	里美	直営	1棟	小菅コミュニティセンター	218.6	2008/03/31	17
29	上深萩大菅コミュニティセンター	里美	直営	1棟	上深萩大菅コミュニティセンター	214.5	2006/03/31	19

【その他（地域交流センター等）】					小分類計 (構成割合)	1,477.5 (509.9) 0.5% (0.2%)		
5	太田地域交流センター	常陸太田	直営	1棟	太田コミュニティセンター	332.0 (0.0)	1992/04/30	33
16	久米地域交流センター	金砂郷	直営	1棟	久米地域交流センター	241.9	2016/03/23	9
追	山田地域交流センター	水府	直営	1棟	山田地域交流センター	283.6 (0.0)	2023/06/06	2
18	天下野地域交流センター (旧天下野公民館)	水府	直営	1棟	天下野地域交流センター (旧天下野多目的集会施設)	352.0 (0.0)	1983/12/24	42
20	高倉地域交流センター	水府	直営	1棟	高倉地域交流センター	268.0	2016/05/18	9
追	金郷コミュニティ (旧金郷公民館)	金砂郷	※交流センターふじ内					
追	染和田コミュニティ (旧染和田公民館)	金砂郷	※水府総合センター内					
30	小里コミュニティ (旧小里公民館)	里美	※里美支所内					
31	賀美コミュニティ (旧賀美公民館)	里美	※里美文化センター内					

※（ ）内は、2015（平成27）年度

■目的・機能等	【市民交流施設】
	<ul style="list-style-type: none"> 市民の社会教育向上や交流を促進するため、ホールや会議室等の貸室を提供している施設である。公民館、図書館、保健センター等を持つ複合施設の施設もある。
	<ul style="list-style-type: none"> 市民交流センターは、大ホール（約1,000席）や多目的ホール（300人収容）が整備され、現在、指定管理者制度を活用し、民間事業者が管理運営を行っている。
	<ul style="list-style-type: none"> その他、金砂郷地区に交流センターふじ（約500席のホールあり）、水府地区に水府総合センター（300席のホールあり）、里美地区に里美文化センターが整備されており、講演や会議等に利用されている。
■建物状態等	【公民館】
	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の学習ニーズや地域の実情に応じた多様な学習機会を提供する施設で、講座のほか交流の場としての役割を果たす。
	<ul style="list-style-type: none"> 子どもや若者、働き盛りの世代も含めて、地域住民全体が気軽に集える施設である。
	【集会所】
■建物状態等	<ul style="list-style-type: none"> 市民の学習意識の高揚と福祉の増進を図るための施設で、町会等による集会利用等、地域住民の交流を促進する施設として利用されている。
	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に地域で整備・保有する施設であるが、表中の集会所については市が保有し維持管理を行っている。
	【その他】
	<ul style="list-style-type: none"> 地域交流センターは、地域の交流・活動の拠点施設として管理・運営されている。他の施設内のスペースを利用している地域コミュニティーもある。
■建物状態等	<ul style="list-style-type: none"> 築30年以上経過した施設は、30施設中18施設と6割を占めている。
	<ul style="list-style-type: none"> 築40年以上を経過した施設は、里美文化センター（43年）をはじめ6施設となっている。
	<ul style="list-style-type: none"> 山田公民館については、新たに山田地域交流センターが建築され、機能移転が完了しており、解体予定となっている。

<p>■利用者の特徴等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民交流センターは、市内全域の市民が主に利用する施設である。 ・里美文化センター、久米地域交流センター、高倉地域交流センター等は、それぞれの所在地の地域の市民が主に利用する施設である。 ・公民館、集会所は施設近隣の市民が主に利用する施設である。 ・交流センターふじ、水府総合センターは地域の市民に限らず、市内全域の市民を主な利用者として想定した施設である。
-----------------	--

(イ) 対策の方向性 ※公共施設等総合管理計画の再掲

方向性	方向性の説明
今後の需要量に応じて機能の再編や多目的利用を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・ホール機能について、施設ごとの席数と需要量に応じ、市民交流施設間での再編を図る。貸室機能についても、今後の需要に応じて、他の施設と合わせて再編を図る。 ・各地域の拠点と位置づけられる市民交流施設については、他のサービスとの多目的利用を図る。
複合化や多目的利用を図り、地域コミュニティ拠点とすることを検討する	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館は、地域の人口動態やニーズ等に応じて新たな地域コミュニティへの移行や多目的利用を図り、地域拠点として身近な学習・交流の場として夢を育み健やかに生きる人づくりへの寄与や、他のサービス提供（福祉サービス等）をも視野に入れて検討する。 ・利用が少ない公民館については、地域コミュニティ拠点への移行や多目的利用を図る。
実質的な利用主体と協議し、地域団体への所有移行を含め、あり方を検討する	<ul style="list-style-type: none"> ・各集会所は、実質的な利用主体と協議し、所有のあり方や今後の方針を検討する。その際、現在の施設整備の原則と照らし合わせ、地域団体での整備・保有への移行を図る。
現状維持	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに建設した地域交流センター等は、引き続きサービス提供を行う。
建物状況に合わせ、必要性も含めて検討する	<ul style="list-style-type: none"> ・特に老朽化が進む施設は、老朽化の状況に合わせ、他施設への機能集約を進める。 ・老朽化が進む一方で地域拠点としても位置づけられる市民交流施設については、サービスを他施設に集約させ、既存建物への機能移転等を図る。

(ウ) 対策内容と実施時期

NO	施設名	対策内容	対応期限	更新等費用 (百万円) 【対策未実施】	更新等費用 (百万円) 【対策実施】	縮減額 (百万円)	縮減率 (%)
1	市民交流センター	■施設機能維持 ■他施設のホール機能を集約 ○交流センターふじ ○水府総合センター ○里美文化センター	更新時(2048) 【超長期】	5,564	5,411	153	2.7
2	交流センターふじ	■市民交流センターへホール機能を集約 ■建物規模縮小	更新時(2057) 【超長期】	1,521	1,521	0	0.0
3	水府総合センター	■市民交流センターへホール機能を集約 ■他施設を複合化 ○北消防署 ■建物規模縮小	更新時(2064) 【超長期】	1,651	1,651	0	0.0
4	里美文化センター	■市民交流センターへホール機能を集約	更新時(2041) 【長期】	984	429	554	56.4
43	旧高倉交流センター	○2022 解体	-	1,425	1,014	411	28.9
5	太田公民館 (市民コミュニティセンター)	■施設機能維持 ■地域コミュニティ組織設立時に地域交流センターとして地域主体の管理運営に移行	更新時(2052) 【超長期】	252	212	41	16.1
7	機初公民館 (機初市民ふれあいセンター)	■施設機能維持 ■地域コミュニティ組織設立時に地域交流センターとして地域主体の管理運営に移行	更新時(2046) 【超長期】	165	139	26	15.8
8	西小沢公民館 (西小沢市民ふれあいセンター)	■施設機能維持 ■地域コミュニティ組織設立時に地域交流センターとして地域主体の管理運営に移行	更新時(2052) 【超長期】	188	161	27	14.5
9	幸久公民館 (幸久市民ふれあいセンター)	■施設機能維持 ■地域コミュニティ組織設立時に地域交流センターとして地域主体の管理運営に移行	更新時(2054) 【超長期】	167	141	26	15.7
10	佐竹公民館 (佐竹市民ふれあいセンター)	■施設機能維持 ■地域コミュニティ組織設立時に地域交流センターとして地域主体の管理運営に移行	更新時(2047) 【超長期】	188	160	28	14.9
11	菅田公民館 (菅田市民ふれあいセンター)	■施設機能維持 ■地域コミュニティ組織設立時に地域交流センターとして地域主体の管理運営に移行	更新時(2045) 【超長期】	199	170	29	14.8
12	佐都公民館 (佐都市民ふれあいセンター)	■施設機能維持 ■地域コミュニティ組織設立時に地域交流センターとして地域主体の管理運営に移行	更新時(2059) 【超長期】	80	80	0	0.0
13	世矢公民館 (世矢市民ふれあいセンター)	■施設機能維持 ■地域コミュニティ組織設立時に地域交流センターとして地域主体の管理運営に移行	更新時(2053) 【超長期】	293	249	44	14.9
14	河内公民館 (河内市民ふれあいセンター)	■施設機能維持 ■地域コミュニティ組織設立時に地域交流センターとして地域主体の管理運営に移行	更新時(2052) 【超長期】	201	173	28	13.9
追	金沙公民館 (かなさ笑楽校内)	■施設機能維持(既存施設に複合化済)	-				
追	都戸公民館 (工芸交流センター楓内)	■施設機能維持(既存施設に複合化済)	-				
6	太田市民ふれあいセンター	■地域へ保有移行(譲渡)	2026年3月 【中期】	154	0	154	99.8
15	西河内市民ふれあいセンター	■地域へ保有移行(譲渡)	2027年3月 【中期】	8	0	8	95.0
19	湯草公民館	■廃止(建物・機能)	2026年3月 【短期(即)】	105	11	95	90.0
21	里川コミュニティセンター	■地域へ保有移行(譲渡)	2027年3月 【中期】	202	1	201	99.7
22	徳田コミュニティセンター	■地域へ保有移行(譲渡)	2027年3月 【中期】	152	11	141	92.5

NO	施設名	対策内容	対応期限	更新等費用 (百万円) 【対策未実施】	更新等費用 (百万円) 【対策実施】	縮減額 (百万円)	縮減率 (%)
23	小妻コミュニティセンター	■地域へ保有移行(譲渡)	2027年3月 【中期】	144	11	133	92.4
24	小中コミュニティセンター	■地域へ保有移行(譲渡)	2027年3月 【中期】	57	0	57	99.6
25	大中コミュニティセンター	■地域へ保有移行(譲渡)	2027年3月 【中期】	145	0	145	99.9
26	白幡台コミュニティセンター	■地域へ保有移行(譲渡)	2027年3月 【中期】	116	0	116	99.7
27	折橋コミュニティセンター	■地域へ保有移行(譲渡)	2027年3月 【中期】	62	0	62	99.8
28	小菅コミュニティセンター	■地域へ保有移行(譲渡)	2027年3月 【中期】	66	1	66	99.1
29	上深萩大菅コミュニティセンター	■地域へ保有移行(譲渡)	2027年3月 【中期】	57	0	57	99.7
16	久米地域交流センター	○2020年3月 管理運営移行済	-	60	60	0	0.0
17	旧山田公民館	■解体（建物・機能）	2025年3月 【短期(即)】	605	518	87	14.4
追	山田地域交流センター	■施設機能維持	-				
18	天下野地域交流センター (旧天下野公民館)	■施設機能維持	-	257	213	44	17.1
20	高倉地域交流センター	○2020年3月 管理運営移行済	-	67	67	0	0.0
追	金郷コミュニティ (旧金郷公民館) (交流センターふじ内)	■施設機能維持(既存施設に複合化済)	-				
追	染和田コミュニティ (旧染和田公民館) (水府総合センター内)	■施設機能維持(既存施設に複合化済)	-				
30	小里コミュニティ (旧小里公民館) (里美支所内)	■他施設へ複合化 ○里美ふれあい館	2026年3月 【短期】				
31	賀美コミュニティ (旧賀美公民館) (里美文化センター内)	■施設機能維持(既存施設に複合化済)	-				

※太字は、改訂時に対応内容や対応期限が変更となったもの

分類 4	社会教育系施設	小分類	生涯学習・芸術文化施設
------	---------	-----	-------------

(ア) 基本情報(個別施設の状態等)

No.	施設名	地域	管理運営形態	建物構成		施設面積(m ²)	建設年月日	経過年数(廃止年)
				棟数	内訳			
【生涯学習・芸術文化施設】				小分類計 (構成割合)		6,046.1 (6,408.1) 2.5%		
32	生涯学習センター	常陸太田	直営	1棟	生涯学習センター	2,391.1	1999/04/01	26
33	春友手づくり工芸センター	常陸太田	直営	1棟	春友手づくり工芸センター	497.0	1990/03/31	35
34	工芸交流センター楓	金砂郷	直営	2棟	工芸交流センター楓・集会所施設、工芸交流センター楓・作業施設	465.0	1996/02/20	29
35	郷土文化保存伝習施設「こしらえ館」	水府	直営	1棟	郷土文化保存伝習施設	20.0	1992/03/26	33
36	梨木平工芸の森	里美		0棟 (3棟)	梨木平工芸の森	0.0 (434.0)	1995	2023 売却
286	西山研修所	常陸太田	指定管理	3棟	西山研修所（本館）、西山研修所（別館）、西山研修所（新館）	2,673.0	1938/01/01	87

※（ ）内は、2015（平成27）年度

■目的・機能等	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習センターは、市民の生涯にわたる総合的な学習活動の推進に資することを目的とした施設で、生涯学習推進のための調査、研究及び総合企画を行うとともに、生涯学習の講座を市民に提供している。 春友手づくり工芸センターは、工芸の創作活動の普及向上を図り、市民の芸術文化の振興に資することを目的として設置された施設で、現在は高度な技術を持つ指導者がいる陶芸体験に特化した施設である。 工芸交流センター楓は、工芸の創作活動等を通じて文化交流を活性化し市民の芸術文化の振興に資することを目的として設置された施設で、現在は陶芸（小規模で少人数での利用のみ可能）、染物、木工芸体験を提供する施設である。また、郡戸公民館としての利用もされている。 郷土文化保存伝習施設「こしらえ館」は、高齢者の経験や技術、知識を活かした生産活動を通じ若者に郷土文化を継承しながら社会的文化活動への参加を促進し、山村地域の振興に資することを目的として設置された。現在は小中学校授業の一環として取り組むなど水戸藩の陶製産業であった町田焼の復興、普及活動の促進に寄与する陶芸体験施設としての利用が主である。 どの施設も、貸室等として教室・講座を開催するのは主に市内の団体である。教室・講座等の参加者は不特定多数で市外からの利用もあるが、主に市民が利用するサービスである。
■建物状態等	<ul style="list-style-type: none"> 西山研修所（築86年）をはじめ、5施設のうち、3施設が築30年以上経過している。 生涯学習センターは、空調、照明等の設備も含め、建物の老朽化が課題である。 春友手づくり工芸センターも、建物の老朽化が課題となっている。
■利用者の特徴等	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習センターは、総合的な生涯学習活動拠点として、市内外の方に利用されている。 春友手づくり工芸センター、郷土文化保存伝習施設「こしらえ館」は、市外からの利用もあるが、工芸交流センター楓も含め、主に市民が創作活動のために利用している。 西山研修所は、近隣のスポーツ施設等との連携により、市外からの利用が多い。

(イ) 対策の方向性 ※公共施設等総合管理計画の再掲

方向性	方向性の説明
ニーズに合わせて地域拠点としての複合化を図る	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習センターはニーズに合わせた施設機能維持を図って行く。 生涯学習センターは規模の大きい施設なので、地域拠点として多目的利用を検討・実施する。 生涯学習センターの建物については、民間委託の拡大等の管理運営形態の見直しにより効率化を図る。
他施設との多目的利用や施設廃止等の検討を進める	<ul style="list-style-type: none"> 工芸施設については、整備当初からの環境の変化や利用実態を踏まえ、存続の必要性も含めて検討する。検討の際には設備や提供サービスの内容を踏まえ、存続する施設への機能集約を図る。 工芸交流センター楓は、作業施設と集会所施設の2棟で構成されており、集会所施設は公民館として取り扱う。 管理運営形態の見直しや、周辺施設との連携による多目的利用、施設廃止等の検討を進める。 施設の目的・役割を再定義し、地域資源として観光・レクリエーション施設と連携することも考えられる。

(ウ) 対策内容と実施時期

NO	施設名	対策内容	対応期限	更新等費用 (百万円) 【対策未実施】	更新等費用 (百万円) 【対策実施】	縮減額 (百万円)	縮減率 (%)
32	生涯学習センター	■施設機能維持	-	2,259	2,259	0	0.0
33	春友手づくり工芸センター	■類似機能同士の集約化	2032年3月 【長期】	467	465	2	0.4
34	工芸交流センター楓	■類似機能同士の集約化(集会所機能は除く)	2032年3月 【長期】	429	309	120	28.0
35	郷土文化保存伝習施設 「ごしらえ館」	■類似機能同士の集約化	2032年3月 【長期】	47	47	0	0.0
36	梨木平工芸の森	○2023 売却	-	327	2	325	99.3
286	西山研修所	■廃止 (建物・機能)	【短期(即)】	3,546	3,546	0	0.0

※太字は、改訂時に対応内容や対応期限が変更となったもの

分類 4	社会教育系施設	小分類	博物館等
------	---------	-----	------

(ア) 基本情報(個別施設の状態等)

No.	施設名	地域	管理運営形態	建物構成		施設面積(m ²)	建設年月日	経過年数(廃止年)
				棟数	内訳			
【博物館等】						小分類計 (構成割合)		
37	梅津会館	常陸太田	直営(一部委託)	2棟	郷土資料館梅津会館 郷土資料館梅津会館展示室	741.6 1,520.1 (2,450.7) 0.6% (0.9%)	1936/08/01	89
38	郷土資料館	里美		1棟	郷土資料館 (徳田北口公園せせらぎの郷)	132.0	2000/06/18	25
39	郷土資料館分館	常陸太田		1棟	郷土資料館分館	0.0 (105.8)	1994/02/01	2017返却
40	旧法務局庁舎	常陸太田	直営	1棟	郷土資料館別館 (旧法務局庁舎)	500.5	1973/03/26	52
41	旧町屋変電所	常陸太田	直営	1棟	旧町屋変電所	129.8	1910/03/31	115
42	ふるさと歴史民俗伝承館	金砂郷		3棟	ふるさと歴史民俗伝承館、 便所、杜の湯	0.0 (674.5)	1991/03/30	2022解体
44	東染郷倉	水府	直営	1棟	東染郷倉	16.2	1991/03/31	34
45	さら練習所	里美		1棟	さら練習所	0.0 (150.3)	1993	地域所有

※ () 内は、2015(平成27)年度

■目的・機能等	<ul style="list-style-type: none"> ・梅津会館は国登録有形文化財で、元旧太田町役場庁舎である。郷土資料の展示を行っている。 ・郷土資料館は常陸太田せせらぎの郷の中の施設で、石臼を引く水車小屋であるが、現在一般利用はほとんどされていない。 ・旧町屋変電所は国登録有形文化財であり、東電から寄付された建物で、公民館として利用していたときもあったが、現在は市民団体が管理・運営し、文化財として公開している。東日本大震災で被災したが、災害復旧は完了。 ・東染郷倉は市指定の文化財。元は米蔵で、以前は市指定文化財の歴史資料が保管されていた。 ・郷土資料館別館(旧法務局庁舎)は、旧法務局の庁舎を博物館として利用することで減額譲渡を受け、現在は内部を改修して歴史美術資料や図書の収蔵庫及び文化課の事務室として利用されている。
■建物状態等	<ul style="list-style-type: none"> ・国登録有形文化財である梅津会館(築88年)及び旧町屋変電所(築114年)は、文化財として保全を図る必要がある。 ・旧法務局庁舎は、築51年が経過している。 ・東染郷倉は、屋根の葺き替えが必要である。
■利用者の特徴等	<ul style="list-style-type: none"> ・国登録有形文化財である梅津会館と旧町屋変電所は、市民はもとより、市外の方々が多く訪れる施設である。 ・旧法務局庁舎は、教育委員会文化課の事務所として利用するとともに、文化財の収蔵施設として活用しているが、築51年が経過し、老朽化がみられる。

(イ) 対策の方向性 ※公共施設等総合管理計画の再掲

方向性	方向性の説明
文化財として計画的な保存を行う	・文化財である3施設は、引き続き計画的に保存・管理を行う。
文化財として活用を図る	・歴史資料等の展示等を行う梅津会館については、建物の保存に留意しつつ活用を図り、利用者の増につなげていく。 ・有形文化財の認知度を向上させ、多くの方々の来訪を誘う。
実質的な利用主体と協議し、今後の利用や所有のあり方を検討する	・郷土資料館など地域や地域団体で利用している施設は、利用している地域団体等と協議し、地域等での管理、地域への移行を図る。

(ウ) 対策内容と実施時期

NO	施設名	対策内容	対応期限	更新等費用 (百万円) 【対策未実施】	更新等費用 (百万円) 【対策実施】	縮減額 (百万円)	縮減率 (%)
37	梅津会館	■施設機能維持	-	640	640	0	0.0
38	郷土資料館 (徳田北口公園せせらぎの郷)	■廃止(建物・機能) ■譲渡・利活用の検討	2025年3月 【短期(即)】	33	0	33	100.0
39	郷土資料館分館	○2017返却	-				
40	旧法務局庁舎 (郷土資料館別館)	■庁舎機能を市役所本庁舎に集約	更新時(2033) 【長期】	599	234	364	60.8
41	旧町屋変電所	■施設機能維持	-	37	37	0	0.0
42	ふるさと歴史民俗伝承館	○2022解体	-	492	2	489	99.5
44	東染郷倉	■施設機能維持	-	4	4	0	0.0
45	さら練習所	○2016地域所有	-				

※太字は、改訂時に対応内容や対応期限が変更となったもの

分類 4	社会教育系施設	小分類	図書館
------	---------	-----	-----

(ア) 基本情報(個別施設の状態等)

No.	施設名	地域	管理運営形態	建物構成		施設面積(m ²)	建設年月日	経過年数(廃止年)
				棟数	内訳			
【図書館】								
46	図書館	常陸太田	直営	1棟	市立図書館(図書館)	1,619.4 (1,619.4) 0.7% (0.6%)	1990/03/15	35
47	金砂郷分室	金砂郷			※交流センターふじ内			
48	水府分室	水府			※水府総合センター内			
49	里美分室	里美			※里美文化センター内			

※()内は、2015(平成27)年度

■目的・機能等	・図書その他の資料を収集・保存し、特定あるいは一般の利用者のため、閲覧、貸出し、参考調査などの奉仕活動を提供する施設である。
■建物状態等	・図書館(本館)は、これまで計画的に改修・整備を行ってきているが、築34年が経過している。 ・金砂郷分室、水府分室、里美分室については、生涯学習施設に設置している。 ・里美分室が入っている里美文化センターは、築40年以上経過している。
■利用者の特徴等	・図書館(本館)は、市内全域の市民を中心に不特定多数の方が利用している施設である。 ・金砂郷分室、水府分室、里美分室は、主に各施設がある地域の市民が利用している。

(イ) 対策の方向性 ※公共施設等総合管理計画の再掲

方向性	方向性の説明
県の図書館ネットワークの利用によって、質の向上と規模の適正化を図る	・県内の図書館ネットワークによって所蔵していない蔵書も貸し出せる等、質の向上が見込まれるため、積極的に利用の促進を図る。 ・県内ネットワークを利用する窓口としての機能を強化しつつ、ニーズに合わせて規模や運営体制の適正化を図る。
複合化や管理運営形態の検討により、利便性向上・効率化を図る	・本館は、情報拠点として地域の課題を解決するために、郷土資料コーナー、大活字本コーナー、子育て支援コーナー、ビジネス支援コーナー等の資料の充実を図るとともに、関連する事業を組み合わせ、さらなる図書館利用サービスの向上を図る。 ・指定管理者制度導入事例もあり、場合によっては導入を検討する。

(ウ) 対策内容と実施時期

NO	施設名	対策内容	対応期限	更新等費用(百万円) 【対策未実施】	更新等費用(百万円) 【対策実施】	縮減額(百万円)	縮減率(%)
46	図書館	■施設機能維持 ■建物規模縮小	更新時(2050) 【超長期】	2,506	2,235	271	10.8
47	金砂郷分室	■施設機能維持(他施設へ複合化済み)	-	0	0	0	0.0
48	水府分室	■施設機能維持(他施設へ複合化済み)	-	0	0	0	0.0
49	里美分室	■他施設への複合化若しくは施設方向性の検討	更新時(2041) 【超長期】	0	0	0	0.0

※太字は、改訂時に対応内容や対応期限が変更となったもの

分類 5	スポーツ・レクリエーション系・産業系施設	小分類	産業、観光、レクリエーション施設
------	----------------------	-----	------------------

(ア) 基本情報(個別施設の状態等)

No.	施設名	地域	管理運営形態	建物構成		施設面積(m ²)	建設年月日	経過年数(廃止年)
				棟数	内訳			
【産業、観光、レクリエーション施設】				小分類計 (構成割合)		16,818.5 (16,522.2) 6.9% (6.3%)		
50	西山の里（休憩所）	常陸太田	委託	1 棟	西山の里休憩所(休憩所)	660.0	1988/04/01	37
51	西山公園	常陸太田		1 棟	西山公園(休憩所)	94.0	1995/03/01	30
52	ふるさとセンター竜神 竜っちゃん乃湯	水府	指定管理	3 棟	ふるさとセンター竜神増築・ふるさとセンタ ー竜神・竜っちゃんの湯	1,058.9	1981/06/30	44
53	水府竜の里公園	水府	指定管理	3 棟	トイレ、洗い場、小屋	105.1	2004/03/22	21
54	竜神ふるさと村	水府	指定管理	13 棟	バンガロー棟(3戸)・浴室棟・調理棟 A・調理棟B・宿泊棟A(2棟)・宿泊 棟B・管理棟・コテージA(1戸)・コテー ジB(2戸)・研修棟・便所A・便所B・ コテージ	954.0	1983/03/25	42
55	水府観光物産館 (竜神カフ)	水府	指定管理	1 棟	観光物産館	174.7	1989/01/09	36
56	里川生産物直売所	里美		1 棟	生産物直売所	0.0 (13.3)	1998/03/31	2018解体
57	伝承館	里美	直営 (一部委託)	1 棟	伝承館	132.4	1999/07/19	26
58	徳田生産物直売所	里美		0 棟 (1棟)	徳田生産物直売所	0.0 (33.1)	1999/03/31	生産組合所有
59	里美生産物直売所	里美	その他	1 棟	里美村生産物直売所	352.8	1986/03/01	39
60	竜神大吊橋・ 物産センター・交流広場	水府	指定管理	3 棟	物産センター・物産センター 売店増築・ 物産センター 女子トイレ増築	657.9	1994/03/25	31
61	渓流釣施設休憩所	里美		1 棟	渓流釣施設休憩所	0.0 (143.0)	1989/03/31	2022解体
62	ぬく森の湯	里美	指定管理	1 棟	ぬく森の湯	959.7	1995/03/31	30
63	里美ふれあい館	里美	指定管理	1 棟	里美ふれあい館	467.4	2003/03/01	22
64	ふれあい牧場	里美		2 棟	管理事務所・住宅	81.1	1960/03/31	65
65	小里牧場	里美		3 棟	飼育棟・繁殖牛給餌棟・飼糧倉庫	959.3	2011/03/30	14
66	東染林業センター	水府		1 棟	東染林業センター	192.0	1986/03/01	39
67	プラートさとみ	里美	指定管理	1 棟	プラートさとみ	1,086.0	1991/03/31	34
75	物産センターごめ工房	金砂郷	指定管理	2 棟	ごめ工房(農産処理加工施設)・ ごめ工房	880.6	2000/01/01	25
76	そば工房	金砂郷	指定管理	2 棟 (8棟)	そば工房・そば工房ケビンA・そば工房ケ ビンB・そば工房ケビンC・そば工房民族 資料展示棟	346.1 (584.6)	1996/03/20	29
77	西金沙湯けむりの郷	金砂郷	指定管理	4 棟	金沙の湯(旧郷の湯)・金沙の湯(新 館)・金沙の湯管理倉庫・金沙庵	1,576.4	1982/12/20	43
78	金沙ふるさと体験交流施設 (かなざ笑楽校)	金砂郷	指定管理	3 棟	校舎、体育館、渡り廊下	2,664.0	1989/04/01	36
102	農畜産物等加工施設 (ひたちおおたチーズ工房)	里美	指定管理	1 棟	農畜産物等加工施設	724.0 (0.0)	2007/01/26	18
282	道の駅ひたちおおた	常陸太田	指定管理	1 棟	道の駅ひたちおおた (地域振興施設)	1,814.2	2016/03/31	9
285	旧自然休養村管理センター	常陸太田		1 棟	研修所	877.9	1980/04/01	45
追	ふるさとの森マウンテンバイク コース	常陸太田	直営	1 棟	トイレ	652.0	1998/04/01	27

※ () 内は、2015(平成27)年度

<p>■目的・機能等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市外からの交流人口の増加並びに産業振興、就業の場づくりを目的とした施設である。 <p>【物産販売、体験教室、食事処】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水府観光物産館は、「竜神カフェ」として飲み物や軽食を提供している。 西山の里は、西山御殿（西山荘）入り口の休憩所で、レストランや売店で特産品を提供するほか、茶室では抹茶のサービスを提供している。 そば工房は、食事の提供、そば打ち体験サービスを提供している。 里美生産物直売所、物産センターこめ工房は、特産品の販売、食事の提供を行っている。 竜神大吊橋・物産センターは、竜神大吊橋を中心とした観光施設で、物産センターはレストランや売店で特産品を提供している。交流広場ではステージがあり、様々なイベントに利用されている。 伝承館は、常陸太田せせらぎの郷の中の施設で、実習所として設置された。なお、郷土資料館（水車小屋）と併設されている。 <p>【温浴施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ぬく森の湯、西金砂湯けむりの郷は、市民の福祉増進を目的として設置された施設で、現在は日帰り温泉施設として入浴サービスを提供している。なお、総合福祉会館内の太田温泉も一般利用が可能な温泉である。 ふるさとセンター竜神竜っちゃん乃湯は、宿泊ができるほか、こんにゃく作り体験等もできる温泉施設である。 <p>【宿泊・体験施設、キャンプ場】</p> <ul style="list-style-type: none"> プラトーさとみは、宿泊ができるほか、ものづくり体験やバーベキュー等ができる。また、オートキャンプ場が併設されている。 里美ふれあい館は、そば打ち体験やピザ焼き体験等ができる宿泊施設。 かなさ笑楽校は、廃校を利用した宿泊施設で、各種体験サービスを提供している。 竜神ふるさと村は、バンガロー等宿泊施設やすべり台もあるキャンプ場である。 水府竜の里公園はオートキャンプ場である。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ふれあい牧場、小里牧場は、肉用牛の繁殖や飼育、採草、放牧等の牧場経営を目的に整備された施設である。 東染林業センターは、産業目的の利用ではなく、町会や老人会などの集会所として利用されている。 西山公園は、周辺一帯が茨城県立自然公園に指定されている公園である。さくらの名所としても有名で、秋には紅葉と1年を通じて市民の憩いの場となっている。 農畜産物等加工施設（ひたちおおたチーズ工房）は、地域産業の活性化を図ることを目的として設置され、チーズ等の加工・製造・販売をするほか、チーズ加工体験もできる施設である。 道の駅ひたちおおたは2016(平成28)年に建設された施設で、レストラン、直売所、物産販売等の多機能施設として利用されている。 ふるさとの森マウンテンバイクコースは、自然と親しみながら健康増進を図ることを目的に整備されたコースであり、一部遊歩道も兼ね備えている。
----------------	---

■建物状態等	<ul style="list-style-type: none"> 築40年以上経過しているのは、ふれあい牧場(築64年)、旧自然休養村管理センター(築44年)、ふるさとセンター竜神竜っちゃん乃湯(築43年)、西金砂湯けむりの郷(築42年)、竜神ふるさと村(築41年)の5施設である。 築30年以上経過しているのは、西山の里(休憩所)、水府観光物産館(竜神カフェ)、里美生産物直売所、竜神大吊橋・物産センター・交流広場、東染林業センター、プラトーさとみ、金砂ふるさと体験交流施設(かなさ笑楽校)である。 空調や給水等の機械や設備を中心に不具合のある建物が多い。これまで、事後対応で部分的な改修を行っており、全体的なリニューアルを行うことで費用軽減につながる可能性もあるが、改修からあまり時間が経っていない施設を再度工事することは理解が得にくい。 伝承館(徳田北口公園せせらぎの郷)について、茅葺建屋(資料館棟)屋根の腐朽が著しい。 里美生産物直売所は、建物(屋根雨漏)・設備(和式トイレ・駐車場区画線)等、老朽化が著しい。
■利用者の特徴等	<ul style="list-style-type: none"> 伝承館(徳田北口公園せせらぎの郷)、東染林業センターは、施設近隣の市民が主に利用している。 その他の施設は市内全域の市民が主に利用する施設である。

(イ) 対策の方向性 ※公共施設等総合管理計画の再掲

方向性	方向性の説明
現状維持	<ul style="list-style-type: none"> 市外からの交流人口の拡大等を目的とする施設については、現状維持を基本とする。
施設を現状のまま存続させることの妥当性を検証しながら、類似施設等への集約や施設廃止等の検討を進める	<ul style="list-style-type: none"> 市外からの交流人口の拡大等を目的とする施設の中にも、施設の老朽化が集客面でマイナスに影響する施設が増えているほか、施設の整備時点とは状況も変化している(利用者ニーズ、施設の設備水準、市の合併等)ことから、施設存続の妥当性を検証しながら、既存類似施設への集約や施設廃止等の検討を進める。 検証に当たっては、今後の産業政策との整合を図るとともに、集客施設としてマーケティングの観点から検討を行うことに留意する。
改修・更新により存続させる施設については、独立採算に近づけるための取組を徹底する	<ul style="list-style-type: none"> 広域的に集客しサービスに対する対価を得る施設であることから、施設の保有にかかる市の財政的な負担を軽減できるよう、経営的な観点から独立採算に近づけるための取組を徹底する。
実質的な利用主体と協議し、今後のあり方を検討する	<ul style="list-style-type: none"> 産業施設としての利用がなされておらず、実質的に地域団体の利用に限られる施設については、地域団体での整備・保有への移行を図る。

(ウ) 対策内容と実施時期

NO	施設名	対策内容	対応期限	更新等費用 (百万円) 【対策未実施】	更新等費用 (百万円) 【対策実施】	縮減額 (百万円)	縮減率 (%)
50	西山の里（休憩所）	■方向性の検討	-	754	754	0	0.0
51	西山公園	■施設機能維持	-	53	53	0	0.0
52	ふるさとセンター竜神竜っちゃん乃湯	■類似機能同士の集約化	2027年3月 【中期】	1,002	242	759	75.8
53	水府竜の里公園	■施設機能維持	-	33	33	0	0.0
54	竜神ふるさと村	■廃止（建物・機能）	2028年3月 【短期】	711	711	0	0.0
55	水府観光物産館（竜神カワ）	■施設機能維持	-	110	110	0	0.0
56	里川生産物直売所	■2018解体	-	0	0	0	0
57	伝承館 (徳田北口公園せせらぎの郷)	■保有移行(譲渡)	2025年3月 【短期(即)】	81	3	78	96.6
58	徳田生産物直売所 (徳田北口公園せせらぎの郷)	■生産組合所有	-	7	0	7	100.0
59	里美生産物直売所	■施設機能維持	-	219	219	0	0.0
60	竜神大吊橋・物産センター・交流広場	■施設機能維持	-	1,847	1,847	0	0.0
61	渓流釣施設休憩所	○2022解体	-	80	0	80	100.0
62	ぬく森の湯	■類似機能同士の集約化	2027年3月 【中期】	583	583	0	0.0
63	里美ふれあい館	■他施設のサービスを代替 ○高齢者生産活動センター ■他施設を複合化 ○小里コミュニティ(旧小里公民館内)	2027年3月 【中期】	633	633	0	0.0
64	ふれあい牧場	■廃止（建物・機能）・譲渡・利活用の検討	2027年3月 【中期】	62	62	0	0.0
65	小里牧場	■廃止（建物・機能）・譲渡・利活用の検討	2027年3月 【中期】	192	192	0	0.0
66	東染林業センター	■地域主体の管理運営に移行	2026年3月 【短期(即)】	108	108	0	0.0
67	プラトーサンミ	■方向性の検討	-	1,006	1,006	0	0.0
75	物産センターこめ工房	■施設機能維持	-	267	267	0	0.0
76	そば工房	■施設機能維持	-	350	350	0	0.0
77	西金沙湯けむりの郷	■類似機能同士の集約化 方向性の検討	2027年3月 【中期】	656	656	0	0.0
78	かなざ笑楽校	■施設機能維持	-	1,649	1,649	0	0.0
102	農畜産物等加工施設 (ひたちおおたチーズ工房) (旧学校給食センター里美センター)	■施設機能維持 ■用途変更（完了）	-	1,678	1,678	0	0.0
282	道の駅ひたちおおた	■施設機能維持	-	363	363	0	0.0
285	旧自然休養村管理センター	■建物廃止	2036年3月 【長期】	492	176	316	64.3
追	ふるさとの森マウンテンバイクコース	■包括委託等の検討	2035年3月 【中期】				

※太字は、改訂時に対応内容や対応期限が変更となったもの

分類 5	スポーツ・レクリエーション系・産業系施設	小分類	スポーツ施設
------	----------------------	-----	--------

(ア) 基本情報(個別施設の状態等)

No.	施設名	地域	管理運営形態	建物構成		施設面積(m ²)	建設年月日	経過年数(廃止年)
				棟数	内訳			
【スポーツ施設】				小分類計 (構成割合)		6,053.3 (8,319.4) 2.4% (3.2%)		
68	山吹運動公園	常陸太田	直営	3棟 (6棟)	弓道場、野球場、市民武道館	1,298.4 (3,703.5)	1974/01/04	51
69	温水プール	常陸太田	指定管理	1棟	温水プール(水泳場)	1,499.7	2003/07/25	22
70	白羽スポーツ広場	常陸太田	直営	1棟	白羽スポーツ広場(管理棟)	213.0	1998/10/01	27
71	春友彫刻の森運動公園 (更衣室)	常陸太田	直営	1棟	更衣室・トイレ併用施設	60.2	1996/03/01	29
72	大里ふれあい広場	金砂郷	直営	3棟	ふれあいギャラリー、ふれあいセンター、 ふれあいプール管理棟	926.0	1993/03/31	32
73	水府海洋センター	水府	直営	1棟	事務所兼体育館	1,828.7	1991/05/15	34
28 7	里美運動公園	里美	直営	2棟	野球場管理棟、野球場倉庫	88.3	1984/04/01	41
追	大方運動広場	金砂郷	直営	1棟	トイレ	6.4	2016/07/13	9
追	水府スポーツ広場	水府	直営	2棟	事務所兼休憩室、トイレ	132.6	2025/03/28	0

※ () 内は、2015(平成 27) 年度

■目的・機能等	<ul style="list-style-type: none"> 設置の目的は、スポーツ及びレクリエーションの普及と振興を図り、市民の心身の健全な発達や、交流の場、公共の福祉の増進に資することを目的としている。 利用者は常陸太田市民のほか、近隣市町村の市民、春・夏・冬休みは合宿等で市外や県外の利用者も多い。
■建物状態等	<ul style="list-style-type: none"> 築 30 年以上経過した建物は、8 施設中 4 施設となっている。 山吹運動公園は築 40 年以上経過している施設があり、新体育館の整備に合わせ関連施設の一体的な整備を進めている。 大里ふれあい広場、水府海洋センターは建物の老朽化がみられるが、維持可能である。 白羽スポーツ広場はサッカー場が 2 面とれる唯一の施設であり利用者は多いが、建物の老朽化がみられる。 温水プールは、建物は新しいが耐用年数を経過する設備もある。 水府スポーツ広場は、本市で唯一のフットサル場として整備された運動広場であり、令和 7 年度に供用が開始される。
■利用者の特徴等	<ul style="list-style-type: none"> 市内全域の市民が主に利用するとともに、市外の方も利用する施設である。

(イ) 対策の方向性 ※公共施設等総合管理計画の再掲

方向性	方向性の説明
短期的には現状を維持し、将来は人口に見合った規模とする	<ul style="list-style-type: none"> 今後、人口の減少とともに利用者も低減することが想定され、長期的にはサービスを縮小する。 近隣等で機能が重複している施設については、今後の人口動向を考慮しながら、適切な規模・数量への見直しや施設の改修及び持続可能な施設運営を図る。 市内他施設で提供サービスの代替が難しい施設については、現状維持を基本とする。 他市における指定管理者制度やPFI/PPPを含めた業務委託の事例を研究し、直営からの見直しを検討・実施する。
山吹運動公園の整備	<ul style="list-style-type: none"> 市民等の利用が多い山吹体育館は、築40年以上が経過し、老朽化が進んでいた。 山吹運動公園内の施設全体の設置状況等を考慮し、市民ニーズ等を踏まえた施設となるよう、整備を進める。 整備に当たり、ユニバーサルデザインに配慮した体育館とする。 トップレベルの大会の開催が可能で、子どもから高齢者までが利用できる体育館とする。 市民の交流を支え、様々なイベント等に利用できる体育館とする。
生涯学習施設や学校施設との多目的利用を図り、身近なスポーツの場の機能を維持する	<ul style="list-style-type: none"> 多目的広場で行っている球技やジョギングなどのスポーツは、学校施設のグラウンド等で機能が確保できることから、他施設での多目的利用を検討する。 社会教育法に基づく生涯学習とスポーツ振興の両方に関わる施設を一体的にマネジメントするために、役割分担や組織体制を見直し、さらなる機能の重複を減らすほか、予約・管理の効率化を図る。
バランスの取れた利用料金設定とする	<ul style="list-style-type: none"> 一部の施設において、使用区分等が異なり、不均一な状態である。また施設維持費に対する使用料収入が不均等であるため、受益者負担の適正化を図り、バランスの取れた料金設定とする。

(ウ) 対策内容と実施時期

NO	施設名	対策内容	対応期限	更新等費用 (百万円) 【対策未実施】	更新等費用 (百万円) 【対策実施】	縮減額 (百万円)	縮減率 (%)
68	山吹運動公園	■類似機能同士の集約化 ■新体育館整備中	2030年3月 【長期】	4,929	4,929	0	0.0
69	温水プール	■施設機能維持	-	1,544	1,544	0	0.0
70	白羽スポーツ広場	■類似機能同士の集約化	2027年3月 【中期】	342	248	94	27.5
71	春友彫刻の森運動公園(更衣室)	■類似機能同士の集約化	2027年3月 【中期】	49	34	14	29.1
72	大里ふれあい広場	■類似機能同士の集約化	2027年3月 【中期】	1,079	827	252	23.4
73	水府海洋センター	■類似機能同士の集約化	2027年3月 【中期】	1,457	1,142	315	21.6
287	里美運動公園	■類似機能同士の集約化	2027年3月 【中期】	35	27	8	22.5
追	大方運動広場	■類似機能同士の集約化	2027年3月 【中期】				
追	水府スポーツ広場	■類似機能同士の集約化	2035年3月 【中期】				

※太字は、改訂時に対応内容や対応期限が変更となったもの

分類 6	学校教育系施設	小分類	小学校、中学校、小中学校
------	---------	-----	--------------

(ア) 基本情報(個別施設の状態等)

No.	施設名	地域	管理運営形態	建物構成		施設面積(m ²)	建設年月日	経過年数(廃止年)
				棟数	内訳			
【小学校】						小分類計		
						(構成割合)		
79	太田小学校	常陸太田	直営	11 棟	校舎 1、校舎 2、体育館、物置木造、体育物置、体育倉庫、 ^ア -ル付属室、渡り廊下、陶芸小屋、物置コンクリート、 ^ア -ル付属室	4,662.3.9 (54,417.2) 20.3% (20.9%)	1975/07/01	50
80	機初小学校	常陸太田	直営	12 棟	校舎 1、校舎 2、体育館、物置木造、 ^ア -ル付属室、外便所、教室棟、配膳室、物置鉄骨、 ^ア -ル付属室、渡り廊下、物置軽量鉄骨	4,937.0	1976/09/01	49
81	旧西小沢小学校	常陸太田	直営	7 棟	校舎、体育館、 ^ア -ル付属室、物置鉄骨 1、機械室、物置鉄骨 2、外便所	3,550.3	1980/03/01	45
82	旧幸久小学校	常陸太田	直営	5 棟	校舎、体育館、機械室、物置、 ^ア -ル付属室	3,832.0	1983/03/01	42
83	峰山小学校 (旧佐竹小学校)	常陸太田	直営	10 棟	校舎、体育館、特別教室 2 付属室、物置コンクリート 1、機械室、物置コンクリート 2、物置鉄骨、 ^ア -ル付属室、物置軽量鉄骨 1、物置軽量鉄骨 2	4,929.0	1981/03/01	44
84	誉田小学校	常陸太田	直営	6 棟	校舎、体育館、 ^ア -ル付属室、物置鉄骨、物置木造、体育倉庫	4,221.9	1979/03/01	46
85	世矢小学校	常陸太田	直営	10 棟	屋内運動場、校舎 1、機械室、物置コンクリート、物置鉄骨、体育倉庫、 ^ア -ル付属室、校舎 2、校舎 3、渡り廊下	5,487.0	1984/12/01	41
86	金砂郷小学校 (旧久米小学校)	金砂郷	直営	8 棟	屋内体育館、校舎、倉庫 A、倉庫 B、体育倉庫、燃料倉庫、焼き物小屋、校舎増築	3,784.3	1985/03/01	40
87	旧郡戸小学校	金砂郷	直営	8 棟	倉庫 A、倉庫 B、燃料倉庫、 ^ア -ル付属室、屋内体育館、校舎、校舎増築、 ^ア -ル付属室	2,866.7	1971/07/01	54
88	旧金砂郷小学校	金砂郷	直営	7 棟	燃料倉庫、体育倉庫鉄骨、屋内体育館、校舎、校舎増築、体育倉庫軽量鉄骨、倉庫	3,033.7	1984/01/01	41
89	旧山田小学校 (すいふごども園)	水府		※分類 7-子育て支援施設-認定こども園へ移行		0.0 (2,491.3)		
90	旧水府小学校 (防災拠点施設)	水府		※分類 10-その他-その他・市利用施設移行		0.0 (2,411.0)		
91	旧小里小学校	里美	直営	11 棟	物置木造 1、物置鉄骨、油庫、管理教育棟、物置木造 2、屋内運動場、体育館用便所、物置木造 3、農具舎、 ^ア -ル付属室、管理教育棟	2,764.0	1965/09/01	60
92	旧賀美小学校	里美	直営	11 棟	ポンプ室、 ^ア -ル付属室、 ^ア -ロッジ室、体育倉庫、物置鉄骨、倉庫、物置木造、管理教室棟 1、屋内運動場、管理教室棟 2、渡り廊下	0.0 (2,891.0)	1974/02/01	2024 売却
【小中学校】						小分類計		
						(構成割合)		
99	水府小中学校	水府	直営	4 棟	校舎(鉄骨)、屋内運動場、倉庫、トイレ	6,109.0 (0.0)	2020/04/01	5
100	里美小中学校	里美	直営	6 棟	里美小中学校校舎(2014 増築含む)、待合室、 ^ア -ル付属室、屋内運動場、倉庫小学、倉庫中学	6,478.4 (0.0)	2006/09/01	19

No.	施設名	地域	管理運営形態	建物構成		施設面積(m ²)	建設年月日	経過年数(廃止年)
				棟数	内訳			
【中学校】						小分類計		
						(構成割合)		
						29,524.1 (44,861.3) 12.1% (17.2%)		

93	太田中学校	常陸太田	直営	10 棟	校舎 1、校舎 4、体育館、7°-ル付属室、運動部室、倉庫、体育倉庫、校舎 2、校舎 3、7°-ル付属室	5,898.0	1968/10/01	57
94	峰山中学校	常陸太田	直営	9 棟	体育館、機械室、7°-ル付属室、物置、部室、7°-ル付属室、校舎、倉庫、燃料倉庫	6,876.8	2011/1/21	14
95	瑞竜中学校	常陸太田	直営	17 棟	校舎 1、校舎 2、校舎 3、体育館 1、体育館 2、物置木造 1、7°-ル付属室、消防小屋、部室、石油庫、配膳室、ログハウス、物置、校舎（技術室）、物置木造 2、7°-ル付属室、部室	5,462.0	1965/06/01	60
96	世矢中学校	常陸太田	直営	9 棟	校舎 1、校舎 2、物置、便所、機械室、ポンプ室、7°-ル付属室、部室、教育棟、体育館	4,716.5	1975/06/01	50
97	金砂郷中学校	金砂郷	直営	4 棟	校舎、屋内体育館、倉庫、燃料倉庫	6,570.8 (5,898.0)	2015/08/18	10
98	旧北中学校	金砂郷		8 棟	(北中学校)特別教室、倉庫 A、体育部室、付属校舎、7°-ル付属室、屋内体育館、校舎、外部トイレ、7°-ル付属室、校舎、倉庫 B	0.0 (4,733.5)	1969/04/01	2019 売却
99	旧水府中学校 (水府小中学校)	水府			※分類 6-学校教育系施設-小学校・小中学校・中学校-小中学校へ移動	0.0 (4,815.0)		
100	里美小中学校	里美			※分類 6-学校教育系施設-小学校・小中学校・中学校-小中学校へ移動	0.0 (6461.5)		
【その他（学校敷地内施設）】					小分類計 (構成割合)	184.0 0.1%		
74	里美柔剣道場	里美	直営	1 棟	里美柔剣道場	184.0	1991/05/15	34

※（ ）内は、2015（平成 27）年度

■目的・機能等	・市内の学齢期の児童生徒に義務教育の機会を保証する。 ・里美柔剣道場は 2017（平成 29）年度に社会体育施設から学校施設へ移管しており、既に里美小中学校の施設として用途変更済みである。 ・旧小里小学校、旧賀美小学校については、市ホームページ等に掲載し、跡地利用についての一般公募を行っている。
■建物状態等	・現在利用されている小学校 6 校のうち 5 校が、築 40 年以上を経過している。 ・中学校(5 校)は、峰山中学校、金砂郷中学校を除き、築 40 年を経過しており、太田中学校、瑞竜中学校は築 50 年が経過している。 ・小中学校は、水府小中学校が築 4 年、里美小中学校が築 18 年（増築した小学校部分は築 10 年）となっている。 ・峰山中学校、金砂郷中学校は市ハザードマップにおいて浸水想定区域に位置している。
■利用者の特徴等	・各小学校、各中学校、小中学校は施設の所在する学区の市民が主に利用する施設である。

(イ) 対策の方向性 ※公共施設等総合管理計画の再掲

方向性	方向性の説明
重点的な取組の実施	・学校施設は市建物系施設の延床面積の4割弱を占め、施設当たりの規模も非常に大きく、また、他分類の施設よりも建物の老朽化が進行していることから、施設の再編や建物の総量削減に積極的に取り組む。
再編による学校規模の適正化	・児童・生徒数の減少によって、1学級でクラス替えができるない学年、2つ以上の学年で1学級とする複式学級を編制する学年も出てくる。そのため、子どもの教育環境を向上させるとともに、学校施設（建物）の総量を削減するため、今後の統廃合や小中一貫校化等を考慮した学校規模の適正化を図る。
スポーツ施設と体育館との再編	・学校の体育館は、廃校も含めて地域に開放されている。一方、学校の敷地内にあるスポーツ施設は体育館との共用化や多目的利用等の再編について検討する必要がある。
子育て支援施設との複合化の推進による利便性の向上	・学校施設には老朽化した建物が多く、安全な環境で義務教育の提供を続けるために、再編後の適正規模で建物を更新する。 ・更新整備に当たっては、子どもの学校への慣れや送迎時の利便性向上等のメリットが期待されることから、幼稚園や保育園、児童クラブ等の子育て支援施設との複合化について積極的に検討する。
公民館機能の集約による地域の拠点形成	・地域の拠点として、旧小学校区程度を基本単位として公民館機能が配置されている。なお、公民館機能がコミュニティ組織へと移った地区もある。

(ウ) 対策内容と実施時期

NO	施設名	対策内容	対応期限	更新等費用 (百万円) 【対策未実施】	更新等費用 (百万円) 【対策実施】	縮減額 (百万円)	縮減率 (%)
79	太田小学校	■規模の適正化	更新時(2036) 【長期】	3,758	3,277	481	12.8
80	機初小学校	■他施設を複合化 ○はたそめ児童クラブ ■規模の適正化	更新時(2036) 【長期】	2,497	2,027	470	18.8
81	旧西小沢小学校	■施設売却	2025年3月 【短期】	1,840	1,566	273	14.9
82	旧幸久小学校	■施設売却	2025年3月 【短期】	2,092	1,694	398	19.0
83	峰山小学校 (旧佐竹小学校)	■規模の適正化（統合） ○佐竹小学校、西小沢小学校、幸久小学校	更新時(2041) 【長期】	2,480	2,015	465	18.8
84	誉田小学校	■規模の適正化	更新時(2039) 【超長期】	2,247	1,811	436	19.4
85	世矢小学校	■規模の適正化	更新時(2044) 【超長期】	3,014	2,445	570	18.9
86	金沙郷小学校 (旧久米小学校)	■他施設を複合化 ○かなさごう児童クラブ（旧くめ幼稚園） ■規模の適正化（統合） ○久米小学校、旧金沙郷小学校、郡戸小学校	更新時(2046) 【超長期】	2,016	1,633	382	19.0
87	旧郡戸小学校	■施設売却	2025年3月 【短期】	1,465	1,271	194	13.3
88	旧金沙郷小学校	■施設売却	2025年3月 【短期】	1,480	1,208	272	18.4
91	旧小里小学校	■施設売却	2025年3月 【短期(即)】	1,297	84	1,213	93.5
92	旧賀美小学校	■施設売却	2025年3月 【短期(即)】	1,273	80	1,193	93.7

NO	施設名	対策内容	対応期限	更新等費用 (百万円) 【対策未実施】	更新等費用 (百万円) 【対策実施】	縮減額 (百万円)	縮減率 (%)
99	水府小中学校 (旧水府中学校)	■施設機能維持 ■規模の適正化（統合） ○水府中学校、旧水府小学校、山田小学校	-	2,528	2,528	0	0.0
100	里美小中学校	■他施設を複合化 ○さどみ児童クラブ ■規模の適正化	更新時(2066) 【超長期】	1,516	1,516	0	0.0
93	太田中学校	■規模の適正化	更新時(2036) 【長期】	3,179	2,656	523	16.4
94	峰山中学校	■規模の適正化	更新時(2070) 【超長期】	1,443	1,443	0	0.0
95	瑞竜中学校	■規模の適正化	更新時(2036) 【長期】	3,364	2,743	621	18.5
96	世矢中学校	■規模の適正化	更新時(2047) 【超長期】	2,173	1,862	311	14.3
97	金沙郷中学校	■規模の適正化	更新時(2075) 【超長期】	1,848	1,848	0	0.0
98	旧北中学校	○2019 施設売却	-	2,435	163	2,272	93.3
74	里美柔剣道場 (里美小中学校内)	■施設機能維持	-	106	106	0	0.0

※太字は、改訂時に対応内容や対応期限が変更となったもの

分類 6	学校教育系施設	小分類	その他(学校給食センター、教育支援センター)
------	---------	-----	------------------------

(ア) 基本情報(個別施設の状態等)

No.	施設名	地域	管理運営形態	建物構成		施設面積(m ²)	建設年月日	経過年数(廃止年)
				棟数	内訳			
【その他(学校給食センター、教育支援センター)】				小分類計 (構成割合)		2,455.3 (3,179.3) 1.0% (1.2%)		
101	学校給食センター	常陸太田	直営	1棟	学校給食センター	1,999.3	2000/05/11	25
102	旧学校給食センター里美センター(農畜産物等加工施設(ひたちおおたチーズ工房))	里美	※分類5-スポーツ・レクリエーション系・産業系施設 - 産業・観光レクリエーション施設へ移動			0.0 (724.0)	2007/01/26	18
103	教育支援センター(かわせみくらぶ)	常陸太田	直営	1棟	かわせみくらぶ	456.0	1981/03/01	44

※()内は、2015(平成27)年度

■目的・機能等	・学校給食センターは市立小学校及び中学校並びに幼稚園の給食を適正かつ円滑に実施することを目的としている。教育支援センターは不登校児の適応指導のために設置されている。
■建物状態等	・教育支援センター(かわせみくらぶ)は、築40年以上が経過しており、耐震性も確保されていない。
■利用者の特徴等	・市内全域の市民が主に利用する施設である。

(イ) 対策の方向性 ※公共施設等総合管理計画の再掲

方向性	方向性の説明
統合後の給食センターのコスト縮減や品質向上を図る	・児童・生徒数を考慮し、1施設の給食センターのみで必要な給食数の確保が可能なことから、2016(平成28)年度に給食センター2施設を統合した。 ・統合後の給食センターについては、建物の更新や維持管理の実施に際して、コスト削減と品質向上の両立を図るため、民間を活用した事業手法の適用について検討・実施する。 ・用途廃止した学校給食センター里美センターについては、2020(令和2)年4月から農畜産物等加工施設として指定管理施設となり、同年5月からひたちおおたチーズ工房が稼働し利活用している。
老朽化が進む教育支援センターの用途廃止と機能移転	・教育支援センターは、築40年以上が経過しており、老朽化が進んでいる。しかし、機能としては存続が必要なことから、施設自体を更新するのではなく、空き施設等への機能移転を進める。

(ウ) 対策内容と実施時期

NO	施設名	対策内容	対応期限	更新等費用(百万円) 【対策未実施】	更新等費用(百万円) 【対策実施】	縮減額(百万円)	縮減率(%)
101	学校給食センター	■施設機能維持 ■民間を活用した事業手法の適用	更新時(2060) 【超長期】	10,075	10,075	0	0.0
103	教育支援センター(かわせみくらぶ)	■他施設へ移転 ■機能移転後解体	更新時(2041) 【超長期】	272	107	165	60.7

分類 7	子育て支援施設	小分類	幼稚園、保育園、認定こども園、児童クラブ
------	---------	-----	----------------------

(ア) 基本情報(個別施設の状態等)

No.	施設名	地域	管理運営形態	建物構成		施設面積(m ²)	建設年月日	経過年数(廃止年)
				棟数	内訳			
【幼稚園】				小分類計 (構成割合)		1,685.9 (5,696.1) 0.7% (2.2%)		
105	太田進徳幼稚園	常陸太田	直営	4棟	太田進徳幼稚園(教室棟)、(物置)、(パントリーホーム)、(物置)	1,077.1	1995/03/01	30
106	旧のぞみ幼稚園 (のぞみこども園)	常陸太田	※分類 7 - 子育て支援施設 - 幼稚園、保育園、認定こども園、児童クラブ - 認定こども園へ移行		0.0	(1,221.4)		
107	幸久幼稚園	常陸太田	直営	7棟	幸久幼稚園(園舎1)、(園舎2)、(パントリーホーム)、幸久幼稚園(物置1~4)	608.8	1982/02/01	43
108	世矢幼稚園	常陸太田		0棟 (4棟)	世矢幼稚園(園舎1~3)、(物置)	0.0 (556.0)	1983/03/01	2023解体
109	久米幼稚園	金砂郷	※分類 7 - 子育て支援施設 - 幼稚園、保育園、認定こども園、児童クラブ - 児童クラブへ移行		0.0 (654.8)		1991/06/28	
110	旧金郷幼稚園 (ういいすこども園)	金砂郷	※分類 7 - 子育て支援施設 - 幼稚園、保育園、認定こども園、児童クラブ - 認定こども園へ移行		0.0 (490.0)			
111	旧水府幼稚園	水府		0棟 (3棟)	水府幼稚園(増築)、(倉庫)、(園舎)	0.0 (519.0)	1983/11/28	2022解体
112	旧里美幼稚園 (さとみ児童クラブ)	里美	※分類 7 - 子育て支援施設 - 幼稚園、保育園、認定こども園、児童クラブ - 児童クラブへ移行		0.0 (569.0)			
【保育園】				小分類計 (構成割合)		1,996.6 (3,794.0) 0.8% (1.5%)		
114	木崎保育園	常陸太田	直営	1棟	木崎保育園(園舎)	303.0	1970/04/01	55
115	愛保育園	常陸太田	公私連携	1棟	愛保育園(保育施設)	1,327.6	2003/3/20	22
116	宮ノ脇保育園	常陸太田	直営	1棟	宮ノ脇保育園(園舎)	366.0	1972/04/01	53
117	旧金砂郷保育園 (ういいすこども園)	金砂郷	※分類 7 - 子育て支援施設 - 幼稚園、保育園、認定こども園、児童クラブ - 認定こども園へ移行		0.0 (776.0)			
118	旧すいふ保育園	水府		0棟 (1棟)	園舎	0.0 (299.0)	1980/03/31	2021解体
119	旧さとみ保育園 (さとみこども園)	里美	※分類 7 - 子育て支援施設 - 幼稚園、保育園、認定こども園、児童クラブ - 認定こども園へ移行		0.0 (722.4)			
【認定こども園】				小分類計 (構成割合)		5,695.5 (0.0) 2.3% (- %)		
89	すいふこども園 (旧山田小学校)	常陸太田	直営	8棟	倉庫鉄骨1、倉庫鉄骨2、外便所、アーチ、校舎、屋内体育館、倉庫鉄骨3、倉庫鉄骨4	2,491.3 (0.0)	1971/07/01	54
106	のぞみこども園 (旧のぞみ幼稚園)	常陸太田	直営	2棟	のぞみ幼稚園園舎、物置	1,221.4 (0.0)	2004/03/01	21
110	ういいすこども園 (旧金郷幼稚園)	金砂郷	直営	0棟 (1棟)	旧金郷幼稚園園舎 ※ういいすこども園へ複合化	0.0 (0.0)	2000/03/01	25
117	ういいすこども園 (旧金砂郷保育園)	金砂郷	直営	1棟	旧金砂郷保育園園舎	1,260.4 (0.0)	2000/03/01	25
119	さとみこども園 (旧さとみ保育園)	里美	直営	1棟	旧さとみ保育園園舎	722.4 (0.0)	2004/03/01	21
【児童クラブ】				小分類計 (構成割合)		1,8946.1 (1,117.3) 0.8% (0.4%)		
112	さとみ児童クラブ (旧里美幼稚園)	里美	直営	1棟	旧里美幼稚園園舎	569.0 (0.0)	2003/03/01	22
113	旧ぐんどう児童クラブ	金砂郷		0棟 (2棟)	旧郡戸幼稚園(園舎、物置)	0.0 (561.0)	1996/02/01	2023解体
120	はたそめ児童クラブ	常陸太田	直営	1棟	はたそめ児童クラブ	131.5	2004/10/12	21
121	旧にしおざわ児童クラブ	常陸太田	直営	1棟	旧西小沢幼稚園園舎	326.0	1979/12/01	46
109	かなさごう児童クラブ (旧久米幼稚園)	金砂郷	直営	5棟	久米幼稚園(園舎)、久米幼稚園(倉庫)、久米幼稚園園舎(増築3棟)	654.8 (0.0)	1991/06/28	34
123	かなさごう児童クラブ (旧くめ児童クラブ)	金砂郷	直営	1棟	旧くめ児童クラブ ※現在は旧久米幼稚園園舎と併用	98.8	2005/09/28	20
追	みねやま児童クラブ (旧さたけ児童クラブ)	常陸太田	直営	1棟	旧佐竹児童クラブ	66.0 (0.0)	1994/03/01	31
追	やまだ児童クラブ (旧山田公民館内)	水府	※旧山田小学校内					
追	すいふ児童クラブ (水府総合センター内)	水府	※水府総合センター内					

※ () 内は、2015(平成 27) 年度

■目的・機能等	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園は幼児を教育保育し適当な環境を与えて、心身の発達を助長することを目的とした施設である。 保育園は保護者の労働又は疾病その他の理由により、家庭で保育を受けることが困難な乳幼児を対象として保育を行うことを目的とした施設である。 認定こども園は、幼児の教育及び保育を行うことを目的とした施設である。 児童クラブは、小学校に就学していて、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊びや生活の場を与えることにより、健全育成を図ることを目的とした施設である。
■建物状態等	<ul style="list-style-type: none"> 利用施設のうち、築30年以上経過している建物が7施設、そのうち40年以上経過している施設は5施設となっている。50年を超える施設も3施設ある。 幸久幼稚園は、市ハザードマップにおける浸水想定区域に位置している。 宮ノ脇保育園は、築52年経過している。2012(平成24)年に耐震工事を施工しているが、今後の老朽化への対応が求められる。 木崎保育園は、築54年経過し耐用年数を経過している。現在は修繕を行い適切に管理をしているが、今後の老朽化への対応が求められる。 のぞみこども園、うぐいすこども園は、土砂災害警戒区域に位置している。 愛保育園は、耐用年数は過ぎてはいないが、屋根の雨漏りや空調、電気設備の改修が必要である。
■利用者の特徴等	<ul style="list-style-type: none"> 太田進徳幼稚園、幸久幼稚園の各幼稚園は、施設近隣の市民が主に利用する施設である。 各児童クラブは、施設がある学区の児童が主に利用する施設である。 木崎保育園、愛保育園、宮ノ脇保育園の主な利用は常陸太田地区の園児だが、他の地区や市外からも利用がある施設である。 各こども園の主な利用は各地域の園児だが、他地区や市外からも利用がある施設である。

(イ) 対策の方向性 ※公共施設等総合管理計画の再掲

方向性	方向性の説明
幼稚園と保育園については、統廃合や認定こども園への移行等を進める	<ul style="list-style-type: none"> 建替えの必要性や施設間の距離など条件に合う幼稚園・保育園について、統廃合や認定こども園への移行等を進める。 機能を廃止した施設は、利活用等の検討を進める。
民間事業者による保育園整備の動向を踏まえながら、民間による対応が難しいニーズを引き続き公立保育園で補完していく	<ul style="list-style-type: none"> 民間による受け入れが難しい地域など、民間による対応が難しいニーズについては、引き続き、公立保育園で補完することで必要なサービスを提供する。
小学校の余裕教室や他施設の多目的利用による児童クラブ機能の拡充を検討する	<ul style="list-style-type: none"> 小学校の余裕教室や、学校周辺の他施設の低未利用スペース等を活用することにより、新たな専用設備を整備することなく、児童クラブの定員を拡充する可能性を検討する。

(ウ) 対策内容と実施時期

NO	施設名	対策内容	対応期限	更新等費用 (百万円) 【対策未実施】	更新等費用 (百万円) 【対策実施】	縮減額 (百万円)	縮減率 (%)
105	太田進徳幼稚園	■施設機能維持	-	607	607	0	0.0
107	幸久幼稚園	■類似機能同土の集約化	更新時(2042) 【長期】	344	281	62	18.2
108	世矢幼稚園	○2023 解体	-	299	242	57	19.1
109	かなさごう児童クラブ (旧久米幼稚園)	■金砂郷小学校へ複合化 ■廃止	更新時(2046) 【超長期】	339	282	57	16.8
111	旧水府幼稚園	○2022 解体	-	295	238	57	19.4
114	木崎保育園	■類似機能同土の集約化若しくは認定こども園に移行	更新時(2030) 【中期】	509	406	102	20.1
115	愛保育園	■保有移行(譲渡)	2027年3月 【中期】	5,492	1,185	4,307	78.4
116	宮ノ脇保育園	■類似機能同土の集約化若しくは認定こども園に移行	更新時(2030) 【中期】	565	457	108	19.1
118	旧すいふ保育園	○2020 解体 ■すいふこども園へ複合化（完了）	-	441	398	43	9.8
89	すいふこども園 (旧山田小学校)	■施設機能維持 ■すいふこども園の設置（完了） ○水府幼稚園・すいふ保育園の複合化 ■文書保存室を整備（完了）	-	1,349	1,088	261	19.3
106	のぞみこども園 (旧のぞみ幼稚園)	■施設機能維持 ■認定こども園に移行（完了）	-	281	281	0	0.0
110	旧金郷幼稚園	■施設機能維持 ■認定こども園に移行（完了）	-	124	124	0	0.0
117	うぐいすこども園 (旧金砂郷保育園) (旧金郷幼稚園)	■施設機能維持 ■認定こども園に移行（完了）	-	1,054	1,054	0	0.0
119	さとみこども園 (旧さとみ保育園)	■施設機能維持 ■認定こども園に移行（完了）	-	740	740	0	0.0
112	さとみ児童クラブ (旧里美幼稚園)	■里美小中学校へ複合化 ■建物廃止	更新時(2064) 【超長期】	149	149	0	0.0
113	旧ぐんどう児童クラブ	○2023 解体・借地返却	-	342	304	37	10.9
120	はたそめ児童クラブ	■機初小学校へ複合化 ■施設売却	更新時(2064) 【超長期】	106	106	0	0.0
121	旧にしおざわ児童クラブ	■活用策の検討	2025年3月 【短期】	46	45	1	1.7
123	かなさごう児童クラブ (旧くめ児童クラブ)	■廃止（建物）	2028年3月 【短期】	92	92	0	0.0
追	みねやま児童クラブ (旧さたけ児童クラブ)	■峰山小学校へ複合化 ■建物廃止(旧佐竹小学校資料室)	更新時(2041) 【長期】				
追	やまだ児童クラブ (旧山田小学校内)	○2019 統合済	-				
追	すいふ児童クラブ (水府総合センター内)	■他施設へ複合化	2037年3月 【長期】				

※太字は、改訂時に対応内容や対応期限が変更となったもの

分類 8	保健・福祉・医療施設	小分類	高齢者福祉施設、障害者福祉施設、保健・医療施設
------	------------	-----	-------------------------

(ア) 基本情報(個別施設の状態等)

No.	施設名	地域	管理運営形態	建物構成		施設面積(m ²)	建設年月日	経過年数(廃止年)
				棟数	内訳			
【高齢者福祉施設】				小分類計 (構成割合)		947.6 (1,183.6) 0.4% (0.5%)		
124	ふれあいほーむ	水府		0棟 (1棟)	老人福祉施設 ふれあいほーむ	0.0 (236.0)	2000/03/15	2023解体
125	旧里美ふれあいの家	里美	直営	1棟	里美ふれあいの家	98.4	2002/03/31	23
126	高齢者生産活動センター	里美	指定管理	1棟	高齢者生産活動センター	849.2	1979/10/20	46
【障害者福祉施設】				小分類計 (構成割合)		0.0 (782.0) 0.0% (0.3%)		
127	旧心身障害者福祉センター くにみ	常陸太田		0棟 (1棟)	心身障害者福祉センター(集会所)	0.0 (305.0)	1986/03/01	2023解体
128	旧福祉作業所虹の家	水府		0棟 (1棟)	虹の家	0.0 (477.0)	1979/03/31	2020解体
【保健・医療施設】				小分類計 (構成割合)		6,308.2 (7,496.4) 2.6% (2.5%)		
129	総合福祉会館	常陸太田	指定管理	1棟	総合福祉会館	4,821.3	2001/01/01	24
130	旧金砂郷保健センター (金砂郷支所分館)	金砂郷	※1.行政系施設 - 庁舎・支所に移動			0.0 (1,188.2)		
131	健康センター	金砂郷	直営	1棟	健康センターこもれび	308.1	2003/03/13	22
132	北部保健センター	水府	※水府総合センター内に設置					
133	旧里美保健センター	里美	直営	1棟	保健センター	751.6	1993/03/25	32
134	天下野診療所	水府	指定管理	1棟	天下野診療所	258.9	2007/02/13	18
135	里美歯科診療所	里美	指定管理	1棟	里美歯科診療所	168.3	2007/03/02	18
136	福祉住宅	常陸太田	※焼失					
137	太田温泉	常陸太田	※総合福祉会館内に設置					

※()内は、2015(平成27)年度

■目的・機能等	【高齢者福祉施設】
	<ul style="list-style-type: none"> 旧里美ふれあいの家は「生き生きふれあい事業」の会場として利用していた施設である。 高齢者生産活動センターは高齢者の経験や技術、知識を活かした生産活動を通して社会的文化活動への参加を促進し、高齢者の就業機会を増大させ、山村地域の振興に資する施設である。
	【保健・医療施設】
	<ul style="list-style-type: none"> 総合福祉会館は、市の「総合保健センター」を中心に、「社会福祉協議会」及び「地域包括支援センター」(市の委託を受け社会福祉協議会が設置)の3つの機関を集約した施設である。 保健センターは、市が市民の健康増進並びに市民福祉の向上に資するための事業を実施するほか、社会福祉協議会が事業を実施している。 健康センターは、2012(平成24)年度から北消防署金砂出張所として利用されているが、施設の所管は健康づくり推進課となっている。 診療所は民間の医療機関が限られる山間部において医療サービスを提供する。 太田温泉は、総合福祉会館に併設された日帰り温泉施設である。

<p>■建物状態等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいほーむは、「福祉住宅」が焼失により廃止され、他に同様の機能を持つ施設は無かったが、入居者が退去し利用されなくなつたため、解体した。 ・里美ふれあいの家は、「生き生きふれあい事業」等に利用されていた。 ・高齢者生産活動センターは、築45年が経過し、施設や設備が老朽化しており、毎年何らかの修繕が必要な状態であるため、対応が求められる。 ・築10年以上が経過している施設が多く、空調や機械等の設備について改修の必要性が高まっている。 ・総合福祉会館は、市街地に隣接し、バリアフリーの設計となっていることから、保健・福祉サービスを提供する拠点となっている。 また、総合福祉会館（太田温泉を含む）は築23年が経過し、維持費が増大していることが課題となっている。 ・旧里美保健センターは、機能を移転し、用途を廃止している。 ・天下野診療所や里美歯科診療所は、医療機器の更新に多額の費用を要する。
<p>■利用者の特徴等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合福祉会館、高齢者生産活動センターは市全域の市民が主に利用する施設である。 ・北部保健センター、天下野診療所、里美歯科診療所、健康センターは、それぞれの施設地域の市民が主に利用する施設である。 ・太田温泉の主な利用は市全域の市民を想定しているが、市外からの利用もある施設である。

(イ) 対策の方向性 ※公共施設等総合管理計画の再掲

方向性	方向性の説明
現状維持	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の現状や利用状況、整備目的等を踏まえ、存続させる施設については、適切に維持管理する。
実質的な利用主体と協議し、譲渡又は廃止・処分を検討する（実施している事業は継続）	<ul style="list-style-type: none"> ・主に利用している団体が限定される施設については、実質的な利用主体に建物を譲渡して事業を継続する。 あるいは、別の施設に移転して事業を継続してもらい、当該施設については、今後の活用方法について、廃止等も含め検討する。
施設の再編（統廃合を含む）を検討し、存続させる施設については、独立採算を追求する	<ul style="list-style-type: none"> ・温浴施設について、整備時点からの状況変化を踏まえて、市が関与してサービス提供する意義や目的を再定義し、類似施設への集約を図る。 ・類似施設への集約後の施設については、経営的な観点から独立採算に近づけるための見直しを徹底する。

(ウ) 対策内容と実施時期

NO	施設名	対策内容	対応期限	更新等費用 (百万円) 【対策未実施】	更新等費用 (百万円) 【対策実施】	縮減額 (百万円)	縮減率 (%)
124	ふれあいほーむ	○2023 解体	-	225	225	0	0.0
125	旧里美ふれあいの家	■施設売却	2026年3月 【短期(即)】	20	0	20	100.0
126	高齢者生産活動センター	■サービスを他施設に代替（里美ふれあい館） ■廃止（建物）	2027年3月 【中期】	800	359	441	55.1
127	旧心身障害者福祉センター くにみ	○2023 解体	-	192	13	179	93.1
128	旧福祉作業所虹の家	○2020 解体	-	267	19	248	92.9
129	総合福祉会館	■施設機能維持	-	8,299	8,299	0	0.0
131	健康センター	■施設機能維持	-	62	62	0	0.0
132	北部保健センター (水府総合センター内)	■施設機能維持	-	0	0	0	0.0
133	旧里美保健センター	■施設売却	2026年3月 【短期(即)】	611	491	120	19.7
134	天下野診療所	■施設機能維持	-	68	68	0	0.0
135	里美歯科診療所	■施設機能維持	-	48	48	0	0.0
136	福祉住宅	○焼失	-	0	0	0	0.0
137	太田温泉 (総合福祉会館内)	■類似機能同士の集約化	2027年3月 【中期】	0	0	0	0.0

※太字は、改訂時に対応内容や対応期限が変更となったもの

分類 9	供給処理施設	小分類	供給処理施設
------	--------	-----	--------

(ア) 基本情報(個別施設の状態等)

No.	施設名	地域	管理運営形態	建物構成		施設面積(m ²)	建設年月日	経過年数(廃止年)
				棟数	内訳			
【供給処理施設】				小分類計 (構成割合)		14,603.6 (14,603.6) 6.0% (5.6%)		
260	清掃センター	常陸太田	直営 (一部委託)	6棟	清掃センター(ごみ処理施設)、(リサイクル プラザ)、(計量棟)、(ストックヤード)、 (圧縮缶置場)、(車庫、作業)	12,178.7	2002/02/28	23
261	太田クリーンセンター	常陸太田	直営 (一部委託)	3棟	太田クリーンセンター(処理棟)、(管理 棟)、(車庫棟)	1,717.1	1993/11/24	32
262	里美クリーンセンター	里美	直営 (一部委託)	3棟	里美クリーンセンター既存棟、新処理 棟、倉庫	388.8	1986/10/01 2009/03/20	39 16
263	畜産物共同利用施 設(旧バイオマスリサ イクルセンター)	里美		2棟	牧場事務所(管理棟)、飼料保管庫 (炭化製品保管庫)	319.0	2003/03/25	22

※ () 内は、2015(平成 27) 年度

■目的・機能等	<ul style="list-style-type: none"> 清掃センターは、一般廃棄物の衛生的処理と再生資源の利用を推進する施設である。 太田クリーンセンター、里美クリーンセンターは、し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る施設である。 旧バイオマスリサイクルセンターは、有機性産業廃棄物(樹皮・端材・剪定枝等のリサイクル資源)の収集、運搬、処理及び再生、販売を行う施設として設置された。 <p>現在は、畜産物共同利用施設(牧場事務所・飼料保管庫・車庫)に用途変更している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 4施設とも市民を対象とする施設である。
■建物状態等	<ul style="list-style-type: none"> 清掃センターは、焼却施設等の老朽化対策として2017(平成29)年度に長寿命化総合計画を策定。2018(平成30)年度から2020(令和2)年度にかけて基幹的設備改良工事を実施し、2037(令和19)年度までの延命化を図った。 太田クリーンセンターは設備の耐用年数が寿命を迎えており、計画的な改修が必要である。 里美クリーンセンターは、1987(昭和62)年に建設され、改修を2009(平成21)年に実施している。太田クリーンセンターへ機能を集約したのち、解体を予定している。 旧バイオマスリサイクルセンターは山間部にあり、立地が良くない。2016(平成28)年2月に畜産物共同利用施設に用途変更し、2021(令和3)年3月末日小里牧場・ふれあい牧場とともに閉鎖している。
■利用者の特徴等	<ul style="list-style-type: none"> 清掃センターは市内全域の市民が主に利用する施設である。 太田クリーンセンターは常陸太田・金砂郷・水府(山田地区のみ)地区の市民が主に利用し、里美クリーンセンターは水府(山田地区を除く)・里美地区的市民が主に利用する施設である。今後は太田クリーンセンターへの機能集約を予定している。

(イ) 対策の方向性 ※公共施設等総合管理計画の再掲

方向性	方向性の説明
他施設への統合等が完了した施設については、施設の解体等を進める。その他の施設については、維持する	<ul style="list-style-type: none"> 代替施設がない施設については、現状維持が望ましい。しかし、需要量の変動によって、広域連携を検討するとともに、新しい維持管理コスト縮減方法の動向を把握し、検討・実施する。 サービスを分担していた太田クリーンセンター、里美クリーンセンターについては、すでに機能集約が決まっており、里美クリーンセンターの廃止・解体等を予定している。
他施設との連携等検討する	<ul style="list-style-type: none"> 存続をする施設については、他施設との連携を図ることも検討していく。 将来的な需要量の変動によっては、広域連携も検討する。また、新しい維持管理コスト縮減方法の動向を把握し、取り入れていくことも検討する。
実質的な利用主体と協議し、今後の利用や所有のあり方について検討する	<ul style="list-style-type: none"> 現在用途廃止されている施設については、今後の利用や所有のあり方について、実質的な利用主体と協議し、処分を進める。

(ウ) 対策内容と実施時期

NO	施設名	対策内容	対応期限	更新等費用 (百万円) 【対策未実施】	更新等費用 (百万円) 【対策実施】	縮減額 (百万円)	縮減率 (%)
260	清掃センター	■施設機能維持	-	28,897	28,897	0	0.0
261	太田クリーンセンター	<ul style="list-style-type: none"> ■施設機能維持 ■他施設を集約 <ul style="list-style-type: none"> ○里美クリーンセンター 	2027年3月 【中期】	4,170	4,060	110	2.6
262	里美クリーンセンター	<ul style="list-style-type: none"> ■太田クリーンセンターに集約 ■廃止（建物・機能） 	2027年3月 【中期】	2,559	726	1,833	71.6
263	バイオマスリサイクルセンター	■廃止（建物・機能）・譲渡・利活用の検討	2027年3月 【中期】	65	65	0	0.0

※太字は、改訂時に対応内容や対応期限が変更となったもの

分類 10	その他	小分類	その他施設、市利用施設、民間等利用施設、未利用施設
-------	-----	-----	---------------------------

(ア) 基本情報(個別施設の状態等)

No.	施設名	地域	管理運営形態	建物構成		施設面積(m ²)	建設年月日	経過年数(廃止年)
				棟数	内訳			
【その他施設】				小分類計 (構成割合)		4,766.5 (2,365.5) 2.0% (0.9%)		
90	防災拠点施設 (旧水府小学校)	水府	直営	4 棟	倉庫木造、倉庫鉄骨、校舎、屋内体育館	2,411.0 (0.0)	1977/08/31	48
258	市営斎場	常陸太田	指定管理	2 棟	火葬場、斎場	1,371.9	1989/03/28	36
259	里美斎場	里美	指定管理	1 棟	斎場	580.0	2004/04/01	21
264	御輿殿	常陸太田	直営	1 棟	御輿殿(倉庫)	29.2	1989/03/01	36
268	常陸太田駅舎	常陸太田	直営	1 棟	常陸太田駅舎	280.7	2011/03/11	14
269	風力発電施設	里美		0 棟 (3 棟)	風力発電施設	0.0 (10.0)	2002/03/20	2023 解体
275	瑞龍靈園(休憩所)	常陸太田	直営 (一部委託)	1 棟	瑞龍靈園休憩所(休憩所)	72.9	1995/05/01	30
277	茨城県消防救急デジタル無線消防水府基地	水府	直営	1 棟	茨城県消防救急デジタル無線消防水府基地	20.8	1995/03/24	30
【その他・市利用施設】				小分類計 (構成割合)		2,529.9 (3,416.3) 1.0% (1.3%)		
265	旧清掃事務所	常陸太田	直営	1 棟 (2 棟)	衛生処理場(車庫)	258.0 (369.8)	1988/04/01	37
266	旧し尿処理中継所	水府		0 棟 (1 棟)	し尿処理中継所	0.0 (110.7)	1995/05/31	2022 解体
267	旧やまざくら保育所	里美		0 棟 (1 棟)	やまざくら保育所	0.0 (359.8)	1980/03/01	2020 解体
271	旧ハローワーク	常陸太田	直営	2 棟	観光物産会館(常陸太田総合庁舎)・観光物産会館(車庫)	882.5	1991/03/15	34
272	旧 JA 茨城みずほ倉庫	常陸太田		0 棟 (2 棟)	小沢町倉庫、小沢町倉庫	0.0 (304.1)	不明	2020 売却
283	旧保健所	常陸太田	直営	1 棟	旧保健所(保健所)	872.4	1970/03/31	55
284	旧佐都小学校特別教室棟	常陸太田	直営	1 棟	旧佐都小学校特別教室棟	517.0	2002/02/01	23
【その他・民間等利用施設】				小分類計 (構成割合)		478.2 (791.3) 0.2% (0.3%)		
270	木崎一町寄付家屋	常陸太田		1 棟	旧島津邸(住宅)(木崎一町寄付家屋)	120.2	1956/3/31	69
273	旧高倉駐在所	水府		0 棟 (1 棟)	旧高倉駐在所	0.0 (211.1)	2015/3/31	2019 売却
274	旧金砂幼稚園	金砂郷		1 棟	旧金砂幼稚園舎	245.0	1989/8/20	36
276	酉和館	常陸太田		2 棟	体育館、倉庫	113.0	1971/7/1	54
278	東二店舗兼事務所	常陸太田		0 棟 (1 棟)	東二店舗兼事務所	0.0 (102.0)	1966/3/31	2018 解体

※ () 内は、2015(平成 27) 年度

<p>■目的・機能等</p>	<p>【その他施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「その他施設」は、目的を持って整備された施設の中で、他の分類に当てはまらないもの。 御輿殿は、太田まつりの御輿の倉庫である。 防災拠点施設は、旧水府小学校を再整備した施設である。 <p>【その他・市利用施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「その他・市利用施設」は、各課が実施する業務や公的な団体が利用しているもの。 旧清掃事務所は倉庫・物置として利用している施設である。 旧ハローワークは観光物産協会の事務所として利用するほか、観光振興課が置かれている。 旧保健所は、シルバー人材センター等の事務所として利用されている。 <p>【その他・民間等利用施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「その他・民間等利用施設」は、市の施設を民間の個人や団体等が利用しているもの。
<p>■建物状態等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「その他施設」において、市営斎場、御輿殿等が築30年以上経過している。風力発電施設については、解体済みである。 「その他・市利用施設」において、旧保健所が築50年以上経過している。旧し尿処理中継所等2施設は解体済みである。 「その他・民間等利用施設」は、旧金砂幼稚園が築30年以上、酉和館が築50年以上、木崎一町寄付家屋が築60年以上経過している。
<p>■利用者の特徴等</p>	<ul style="list-style-type: none"> その他の施設は市内全域の市民や地域の住民が主に利用する施設である。

(イ) 対策の方向性 ※公共施設等総合管理計画の再掲

方向性	方向性の説明
<p>現状維持し、将来的なニーズを踏まえてサービス継続の必要性や適正な施設規模を検討する</p>	<ul style="list-style-type: none"> 代替する施設がない施設は現状維持とし、想定する耐用年数を確保できるよう、必要な維持管理を行う。 施設の老朽化が進んだ場合、将来的なニーズを踏まえてサービス継続の必要性について検討したうえで、存続させる施設については適正な規模で更新を行う。
<p>民間等が利用する施設について、老朽化が進行した場合は原則的に利用を停止して処分する</p>	<ul style="list-style-type: none"> 民間等が利用する施設については、老朽化が懸念される建物が多いことから、耐用年数を迎えた建物については原則的に利用を停止して建物を取り壊し、土地を処分する。
<p>施設の再編については、それぞれの設置目的や利用件数の動向をみながら検討し、存続させる場合は独立採算を追及する</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2つある市営の斎場は、1つは市内外の葬祭業者等への貸館専用、もう1つは市中心部から距離が遠い地区の利便性確保等のために設置されているので、それぞれの設置目的に沿って運営していく。 施設の耐用年数や、今後の利用件数の動向等を見ながら、火葬場及び告別式場両施設の再編を検討するとともに、民間事業者のノウハウを積極的に活用し、独立採算について検討する。

(ウ) 対策内容と実施時期

NO	施設名	対策内容	対応期限	更新等費用 (百万円) 【対策未実施】	更新等費用 (百万円) 【対策実施】	縮減額 (百万円)	縮減率 (%)
258	市営斎場	■施設機能維持	-	2,226	2,226	0	0.0
259	里美斎場	■施設機能維持	-	2,736	2,736	0	0.0
264	御輿殿	■施設機能維持	-	19	19	0	0.0
268	常陸太田駅舎	■施設機能維持	-	208	208	0	0.0
269	風力発電施設	○2023 解体	-	230	28	202	87.6
275	瑞龍靈園（休憩所）	■施設機能維持	-	66	66	0	0.0
277	茨城県消防救急デジタル無線 消防水府基地	■施設機能維持	-	14	14	0	0.0
265	旧清掃事務所	■施設機能維持（倉庫） ○2023 事務所解体	-	240	65	176	73.2
266	旧し尿処理中継所	○2022 解体	-	72	0	72	100.0
267	旧やまぐら保育所	○2020 解体	-	236	18	218	92.3
271	旧ハローワーク	■庁舎機能を市役所本庁舎に集約	更新時(2051) 【超長期】	643	279	363	56.5
272	旧 JA 茨城みずほ倉庫	○2020 売却	-	76	8	68	90.0
283	旧保健所	■庁舎機能を市役所本庁舎に集約	更新時(2030) 【中期】	674	253	421	62.5
284	旧佐都小学校特別教室棟	■施設機能維持	-	139	139	0	0.0
90	防災拠点施設 (旧水府小学校)	■施設機能維持 ■水府小中学校へ複合化（完了） ■防災拠点施設として整備（完了）	-	1,281	1,033	248	19.3
270	木崎一町寄付家屋	■地域へ保有移行（譲渡）	2026年3月 【短期(即)】	60	6	54	90.0
273	旧高倉駐在所	○2019 売却	-	53	0	53	100.0
274	旧金砂幼稚園	■保有移行（譲渡）	2026年3月 【短期(即)】	159	0	159	100.0
276	酉和館	■地域へ保有移行（譲渡）	2026年3月 【短期(即)】	73	6	68	92.3
278	東二店舗兼事務所	○2018 解体	-	0	0	0	0

※太字は、改訂時に対応内容や対応期限が変更となったもの

2 建物系施設の地区別再配置

《各地区的記載内容について》

第2章「建物系施設の類型別再配置方針」の（ウ）対策内容と実施時期について、地区ごとに図として整理します。

(1) 2017(平成29)年3月 当初 (60ページ)

- ①常陸太田地区
- ②金砂郷地区、水府地区
- ③里美地区、広域的な統合

(2) 2025(令和7)年3月 計画改訂時 (63ページ)

- ①常陸太田地区
- ②金砂郷地区、水府地区
- ③里美地区、広域的な統合

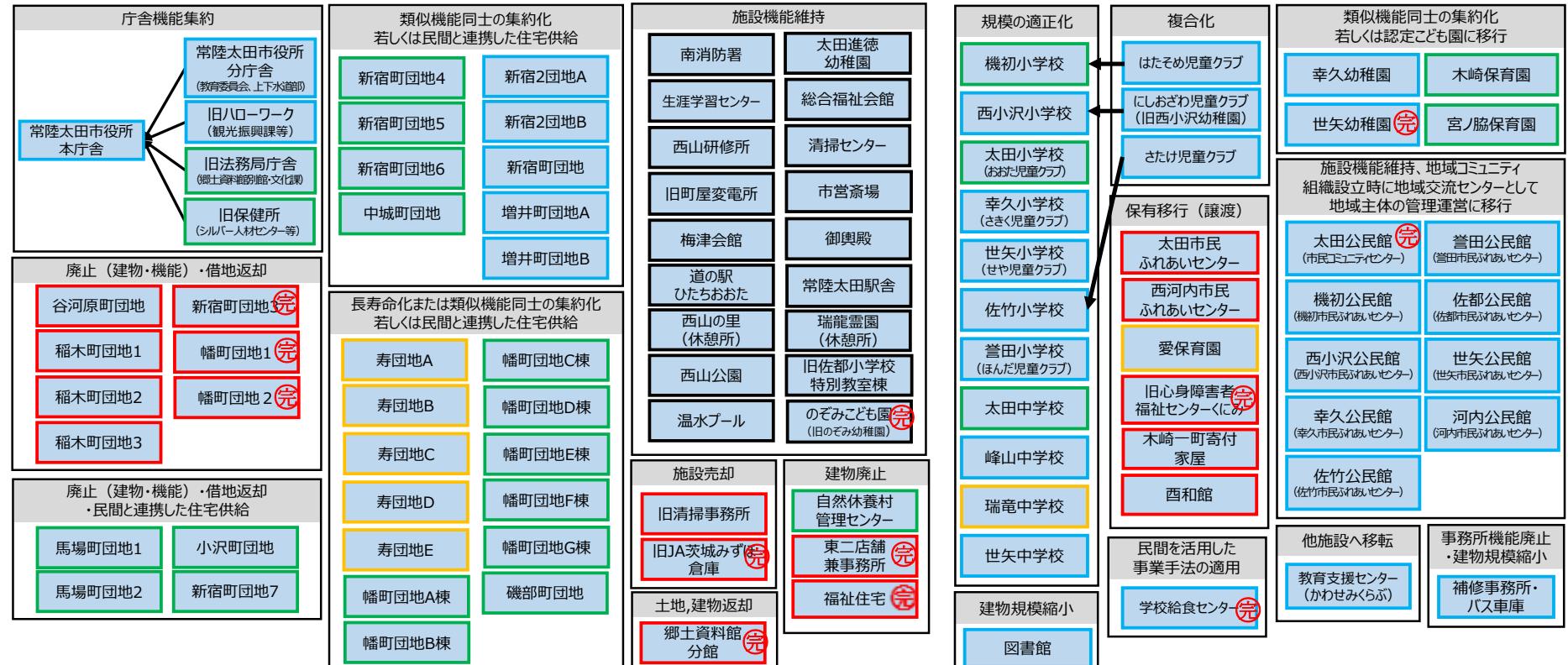
■地区別の再配置計画（当初） 施設数 291 施設

地域	常陸太田地区	金砂郷地区	水府地区	里美地区	対応期限	短期 ～3年	中期 4年～10年	長期 11年～20年	超長期 21年以上	対応期限 なし
----	--------	-------	------	------	------	-----------	--------------	---------------	--------------	------------

完 対応が完了した施設

常陸太田地区

99施設



地域

常陸太田地区

金砂郷地区

水府地区

里美地区

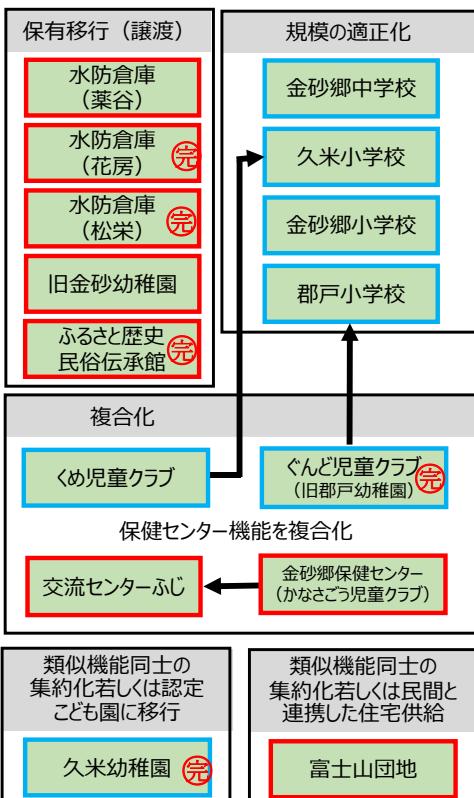
対応期限

短期
~3年中期
4年~10年長期
11年~20年超長期
21年以上対応期限
なし

対応が完了した施設

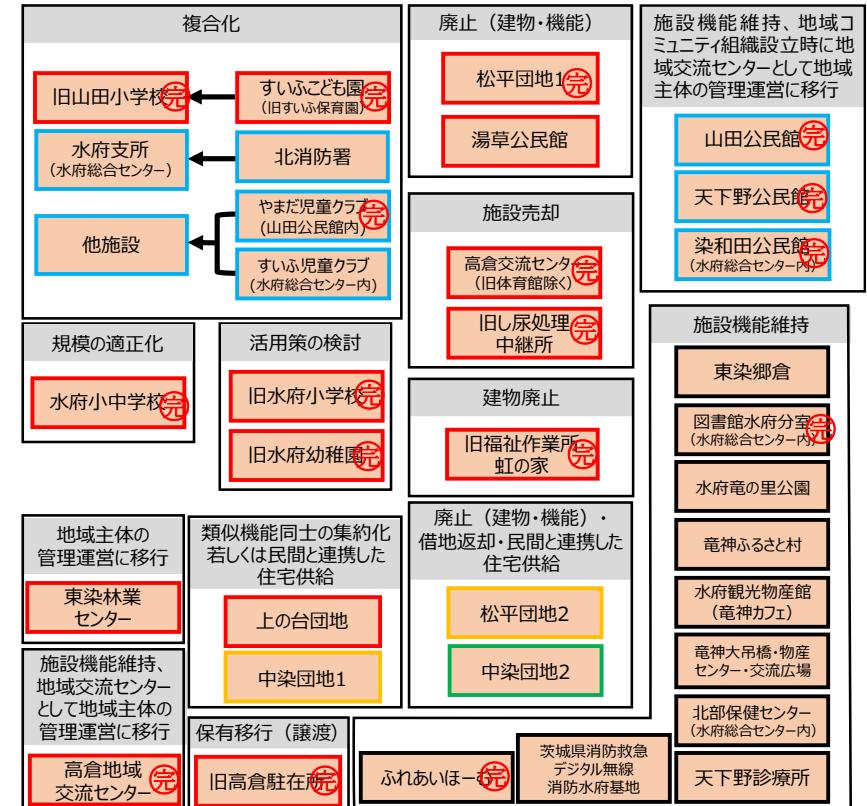
金砂郷地区

29施設



水府地区

34施設



地域

常陸太田地区

金砂郷地区

水府地区

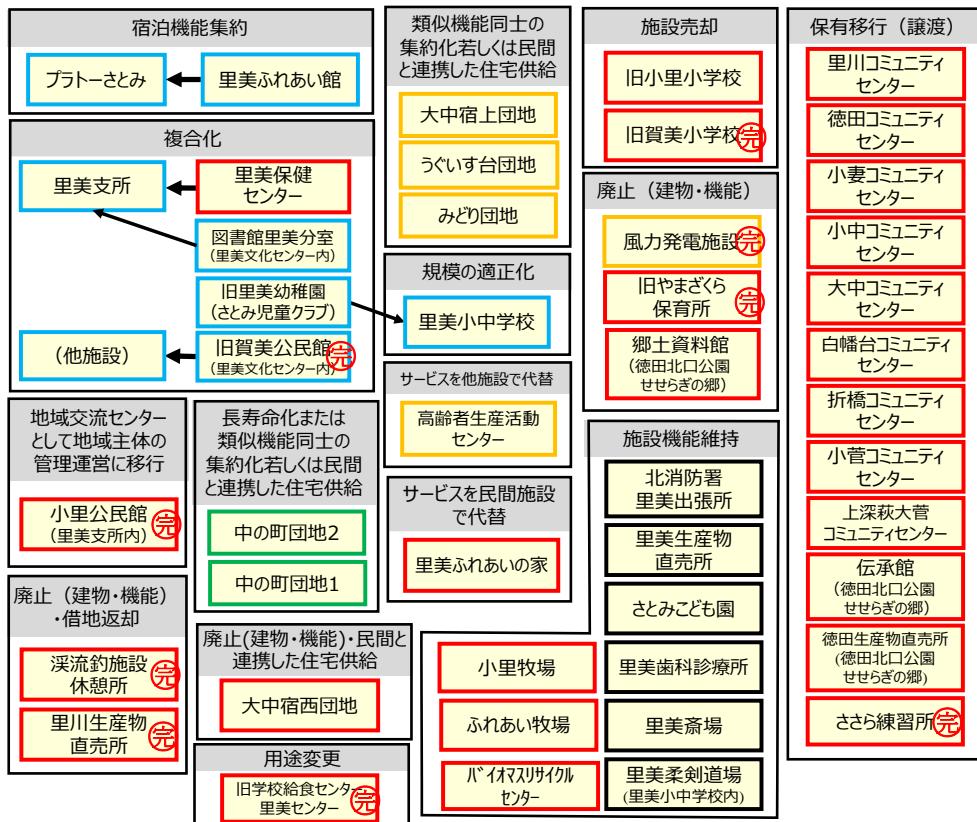
里美地区

対応期限

短期
~3年中期
4年~10年長期
11年~20年超長期
21年以上対応期限
なし
完 対応が完了した施設

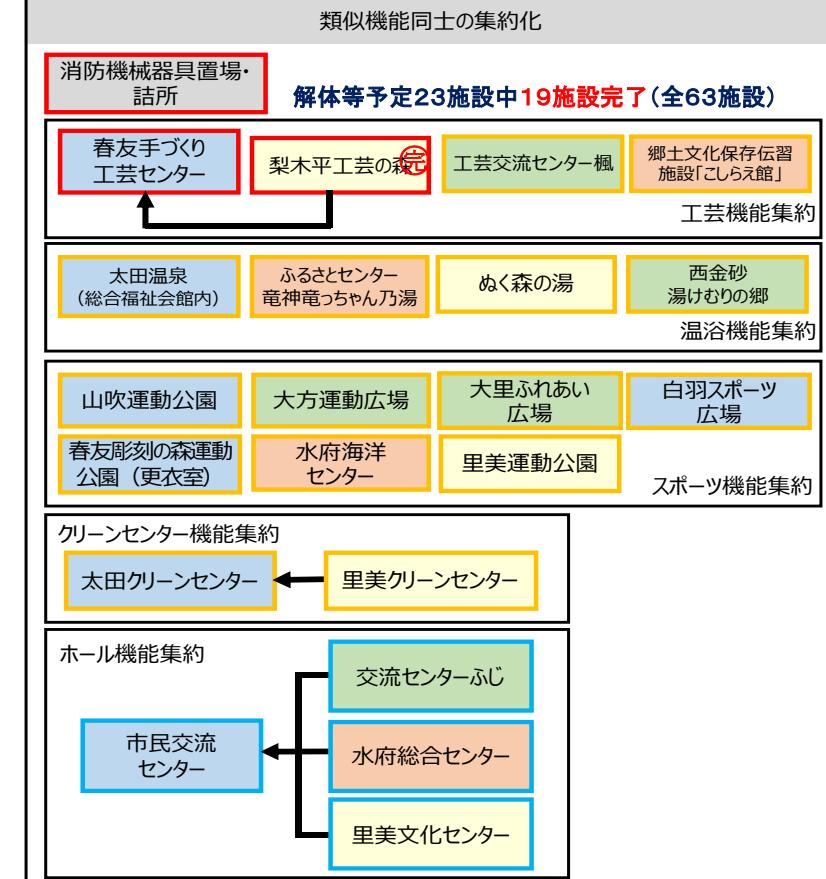
里美地区

46施設



広域的な統合

83施設



■地区別の再配置計画（計画改訂時（2025.3））

施設数 242 施設

地域

常陸太田地区

金砂郷地区

水府地区

里美地区

対応期限

短期
～3年

中期
4年～10年

長期
11年～20年

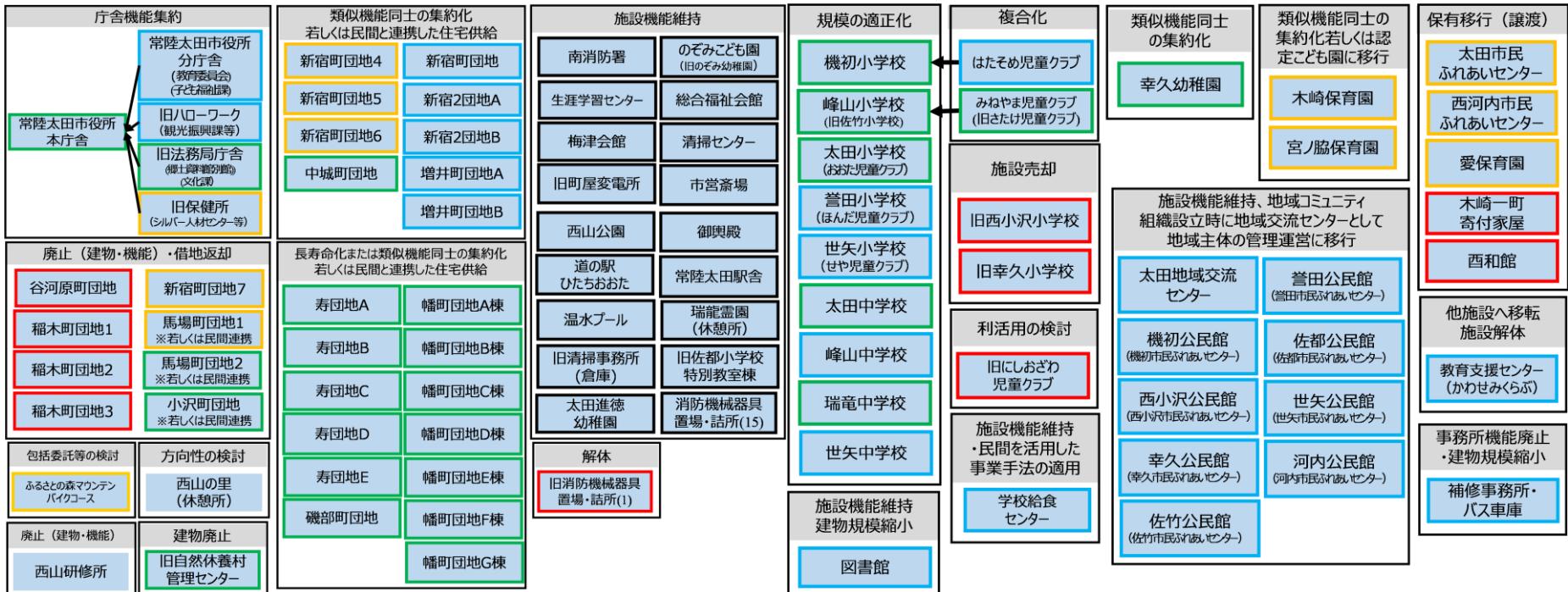
超長期
21年以上

対応期限
なし

※短期基準日：2024.4

常陸太田地区

107施設



地域

常陸太田地区

金砂郷地区

水府地区

里美地区

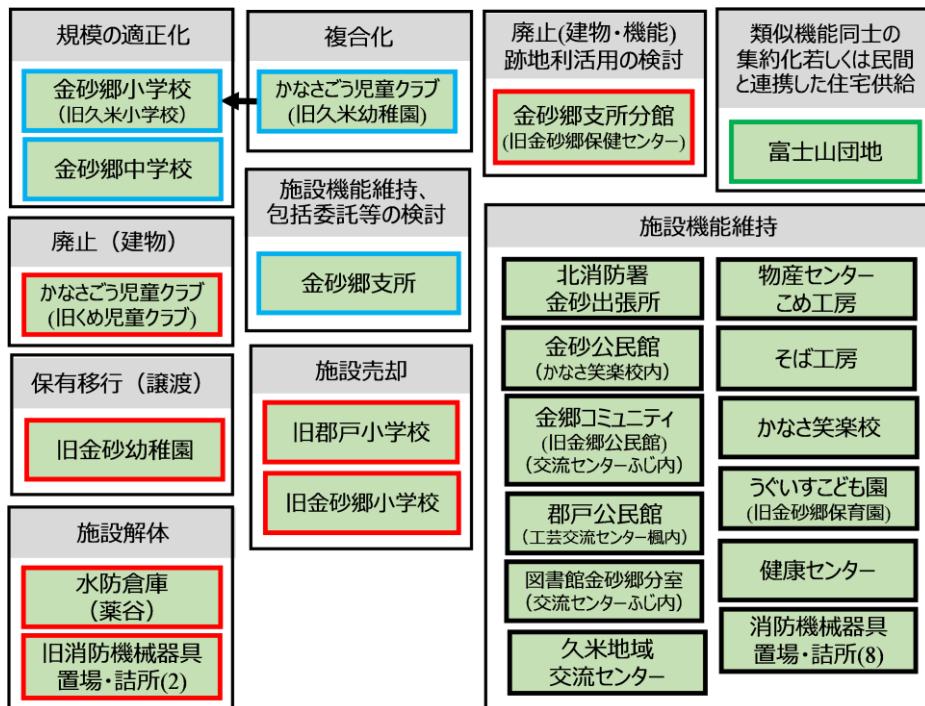
対応期限

短期
～3年中期
4年～10年長期
11年～20年超長期
21年以上対応期限
なし

※短期基準日: 2024.4

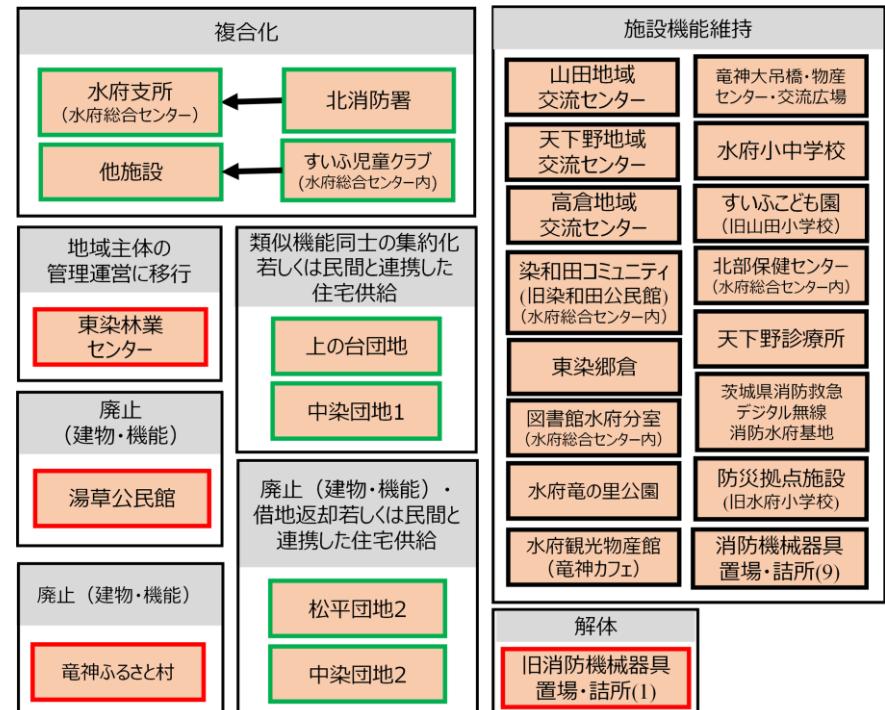
金砂郷地区

32施設



水府地区

35施設



地域

常陸太田地区

金砂郷地区

水府地区

里美地区

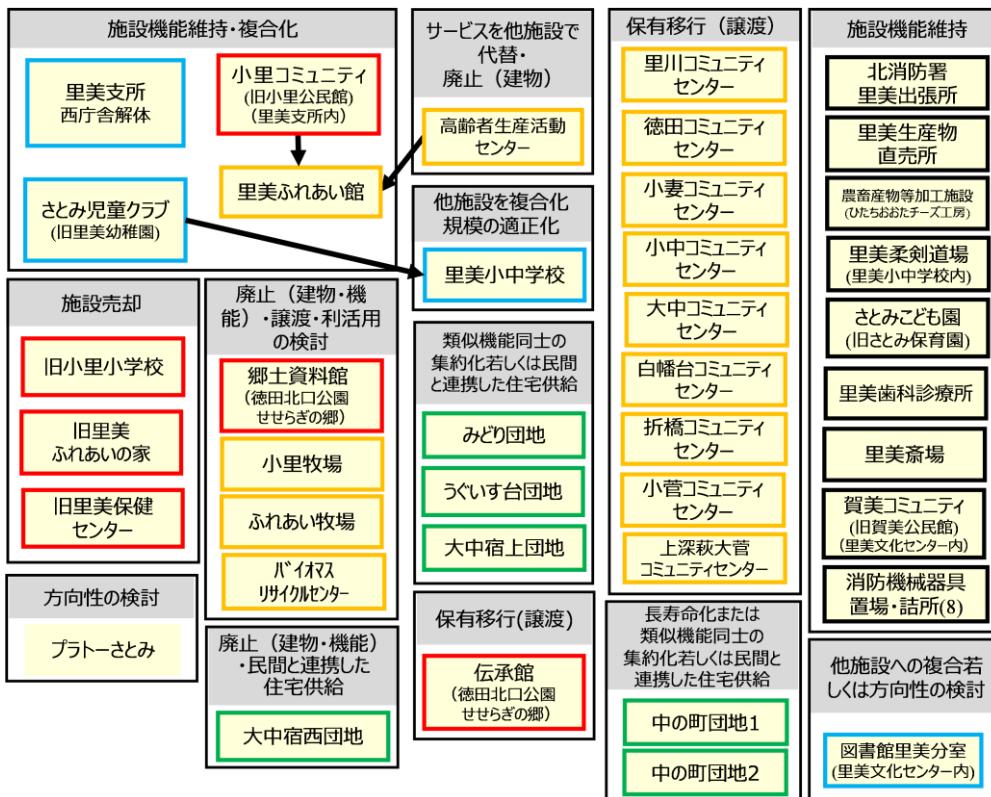
対応期限

短期
~3年中期
4年~10年長期
11年~20年超長期
21年以上対応期限
なし

※短期基準日: 2024.4

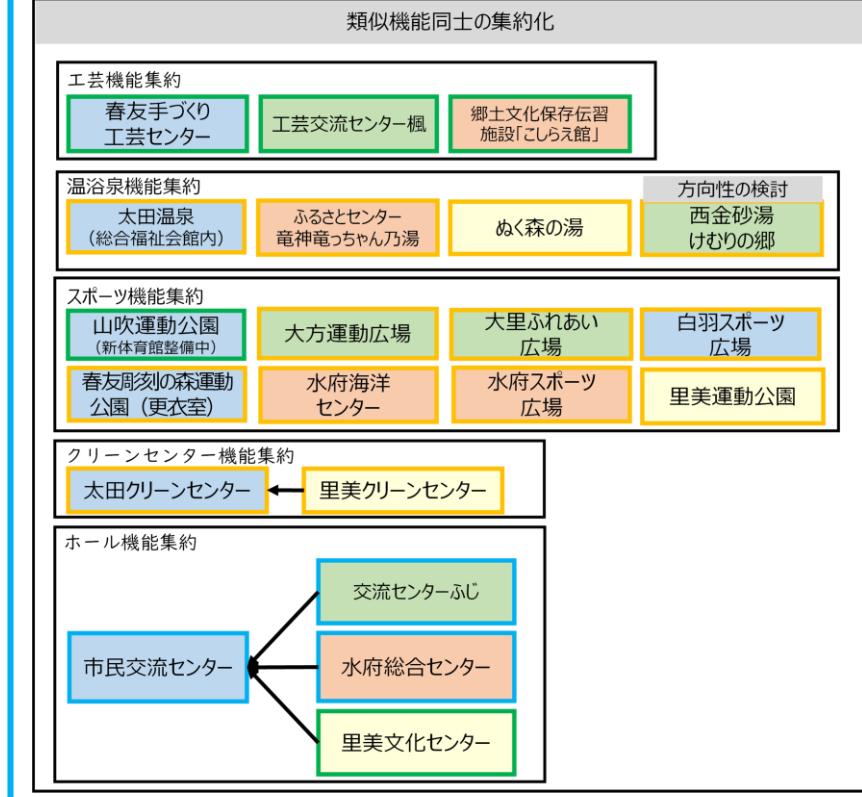
里美地区

47施設



広域的な統合

21施設



第2章 インフラ系施設の再配置方針（長寿命化方針）

(I) 道路

(ア) 対策の優先順位の考え方

全ての道路に対して、直ちに予防保全型維持管理へ転換することは困難です。そこで、道路の利用状況、周辺環境、規模・構造形式などを踏まえ、管理目標、管理水準を検討していきます。当面は、緊急の対応、定期的な維持管理を中心に実施し、道路の健全性の向上を目指します。

(イ) 基本情報(個別施設の状態等)

■目的・機能等	・道路は、自動車・自転車・歩行者などへの通行サービスを提供する施設である。また、電気・ガス・水道・下水道などのライフラインの収容や災害時の避難路になるといった機能も持つ。
■施設数等	・道路には国道・県道・市道の別がある。以下、市道について整理する。 ・一般道路は延長：1,636,994m、面積：6,887,795 m ² 、トンネルは4本有し、総延長 878m、自転車歩行者道は延長：3,104m、面積：6,628 m ² となっている。 ・平均幅員が4.0m以上の幹線道路は17.2%に留まり、平均幅員が4.0m未満の「その他の市道」(=生活道路)が82.8%と大半を占めている。
■施設の状態等	・一般道路において、重量車両の交通量が多い路線については、路面の傷みが激しく、定期的な維持補修が必要とされる。

(ウ) 対策の方向性 ※公共施設等総合管理計画の再掲

道路は、市域における住民や来訪者の移動を支える基盤として確実に維持管理する必要がありますが、幹線道路と生活道路で使われ方が異なるほか、将来的な人口減少や観光等の産業の動向等の状況変化に伴い利用者も変化することが想定されることから、以下の方向性で管理を行います。また、トンネルについても同様に、老朽化の状況に応じて計画的な管理を行います。

基本方針	取組の方向性
【基本方針 1】 公共施設等の総量適正化	災害等の非常時における道路ネットワークを確保することを前提として、狭隘で道路沿いに住宅がないなど、利用が非常に少ない道路区間については廃止の可能性を検討する。
【基本方針 2】 公共施設等に充当可能な財源の確保	施設の実態を反映した将来費用の試算を行うことにより、設置が見込まれる大規模改修や更新に備えた基金の適切な運用に努める。
【基本方針 3】 効果的かつ効率的な保全の実施	財政や人員の制約の下で道路の維持管理・更新を適切に行っていくために、様々な自治体で「アセットマネジメント」の具体化に向けた取組が行われている。今後、先進自治体における取組について調査研究を進め、本市の道路特性(交通量、地域特性等)や組織・人員体制に見合った管理基準やマネジメントの仕組みを検討していく。

【基本方針 4】 公民連携（PPP）の推進	工事発注の規模拡大や複数工種の一括発注等、業者のやる気や創意工夫を引き出しながらコスト縮減が期待される事業手法の導入について検討していく。
【基本方針 5】 全庁的な取組体制の構築	有効かつ効率的な維持管理等の計画策定に向け、点検結果や工事記録、コスト等の情報を相互に関連づけて有効活用する仕組みについて検討していく。

（エ）対策内容と実施時期

【概要】

対策項目	対策内容と実施時期
①点検の実施	・定期的な点検を実施することにより、経年状況を把握する。
②日常的な維持・管理	・点検結果を基に、日常的な管理や軽度の修繕として、排水井の土砂詰まりの清掃、路面の破損やアスファルト舗装の補修などの維持対応を隨時実施する。 ・平常時及び異常時（地震・台風など）にパトロールを実施し、道路ネットワークの安全・安心の確保に努める。
③修繕・更新等	・全ての道路に対して、直ちに予防保全型維持管理へ転換することは困難であるため、管理目標を検討する。

（オ）対策費用（縮減効果等）

今後、点検結果等を踏まえて対策内容を具体化し、対策費用を試算します。

対策費【従前】 (億円)	→	対策費【対策実施】 (億円)	縮減額 (億円)	縮減率 (%)
—	→	—	—	—

(2) 橋梁

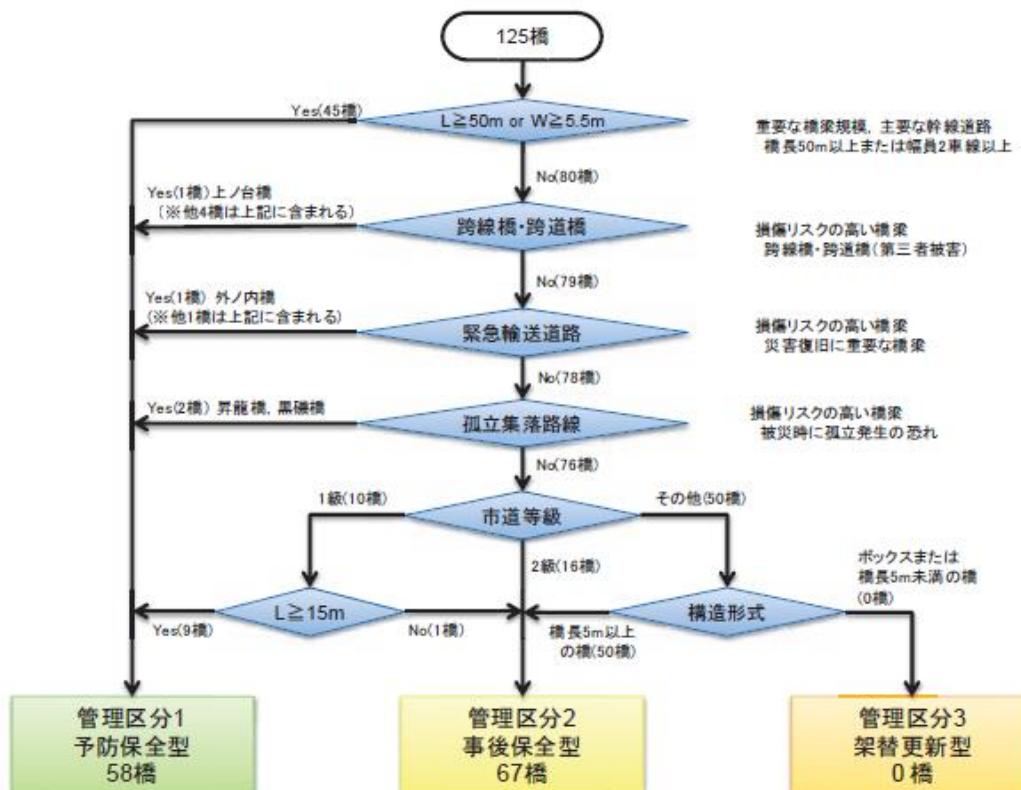
(ア) 対策の優先順位の考え方

全ての橋梁に対して、直ちに予防保全型維持管理へ転換することは困難です。そこで、道路の利用状況、周辺環境、橋梁の規模・構造形式などを踏まえ、橋梁群を3つの管理区分に分割し、管理目標、管理水準を設定します。当面（2028（令和10）年度まで）は、点検結果に基づき、緊急の対応、定期的な維持管理を中心に実施し、橋梁群の健全性の向上を目指します。

(イ) 基本情報(個別施設の状態等)

■目的・機能等	・道路ネットワーク形成のため、河川、渓谷あるいは他の道路、鉄道、水路等の上方にこれらを横断するために建設される構造物である。
■施設数等	<ul style="list-style-type: none"> 市が管理する橋梁は、合計で 818 橋（2023（令和 5 年）度末現在）、橋長が 9,621m となっている。 現在、橋長 14.5m 以上のものが 175 橋で約 2 割、6,191m で橋長合計の約 6 割となっている。
■施設の状態等	<ul style="list-style-type: none"> 建設後経過年数 50 年以上の高齢化した橋梁の割合は、現在は 9% である。ただし、高度経済成長期に多くの橋梁が建設されたことから、今後橋梁の高齢化が急速に進み、10 年後には高齢化した橋梁が 32%、20 年後には 55% へと急増する。
■その他	<ul style="list-style-type: none"> 優先順位の「管理区分」について、判定した結果を以下の通り「図表 2-1 管理区分別の施設数」に示す。

図表 2-1 管理区分別の施設数



出典：常陸太田市橋梁長寿命化修繕計画

(ウ) 対策の方向性 ※公共施設等総合管理計画の再掲

市では、橋梁の維持管理に係る費用の縮減を図りつつ、橋梁構造及び道路ネットワークの安全性・信頼性を確保することを目的として、2012（平成24）年度に「常陸太田市橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、同計画に基づく橋長14.5m以上の橋の管理を行ってきました。

また、同計画を2019（令和元）年度に改定し、橋長2.0m以上の橋梁について管理を行っているところです。

基本方針	取組の方向性
【基本方針1】 公共施設等の総量適正化	災害等の非常時における道路ネットワークを確保することを前提として、老朽化が進み利用が少ない橋梁については廃止の可能性を検討する。
【基本方針2】 公共施設等に充当可能な財源の確保	将来費用の試算について、修繕の実績を反映して適宜見直しを行うことにより、設置が見込まれる大規模改修や更新に備えた基金の適切な運用に努める。
【基本方針3】 効果的かつ効率的な保全の実施	橋梁マネジメントサイクルとして、「点検⇒計画⇒修繕・架替え⇒記録」の4段階が循環する仕組みを確立し、効率的に修繕及び架替えを実施していく。
【基本方針4】 公民連携（PPP）の推進	工事発注の規模拡大や複数工種の一括発注等、業者のやる気や創意工夫を引き出しながらコスト縮減が期待される事業手法の導入について検討していく。
【基本方針5】 全庁的な取組体制の構築	有効かつ効率的な維持管理等の計画策定に向け、点検結果や工事記録、コスト等の情報を相互に関連づけて有効活用する仕組みについて検討していく。

(エ) 対策内容と実施時期

【概要】

対策項目	対策内容と実施時期
①点検の実施	・橋梁群の健全性は、「道路橋に関する基礎データ収集要領（案）」（国土交通省 国土技術政策総合研究所）に準拠し、橋梁点検を定期的（概ね5年ごと）に実施することにより把握する。
②日常的な維持・管理	・点検結果を基に、日常的な管理や軽度の修繕として、排水枠の土砂詰まりの清掃、橋梁上の道路付属物の破損やアスファルト舗装の補修などの維持対応を隨時実施。 ・平常時及び異常時（地震・台風など）にパトロールを実施し、道路ネットワークの安全・安心の確保に努める。

③修繕・更新等	<p>・全ての橋梁に対して、直ちに予防保全型維持管理へ転換することは困難であるため、「管理区分」に基づいて管理目標を設定する。</p> <p>・2028（令和10）年度までは「対策判定区分」の緊急対応、定期的な維持管理の橋梁を中心に実施する。以降は、引き続き5年サイクルで定期点検の実施、長寿命化修繕計画の更新、計画的な修繕といったマネジメントサイクルを継続する。</p>
---------	--

【詳細】

③長寿命化へつながる修繕、架替えの費用縮減

以下の表のとおり、「管理区分」に応じた管理目標（=対策内容）を実施します。時期については、「対策判定区分」が緊急対応（1～3年）、要修繕（5年以内）のものを優先的に実施します。

図表 2-2 管理区分、管理目標、管理水準

管理区分	管理目標	対象橋梁	対策判定区分		
			E 緊急対応	C 要修繕	B 経過観察
1 予防保全型	点検に基づき損傷が軽微な段階で、小規模な補修工事を短いサイクルで行うなど、部材が致命的な損傷を受ける前に適切な対策を実施する。	重要な道路の橋梁 ^{※1} 損傷リスクの高い橋梁 ^{※2}	緊急に1～3年を目安に [1]	計画的に5年以内 [4]	必要に応じてCの補修時にあわせて実施する
2 事後保全型	損傷がある程度進行した段階で補修工事を行うなど、部材が要求される機能を喪失する直前に対策を実施する。	一般的な橋梁 (小規模な橋梁除く)	緊急に1～3年を目安に [2]	計画的に10年以内 [5]	
3 架替更新型	損傷が深刻化した後、巡回監視しながら大規模補修や更新が必要となってから対策を実施する。 必要に応じて重量規制なども行う。	上記以外の橋梁 (小規模な橋梁 ^{※3})	緊急に1～3年を目安に [3]		監視継続

※二重線は対策を実施する管理水準、[]数字は対策優先順位を示す

出典：常陸太田市橋梁長寿命化修繕計画

（オ）対策費用（縮減効果等）

計画的な修繕に取り組むことにより、管理橋梁群の健全性が向上でき、さらにこれまでの対症療法的な維持管理と比較して、50年間で約57億円の縮減効果があると試算しました。

※公共施設等総合管理計画の費用推計時点で橋梁長寿命化修繕計画が策定済みであったため、費用推計の前提として採用している。そのため、本計画の縮減効果としては計上されない。

対策費【従前】 (億円)	→	対策費【対策実施】 (億円)	縮減額 (億円)	縮減率 (%)
104	→	47	57	55

(3) 水道・簡易水道

(ア) 対策の優先順位の考え方

水道施設及び簡易水道施設については、施設の重要性や緊急性を踏まえ、計画的に施設の修繕・更新を進めます。特に管路については、布設してからの経過年数だけで判断するのではなく、漏水が多く発生している箇所や給水拠点施設へ水道水を供給している管路など、漏水により断水となった場合の影響度等も考慮し、優先順位をつけて順次更新することとします。また、更新と併せて耐震化も進めて行きます。

(イ) 基本情報(個別施設の状態等)

【水道事業】

図表 2-3 管路種類別延長及び施設数

施設種類		常陸太田地区	金砂郷地区	合計
管路	導水管	4,003m	4,390m	8,393m
	送水管	14,517m	3,721m	18,238m
	配水管	329,440m	143,551m	472,991m
取水場	河川水	2 箇所	河川水 3 箇所	河川水 5 箇所
	地下水	3 箇所	地下水 1 箇所	地下水 4 箇所
浄水場		2 箇所	3 箇所	5 箇所
配水池(槽)		10 箇所	5 箇所	15 箇所
ポンプ場		12 箇所	22 箇所	34 箇所
減圧井		4 箇所	-	4 箇所

※2023（令和5）年度末現在

【簡易水道事業】

図表 2-4 管路種類別延長及び施設数

施設種類		水府地区	里美地区	合計
管路	導水管	354m	4,384m	4,738m
	送水管	2,450m	0m	2,450m
	配水管	125,041m	67,451m	192,492m
取水場	河川水	2 箇所	表流水 5 箇所	河川水及び表流水 7 箇所
	地下水	1 箇所	地下水 2 箇所	地下水 3 箇所
浄水場		2 箇所	4 箇所	6 箇所
配水池(槽)		20 箇所	3 箇所	23 箇所
ポンプ場		35 箇所	5 箇所	40 箇所
減圧井		-	4 箇所	4 箇所

※2023（令和5）年度末現在

(ウ) 対策の方向性 ※公共施設等総合管理計画の再掲

水道施設及び簡易水道施設については、適正な維持管理を徹底することで長寿命化を図るとともに、多額の更新費用が見込まれることから、更新費用の平準化を図りながら計画的かつ効率的に管理・運営を行います。

また、人口減少等により、水需要も減少傾向にあるため、県等と連携して広域化等についても検討しながら、水道事業と簡易水道事業を統合する検討を進めます。

基本方針	取組の方向性
【基本方針 1】 公共施設等の総量適正化	人口減少等により、水需要も減少傾向にあるなか、既存施設の更新に併せて施設規模の見直しをするとともに、県等と連携して広域化等についても検討をしながら、水道事業と簡易水道事業を統合する検討を進め、施設の統廃合など総量適正化に取組みます。
【基本方針 2】 公共施設等に充当可能な財源の確保	施設の維持管理経費の縮減に努めるとともに、適正な水道料金水準を検討し、施設の更新費用の財源確保に努めます。
【基本方針 3】 効果的かつ効率的な保全の実施	適正な施設の維持管理を徹底することで長寿命化を図るとともに、更新費用の平準化を図りながら計画的かつ効率的に施設の維持管理を行います。
【基本方針 4】 公民連携（PPP）の推進	引き続き、施設の運転管理業務を民間委託し、効率的かつ効果的にサービスの品質確保に努めます。
【基本方針 5】 全庁的な取組体制の構築	施設の点検結果や工事記録等を記した水道施設台帳を作成し、施設情報の「見える化」を図るとともに、効率的に施設の維持管理を行い、全庁的な情報の共有に努めます。

(エ) 対策内容と実施時期

【概要】

対策項目	対策内容と実施時期
①点検の実施	・定期的な施設点検や漏水調査等を実施し、適正な維持管理の徹底に努めています。
②日常的な維持・管理	・施設の運転管理業務を民間委託するとともに、施設点検や漏水調査等の結果を基に、適正な維持管理を徹底することで、長寿命化を図ります。
③修繕・更新等	・更新費用の平準化を図りながら、優先順位をつけて計画的かつ効率的に修繕・更新を行います。

(オ) 対策費用(縮減効果等)

新水道ビジョンに基づき、今後の水需要を踏まえ、水道事業と簡易水道事業の統合や水道広域化等による浄水場の廃止や施設のダウンサイジングを検討し、対策費用を試算します。

対策費【従前】 (億円)	→	対策費【対策実施】 (億円)	縮減額 (億円)	縮減率 (%)
—	→	—	—	—

(4) 工業用水道

(ア) 対策の優先順位の考え方

工業用水道施設については、施設の重要性や緊急性を踏まえ、計画的に施設の修繕・更新を進めます。特に管路については、水道事業及び簡易水道事業と同じ考え方で対策を進めて行きます。

(イ) 基本情報(個別施設の状態等)

図表 2-5 管路種類別延長及び施設数

施設種類	常陸太田工業用水道	金砂郷地区工業用水道	合計
管路	導水管	4,125m	4,125m
	送水管	-	3,764m
	配水管	1,888m	2,675m
取水場	河川水 1箇所	地下水 1箇所	河川水及び地下水 2箇所
浄水場	1箇所	-	1箇所
配水池	-	1箇所	1箇所

※2023（令和5）年度末現在

(ウ) 対策の方向性 ※公共施設等総合管理計画の再掲

工業用水道施設については、適正な維持管理を徹底することで長寿命化を図るとともに、多額の更新費用が見込まれることから、更新費用の平準化を図りながら計画的かつ効率的に管理・運営を行います。

基本方針	取組の方向性
【基本方針 1】 公共施設等の総量適正化	水需要が低迷しているなか、既存施設の更新に併せて施設規模の見直しを行い、総量適正化に取組みます。
【基本方針 2】 公共施設等に充当可能な財源の確保	施設の維持管理経費の縮減に努めるとともに、適正な水道料金水準を検討し、施設の更新費用の財源確保に努めます。
【基本方針 3】 効果的かつ効率的な保全の実施	適正な施設の維持管理を徹底することで長寿命化を図るとともに、更新費用の平準化を図りながら計画的かつ効率的に施設の維持管理を行います。
【基本方針 4】 公民連携（PPP）の推進	引き続き、施設の運転管理業務を民間委託し、効率的かつ効果的にサービスの品質確保に努めます。
【基本方針 5】 全庁的な取組体制の構築	施設の点検結果や工事記録等を記した工業用水道施設台帳を作成し、施設情報の「見える化」を図るとともに、効率的に施設の維持管理を行い、全庁的な情報の共有に努めます。

(エ) 対策内容と実施時期

【概要】

対策項目	対策内容と実施時期
①点検の実施	・定期的な施設点検や漏水調査等を実施し、適正な維持管理の徹底に努めています。
②日常的な維持・管理	・施設の運転管理業務を民間委託するとともに、施設点検や漏水調査等の結果を基に、適正な維持管理を徹底することで、長寿命化を図ります。
③修繕・更新等	・更新費用の平準化を図りながら、優先順位をつけて計画的かつ効率的に修繕・更新を行います。

(オ) 対策費用（縮減効果等）

今後、点検結果等を踏まえて対策内容を具体化し、対策費用を試算します。

対策費【従前】 (億円)	→	対策費【対策実施】 (億円)	縮減額 (億円)	縮減率 (%)
—	→	—	—	—

(5) 下水道

(ア) 対策の優先順位の考え方

下水道施設については、施設の劣化度や重要性を踏まえ、優先順位をつけて計画的に施設の修繕・更新を進めます。

(イ) 基本情報(個別施設の状態等)

図表 2-6 管路延長及び施設数

施設種類	公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集落排水	戸別合併処理 浄化槽
管路	161,363m	59,617m	104,202m	—
マンホール ポンプ	15 箇所	19 箇所	156 箇所	—
処理場	—	1 箇所	9 箇所	—
合併処理 浄化槽	—	—	—	1,360 基

※上段は、2023（令和5）年度末現在
() 内は、2012（平成27）年度末現在

(ウ) 対策の方向性 ※公共施設等総合管理計画の再掲

下水道施設については、適正な維持管理を徹底することで長寿命化を図るとともに、今後、多額の更新費用が見込まれることから、更新費用の平準化を図りながら計画的かつ効率的に管理・運営を行います。

また、人口減少等による水需要の減少に伴い、汚水量も減少する見込みであるため、県等と連携して広域化等についても検討を進めるとともに、戸別合併処理浄化槽については、新規整備は2023（令和5）年度までとし、2024（令和6）年度以降は維持管理のみを行います。

基本方針	取組の方向性
【基本方針1】 公共施設等の総量適正化	人口減少等による水需要の減少に伴い、汚水量も減少する見込みであるため、生活排水処理の方法や施設規模の見直しをするとともに、県等と連携して広域化等についても検討し、施設の統廃合など総量適正化に取組みます。
【基本方針2】 公共施設等に充当可能な財源の確保	施設の維持管理経費の縮減に努めるとともに、適正な下水道使用料水準を検討し、施設の更新費用の財源確保に努めます。
【基本方針3】 効果的かつ効率的な保全の実施	適正な施設の維持管理を徹底することで長寿命化を図るとともに、更新費用の平準化を図りながら計画的かつ効率的に施設の維持管理を行います。
【基本方針4】 公民連携（PPP）の推進	引き続き、施設の運転管理業務等を民間委託し、効率的かつ効果的にサービスの品質確保に努めます。
【基本方針5】 全庁的な取組体制の構築	施設の点検結果や工事記録等を記した下水道施設台帳を作成し、施設情報の「見える化」を図るとともに、効率的に施設の維持管理を行い、全庁的な情報の共有に努めます。

(エ) 対策内容と実施時期

【概要】

対策項目	対策内容と実施時期
①点検の実施	・定期的な施設点検や調査を実施し、適正な維持管理の徹底に努めています。
②日常的な維持・管理	・施設の運転管理業務等を民間委託するとともに、施設点検や調査等の結果を基に、適正な維持管理を徹底することで長寿命化を図ります。
③修繕・更新等	・更新費用の平準化を図りながら、優先順位をつけて計画的かつ効率的に修繕・更新を行います。

(オ) 対策費用(縮減効果等)

今後、点検結果等を踏まえて対策内容を具体化し、対策費用を試算します。

対策費【従前】 (億円)	→	対策費【対策実施】 (億円)	縮減額 (億円)	縮減率 (%)
—	→	—	—	—

(6) 公園

(ア) 対策の優先順位の考え方

公園は、都市計画法等の規定に基づき設置義務が課されているものや市が公の施設として設置した親水公園、道路整備事業の一環で設置したものなど設置事由が複数あります。これらのうち、設置義務が課されていない公園については、今後の管理費用縮減の観点から利用状況、地権者等の状況を踏まえ、設置継続又は廃止の判断について優先順位を付けて行います。一方で、設置義務が課されている公園については、管理費用抑制の観点から民間委託等を検討しながら効果的かつ効率的な維持管理を行い、長寿命化及び更新費用の平準化を図ります。

(イ) 基本情報(個別施設の状態等)

■目的・機能等	・公園は、住民の憩いやスポーツ、レクリエーション、散策の場である。遊具が設置されているものから単にベンチが置かれているものなど様々な設備、規模の公園が市内各所に設置されている。
■施設数等	・公園は法に基づき設置義務が課されているものと課されていないものがある。以下、区別別に記載する。 ・設置義務が課されている公園は、65箇所、総面積 134,633 m ² となっている。 ・設置義務が課されていない公園は、31箇所、総面積 153,763 m ² となっている。
■施設の状態等	・過疎地域など人口減少が著しい地区において、利用者が著しく減少しているにも関わらず、維持管理のみ行われ続けている公園があり、設置の継続の判断が必要である。 ・遊具が設置されている公園については、定期的な維持補修、更新が必要となる。

(ウ) 対策の方向性 ※公共施設等総合管理計画の再掲

公園については、適正な維持管理を徹底することで長寿命化を図るとともに、協定に基づく町会等への管理委託や民間活力を活用し、管理費用の削減を図ります。

また、公園は住民の利用に供している間は除草や遊具の点検など経常的な費用が発生することから、今後の将来費用の抑制のため、統廃合を検討するとともに、法令の義務がなく廃止が可能な施設については、利用状況を踏まえ今後も設置し続けていくかの見極めを行います。

基本方針	取組の方向性
【基本方針1】 公共施設等の総量適正化	人口減少等により利用者が減少することが見込まれるため、施設規模の見直しと併せて統廃合を検討するとともに、法令等の規制がなく廃止が可能な施設については、施設の廃止を検討し、総量適正化に取組みます。
【基本方針2】 公共施設等に充当可能な財源の確保	施設の維持管理経費の縮減に努めるとともに、施設の更新費用の財源確保に努めます。
【基本方針3】 効果的かつ効率的な保全の実施	適正な施設の維持管理を徹底することで長寿命化を図るとともに、更新費用の平準化を図りながら計画的かつ効率的に施設の維持管理を行います。
【基本方針4】 公民連携（PPP）の推進	民間委託が可能な施設については、公民連携を推進し、効率的かつ効果的な施設の管理運営を行います。
【基本方針5】 全庁的な取組体制の構築	有効かつ効率的な維持管理のため、点検結果や工事記録、コスト等の情報を勘案し、利用状況を踏まえ、有効活用する仕組みについて検討します。

(エ) 対策内容と実施時期

【概要】

対策項目	対策内容と実施時期
①点検・現況把握の実施	・定期的な点検を実施することで、経年状況を把握します。 ・統廃合の検討を行う公園や設置義務が課されていない公園については、利用状況を把握します。
②日常的な維持・管理	・敷地の除草などの日常的な管理の他、点検結果を基に遊具の修繕を行います。 ・民間委託等維持管理手法を検討するとともに、点検結果を基に、適正な維持管理を徹底することで長寿命化を図ります。
③修繕・更新等	・更新費用の平準化を図りながら、優先順位をつけて計画的かつ効率的に修繕・更新を行います。
④統廃合・廃止	・公園の現況を踏まえ、統廃合の可否を判断し、設置義務が課されていないものは借地を優先して廃止を検討します。 ・廃止した公園の底地は、借地は返却し、市有地は処分や利活用を検討します。

(オ) 対策費用（縮減効果等）

今後、点検結果等を踏まえて対策内容を具体化し、対策費用を試算します。

対策費【従前】 (億円)	→	対策費【対策実施】 (億円)	縮減額 (億円)	縮減率 (%)
—	→	—	—	—

第3章 再配置の推進に向けて

(1) 個別施設における取組の具体化

本計画では、個別施設の再配置の方針と対応期限を提示しています。今後は、各年度の予算編成等のプロセスの中で具体的な取組（調査、検討、協議等）を明らかにし、実行に移します。その際、必要に応じて、個別施設計画、施設ごとの基本計画・基本構想等の策定、その他調査・調整等を行い、再配置の実施に向けて取り組んでいきます。

(2) 個別施設における記載内容の更新（1年ごと）

本計画では、現時点での個別施設の状態や対策費用等を記載しています。ただし、今後施設ごとに点検・診断を実施していくに当たり、個別施設の状態は常に更新されます。また、取組の具体化を進めるに当たり、より詳細な調査・検討によって対策内容や対策費用等も具体化していきます。そのため、1年ごとに各施設における取組の進捗状況や情報更新を調査し、本計画における記載内容を更新することで、より現状にあった計画としていきます。

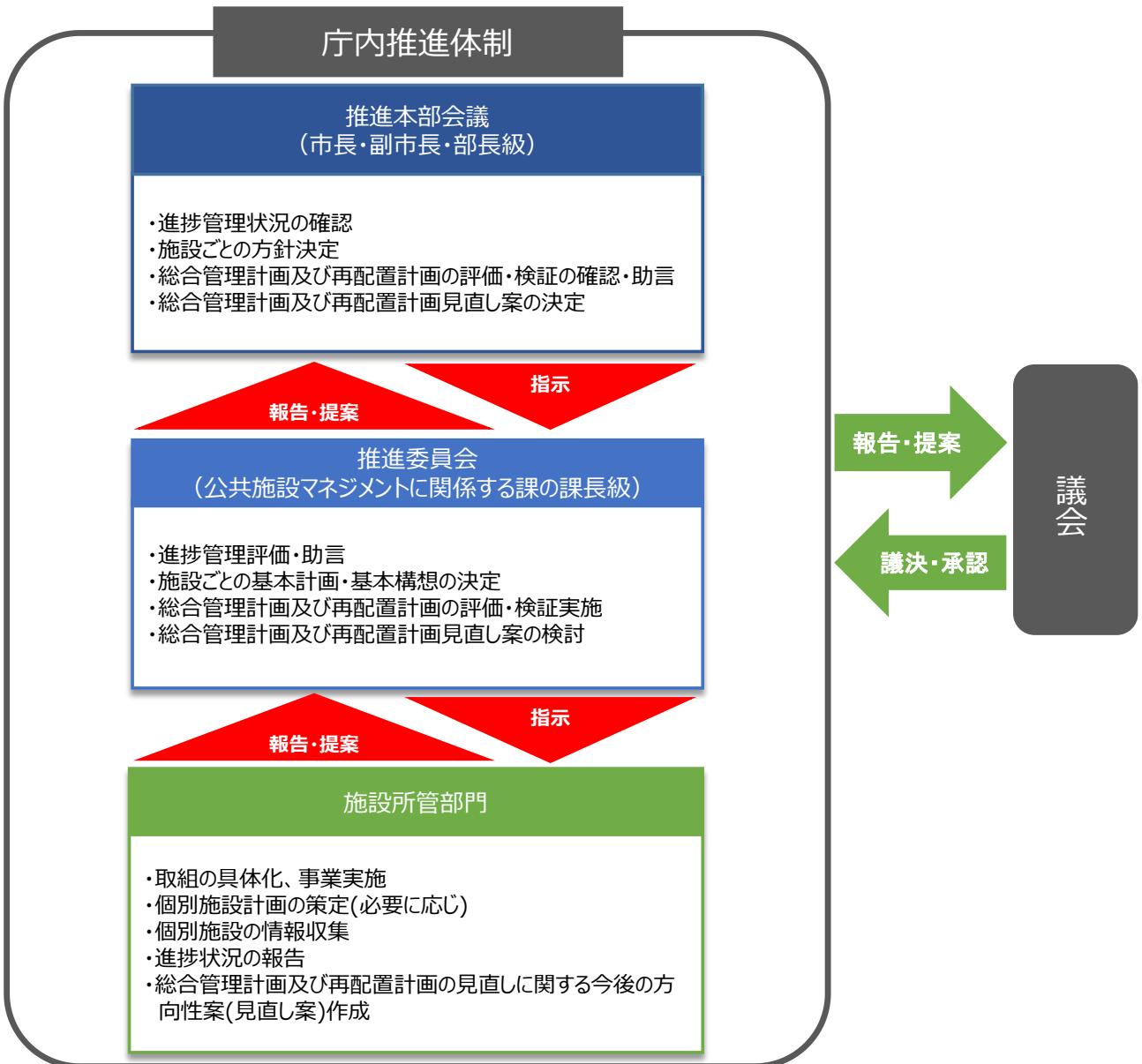
(3) 計画の検証・見直しの実施（5年ごと）

公共施設等のマネジメントは長期にわたる取組であることから、将来的な人口動向や歳入・歳出の状況、国の制度変更等の社会経済情勢の変化に対応した計画の見直しを行い、実情に合った適切な管理・改修等を行うことが求められます。検証・見直しは、『常陸太田市総合計画』及び『常陸太田市公共施設等総合管理計画』に合わせ、概ね5年ごとに実施します。

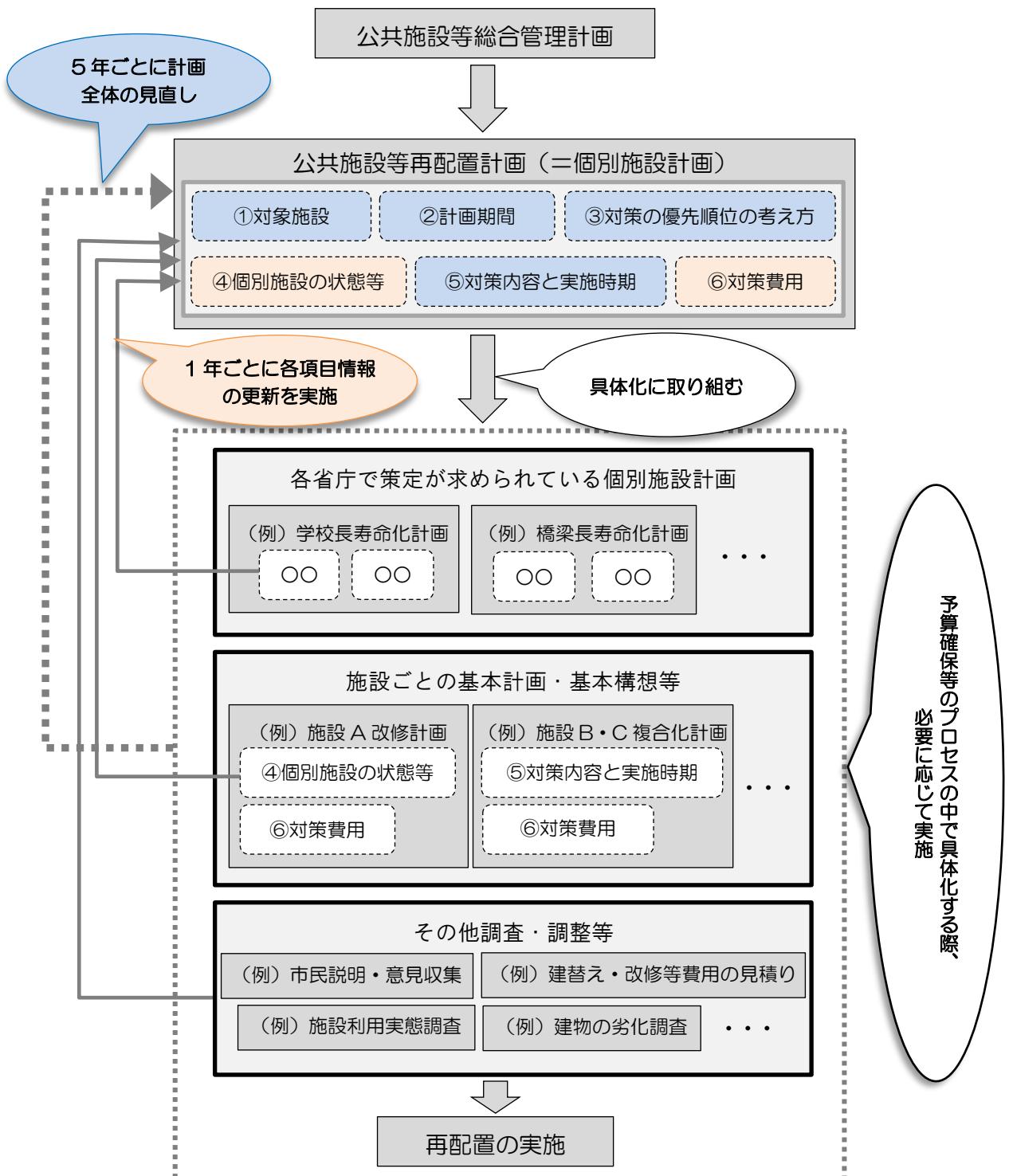
(4) 市民、利用団体への説明

公共施設等、特に建物系施設については、実際に利用する市民や団体の理解を得ながら取組を進めていく必要があることから、本計画で提示した個別施設の方針を十分に説明し、市民や利用団体の理解と協力のもと、計画を推進していきます。

図表 3-I 庁内推進体制



図表 3-2 更新・見直しプロセス





発行 常陸太田市

〒313-8611 茨城県常陸太田市金井町 3690
TEL 0294-72-3111 (代)

2019（平成 31）年 3 月
2024（令和 6）年 3 月 改訂
2025（令和 7）年 3 月 改訂